

平成19年度 実績評価書（要旨）

評価実施時期：平成19年4月～6月

担当部局名：審査局管理企画課

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置（平成18年度）	政策体系上の位置付け 【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策1 迅速かつ実効性のある法運用 1-1 独占禁止法違反行為に対する措置											
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。												
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【施策の目標（目標達成時期）】 独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速（小売業に係る不当廉売事件について2か月を目途）に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。（各年度） 【評価結果の概要】 （施策の実施状況） ○平成18年度の事件処理件数は131件（前年度比47.2%増）（内訳 法的措置13件（同31.6%減）、警告9件（同28.6%増）、注意74件（同57.4%減）） ○課徴金納付命令の総額358億1981万円（延べ119事業者）。確定した課徴金額は92億6367万円（延べ158事業者）であり、同金額は過去4番目に多いものとなっている。 ○刑事告発は2件。初めて、同一年度内に対象商品・役務が異なる複数の事件について刑事告発を行った。 （必要性） 国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応するため、①入札談合・価格カルテル、②IT・公益事業分野、知的財産権分野、③中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法（優越的地位の濫用、不当廉売等）、④流通分野における不公正な取引方法等の事案に積極的に取り組んだ。 （有効性） 法的措置の件数は減少したものの、国土交通省等発注の水門設備工事に係る入札談合事件など国民生活に重大な影響を与えるようなインパクトある事件のほか、塩ビ床シート等に係るカルテル事件、農業メーカーによる再販売価格維持事件など多様な事件の処理に努めたこと、確定した課徴金額が過去4番目に多いものであること、異なる分野においてそれぞれ刑事告発を行ったことなど、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成していると考えられる。 （効率性） ○平成18年度において法的措置を採った全事件の平均審査期間は約9か月であり、平成17年度の約8か月に比べ1か月ほど日数が増加している。しかし、平成18年1月から施行された改正独占禁止法に基づき、すべての事件において事前手続を行い（事前手続開始から排除措置命令等まで平均約40日）、排除措置命令と課徴金納付命令を同時に行っていること等を考慮すれば、迅速処理が図られたものと評価できる。 ○平成18年度においては、昨年度より42件多い131件の事件処理を行っている（小売業に係る不当廉売の事案を除く。）ところ、申告件数に対する処理の比率としては前年度に比べて2.0%のポイント減少となっている。これは、本年度の申告件数が過去5年間で最も多く、昨年度の1.8倍にも上っていることが大きな要因であると考えられるが、今後も、事件処理比率を向上させるため、事件処理の一層の迅速化及び事件処理における業務の効率性を高めることとともに、事件処理部門の体制強化が必要であると考えられる。 ○平成18年1月に導入された課徴金減免制度について、平成18年度においてなされた課徴金減免申請の件数は79件であり、6事件について当該制度が適用されたことを明らかにしているところ、当該制度の導入については、カルテルの発見・解明の容易化、企業の法令遵守体制の推進に寄与していると評価でき、導入の効果があつた。 （今後の課題） ○改正された独占禁止法を最大限に活用するため、課徴金減免制度の導入に伴う審査担当部門の一層の強化、犯則調査権限の活用等の取組が必要である。 ○申告件数が増加しており、これまで以上に事件処理を迅速に行うことが求められている。このため、引き続き、事件処理部門の体制強化を図るとともに、限られたリソースの有効活用、職員の審査能力の向上を図っていく必要がある。 ○中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法については、今後とも、審査能力の一層の向上を含め審査体制の強化が必要である。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th><th>年月日</th><th>記載事項（抜粋）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第164回国会 施政方針演説</td><td>平成18年1月20日</td><td>市場における公正な競争を確保するため、改正された独占禁止法に基づき、違反行為には厳正に対処します。</td></tr> <tr> <td>第166回国会 施政方針演説</td><td>平成19年1月26日</td><td>国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。</td></tr> <tr> <td>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006</td><td>平成18年7月7日</td><td>第2章 成長力・競争力を強化する取組 2. 民の活力を引き出す制度とルール （2）市場活力や信頼の維持と向上 （競争政策の一層の厳格化） 「改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図る」</td></tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	第164回国会 施政方針演説	平成18年1月20日	市場における公正な競争を確保するため、改正された独占禁止法に基づき、違反行為には厳正に対処します。	第166回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	第2章 成長力・競争力を強化する取組 2. 民の活力を引き出す制度とルール （2）市場活力や信頼の維持と向上 （競争政策の一層の厳格化） 「改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図る」
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）											
第164回国会 施政方針演説	平成18年1月20日	市場における公正な競争を確保するため、改正された独占禁止法に基づき、違反行為には厳正に対処します。											
第166回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。											
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	第2章 成長力・競争力を強化する取組 2. 民の活力を引き出す制度とルール （2）市場活力や信頼の維持と向上 （競争政策の一層の厳格化） 「改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図る」											

平成19年度 総合評価書（要旨）

評価実施時期：平成19年4月～6月

担当部局名：審査局管理企画課

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置 ー建設資材価格調査業務に係る入札談合の排除後の市場の動向ー		政策体系上の位置付け 【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策 1 迅速かつ実効性のある法運用 1ー1 独占禁止法違反行為に対する措置
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合には排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価の目的（ねらい）及び観点】 建設資材価格調査業務に係る入札談合事件（平成15年6月12日勧告）を取り上げ、公正取引委員会による違反行為の排除が行われることにより、競争に対する発注者等の意識が変わり、自主的な改善策が講じられること等によって、違反行為により競争が制限されていた市場がどのように変化したかを、発注方法の改善、新規参入の状況、落札率の変化を通じて検証し、評価する。		
	【評価結果の概要】 （有効性） ○発注方法の変化 平成13年度の発注において、関東地方整備局及び1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県）は、いずれも、指名競争入札又は指名見積り合わせの方法を採っていた。 国土交通省は、平成15年6月26日、排除勧告を受けた2法人から、公正取引委員会の排除勧告を応諾したとの報告並びに独占禁止法違反行為の再発防止策及び業務運営の改善策についての報告を受け、国土交通省における資材調査、労務費調査等に係る改善事項等を取りまとめ、公表した。これを踏まえ、関東地方整備局は、平成16年度及び同17年度における発注において簡易公募型競争入札の方法を採用し、平成18年度の発注においては、簡易公募型プロポーザルの方法を採用している。 また、長野県は、平成15年度の発注以降、公募型プロポーザル方式を採用しており、神奈川県は、平成18年度の発注において、一般競争入札を採用している。		
	○新規参入の状況 複数の発注者が、公正取引委員会の勧告審決を契機として、競争性確保の観点から、排除勧告を受けた2法人以外の事業者も指名するようにしたとしており、関東地方整備局及び1都8県発注の建設資材価格調査業務においては、平成15年度又は同16年度の発注以降、この2法人以外の事業者も入札に参加するようになった。また、これらの新規参入業者が受注するケースも見受けられるようになった。		
	○落札率のばらつき 審査結果公表後は、発注者ごとにみても、各年度で落札率にばらつきがみられるようになった。落札率のばらつきには、これまで基本的に排除勧告を受けた2法人のみが存在していた市場に、他の事業者が参入したことが影響していると考えられる。		
	（今後の課題） ○今後も、措置を採った事案について、その後の市場の状況、違反行為を行った事業者の事業活動等の変化を追跡し、現状及び問題点の把握、排除措置の有効性の検証等を積極的に行うべきと考えられる。 ○市場をより競争的なものとする観点からは、関係人事業者のみならず、対象商品・サービスの需要者の競争に対する意識を一層向上させるような措置が有効であると考えられることから、このような措置を排除措置に盛り込めるものは盛り込み、そうでないものは別途方策を検討するなど、このような措置の工夫・開発を積極的に行っていく必要があると考えられる。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第164回国会 施政方針演説	平成18年1月20日	市場における公正な競争を確保するため、改正された独占禁止法に基づき、違反行為には厳正に対処します。
	第166回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	第2章 成長力・競争力を強化する取組 2. 民の活力を引き出す制度とルールの改革 （2）市場活力や信頼の維持と向上 （競争政策の一層の厳格化） 「改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図る」

平成19年度 実績評価書（要旨）

評価実施時期：平成19年4月～6月

担当部局名：経済取引局企業結合課

施策名	企業結合の審査（平成18年度）		政策体系上の位置付け 【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策1 迅速かつ実効性のある法運用 1－2 企業結合の審査
施策の概要	企業結合行為（株式保有、合併、事業譲受け等）について、提出された報告や届出、事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い、競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止する。また、企業結合の透明性を高めるため、主要な企業結合事例の公表等を行う。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【施策の目標（目標達成時期）】 企業結合に対して迅速（第1次審査については30日以内、第2次審査については90日以内）かつ的確な審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。（各年度） 【評価結果の概要】 （必要性） 複数の企業が、株式保有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係（結合関係）が形成・維持・強化されることにより、市場構造が非競争的に変化する場合、価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから、独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。企業結合審査は、このような独占禁止法の規定に基づき行われるものであり、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。 （有効性） ○迅速かつ的確な審査 平成18年度の届出等受理の総件数は1,189件であり、すべての届出事案について、待機期間である30日以内に審査を終了している。事前相談手続における第1次審査及び第2次審査についても、すべて定められた期間内に審査を終了している。 また、国際的な企業結合事案について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審査を実施するとともに、民間のエコノミストを企業結合審査部門に配置するなどして、より精緻な分析による審査に取り組んでおり、経済分析が必要な事案については、各商品の価格・数量データを用いて、各メーカーの商品間の需要の交差弾力性を計測することにより、当事会社の商品間の代替性の程度を検証している。 このように、定められた期間内に処理するとともに、経済分析の活用など国際的に整合性のとれた審査を実施するなど、迅速かつ的確な企業結合審査が行われているものと評価できる。 ○企業結合ガイドラインの改正 企業結合ガイドラインの改正により、個々の企業結合計画について、どのような観点から一定の取引分野が画定されるのか、セーフハーバーに該当するような事案であるか否か、輸入や参入が具体的にどのような要素を踏まえて評価されるかなど、企業結合審査の判断要素がより明確に示されており、企業結合審査の透明性・予見可能性を向上させるものと評価できる。 （効率性） すべての届出事案について、待機期間である30日以内に審査を終了している。また、事前相談手続における第1次審査及び第2次審査についても、すべて定められた期間内に審査を終了している。ただし、一部において、事前相談の開始までに時間を要する事案もみられた。 （今後の課題） ますます複雑化・国際化する企業結合事案の増加に対し、より一層迅速かつ的確に対処するため、引き続き、経済分析等の専門的知識を有するエコノミストなど外部人材を積極的に活用するほか、海外の競争当局との連携が必要な国際的な企業結合事案等に対応できるような企業結合審査部門の体制の整備及び大型・複雑な事案への重点的な人員投入により、機能・体制の一層の強化を図ることが必要である。		
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	年月日 平成18年7月7日

平成19年度 総合評価書（要旨）

評価実施時期：平成19年4月～6月

担当部局名：経済取引局企業結合課

施策名	政策体系上の位置付け		
	【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策1 迅速かつ実効性のある法運用 1-2 企業結合の審査		
施策の概要	企業結合行為（株式保有、合併、事業譲受け等）について、提出された報告や届出、事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い、競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止する。また、企業結合の透明性を高めるため、主要な企業結合事例の公表等を行う。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価の目的（ねらい）及び観点】 企業結合審査においては、様々な要因を検討した上で、独占禁止法上の問題の有無について判断を行っており、これら考慮要因のうち、輸入圧力については、近年の経済のグローバル化の進展に伴い、これをどのように評価するのかという点がますます重要となってきた。このような状況を踏まえ、過去の企業結合審査事例のうち輸入圧力が働く蓋然性が高いと認定したものを対象に、企業結合後において実際に輸入圧力が働いていたかどうかを検証する。 【評価結果の概要】 （対象事案の概要） 三井石油化学と三井東圧化学との合併では、フェノール（注）に関しては、合算シェアが50%を超え第1位となり第2位との格差が拡大する上、販売における競争事業者数（当事会社を含む。）も4社から3社に減少することとなるものの、競争事業者が存在することのほか、以下の考慮事項を勘案し、本件合併によって直ちにフェノールの取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した（平成9年4月）。 輸入比率は平成7年度で1.7%と低いが、以下の理由から、当事会社が国内市場における価格や数量をコントロールする力はないと判断した。 ・メーカー間に品質差はなく、ユーザー側において、原料として用いる際に使い慣れ等の問題はない。 ・主なユーザーに輸入の経験があり、また、ロット、荷姿、運搬、保管の面で問題が少ない。 ・輸入価格、輸出価格及び国内価格は近年ほぼ同水準で推移しており、国内市場及び海外市場共通の価格形成が行われているとみられる。 ・輸入比率が低いが、国内価格と海外価格はほぼ同水準であり、かつ、現在は国内メーカーの供給能力があるため、わざわざ輸入するまでもないとの理由と考えられる。 ・フェノールの大手・中小ユーザーは、海外価格をみながら価格交渉を行っているほか、国内メーカーとの価格交渉を有利に行う等の目的から、輸入を続ける方針を採っているものもある。 （注）フェノールは、プロピレン、ベンゼン等から製造される石油化学品である。 （有効性） ○輸入圧力の評価の妥当性の検証 合併後の輸入数量及び輸入比率の動きをみると、合併後から平成13年度までは、輸入数量はほぼ横這いで増えておらず、輸入比率も1～3%程度と低いままである。しかし、以下のような状況から、合併審査時の判断は的確なものであり、有効な企業結合審査が行われているものと評価できる。 ・フェノールの場合、輸入・保管・運搬に当たっては温度管理が必要であり、輸送船の船賃や保管のためのタンクの費用等がかかるが、輸送船やタンクの手配は可能であり、アジアからの輸送距離は短く、リスクも少ないため、流通上の輸入障壁は必ずしも大きくないと考えられる。 ・フェノールについては、国内品と輸入品の間には品質面で差がなく、また、多くのユーザーが過去に輸入経験を有しており、海外メーカーや輸入品の価格の情報を収集するなどして常に輸入の検討を行っているため、使い慣れといった問題もないと考えられ、潜在的な輸入圧力は強いと考えられる。 ・近年、アジアにおいて相次いでプラントの新設・増設が行われ、国内品と輸入品の代替性が高い状況においては、日本への輸入圧力は一層強まると考えられる。 ・ユーザーは、実際には輸入を行っていないものの、原料価格（ベンゼンやナフサ）や海外（アジアや米国）価格を価格交渉の材料に用いたり、輸入品の調達可能性を常に探るなど、価格交渉力を維持する工夫を行っており、輸入量や輸入比率はあまり高くはないとしても、海外からの潜在的な競争圧力は存在し、国内価格に影響を与えていたと判断することができると考えられる。 ○競争制限の有無の検証 審査当時には十分存在するとされた国内の供給余力は縮小しており、また、当事会社の合算シェアはあまり変化しておらず、輸入比率も高まらなかった。しかし、輸入に係る制度的な障壁はなく、国内品と輸入品は品質面では同等であるため、一定の費用を払って輸送・保管の手当てを行えば、輸入は可能であり、海外における供給能力も拡大したことから、海外からの潜在的な競争圧力は一定程度働いていると認められ、その結果として、内外価格にある程度の連動性がみられる。 また、原料であるベンゼン価格からの利幅をみると、合併後、数年間は利幅が拡大している様子はみられず、また、フェノールメーカーだけでなくユーザーも、価格交渉力の変化は感じなかったとしており、合併の結果としての価格支配力の形成を示唆する情報は得られなかった。このことから、合併の結果、競争を実質的に制限することとはならなかったものと考えられ、合併審査時の判断は的確であり有効な企業結合審査が行われているものと評価できる。 （今後の課題） ○今後の企業結合審査においても、本件のように、輸入比率が低い場合の潜在的輸入圧力の評価に当たっては、データ分析や綿密なヒアリング等による注意深い検討を行うなど、事案に即した審査を行っていくことが重要であると考えられる。 ○今後も引き続き過去の企業結合事案について、企業結合後の状況について事後的に検証し、仮に審査当時の見通しと異なっている事例があれば、その要因を検証し、その結果を今後の企業結合審査に反映させていくことが重要であると考えられる。		
	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	第2章 成長力・競争力を強化する取組 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化 （1）国際競争力の強化 ②アジア等海外のダイナミズムの取り込み ・グローバル化に伴う競争の進展に対応し、予見可能性や手続の透明性・迅速性を高めるため、「独占禁止法」上の問題が生じないと考えられる企業結合の範囲や輸入圧力等の評価に関する基準等につき、企業結合指針を平成18年度中に見直す。

平成19年度 実績評価書（要旨）

評価実施時期：平成19年4月～6月

担当部局名：取引部景品表示監視室

施策名	景品表示法違反行為に対する措置（平成18年度）		政策体系上の位置付け 【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策2 ルールある競争社会の推進 2－1 景品表示法違反行為に対する措置
施策の概要	景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反事実が認められた場合等には、その排除のために必要な措置（排除命令（景品表示法第6条に基づく法的措置をいう。以下同じ。）、警告又は注意をいう。）を講ずる。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【施策の目標（目標達成時期）】 景品表示法に違反する不当景品、不当表示に対して厳正かつ迅速（半数以上の案件について、6か月を目途）に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。（各年度） 【評価結果の概要】 （施策の実施状況） 平成18年度の景品表示法の事件処理件数は、排除命令32件（前年度比14％増）、警告・公表7件（前年度比81％減）及び注意650件（前年度比7％増）の計689件（前年度比2％増）であった。 （必要性） ①役務の表示に対する意識、②多様化している商品・サービスについての適切な表示への要望、③知的財産としての地域ブランド保護への意識、④健康・安全志向の中で食品の表示に対する意識等の高まりといった国民のニーズを踏まえ、サービス関連分野、金融分野、地域ブランド、健康食品等の不当表示事件に積極的に取り組んだ。 （有効性） ○排除命令件数は平成14年度から平成17年度までの4年間の平均27件に比べ5件多く、警告件数は同期間の平均20件に比べ13件少なかった。18年度においては行政処分である排除命令による事件処理を重点的に行った結果、警告は減少する傾向にあるものの、排除命令は増加しており、昭和48年度の33件以来33年間で最高の件数になっており、景品表示法違反事件を厳正かつ積極的に処理したと評価できるものである。 ○また、不当表示事件処理件数全体でも、18年度は635件と14年度から17年度までの4年間の平均約564件に比べ71件も多く、これは、景品表示法違反事件に対して積極的に取り組んでいると評価できるものである。 （効率性） ○平成18年度に排除命令を行った事件の処理に要した日数の平均値は245日であり、前年度に比し35日増加している。また、排除命令32件のうち17件は事件処理に6か月超を要しており、半数以上の案件を6か月を目途に処理するという目標が達成できていない。 ○排除命令32件を景品表示法第4条第2項適用案件（6件）とその他の通常案件（26件）とに分けてみると、第4条第2項適用案件（6件）を除いた事件処理日数は平均203日であり（平成17年度は184日）、目標である6か月以内処理を大幅に上回るものではない。他方で第4条第2項適用案件（6件）は平均424日で、通常案件の倍以上を要しており、迅速処理という同項の趣旨が達成されていない。これは、第4条第2項案件は効果・性能に係る不当表示を対象とするものであり、複数の専門家や研究機関への鑑定及びヒアリングなどを行い、事件調査を入念に行うため、より複雑な効果・性能に係る不当表示事案を事件にするほど、通常案件よりも長期間が要されるという事情が大きな理由である。 （今後の課題） ○サービス分野、地域ブランド、金融分野など消費者ニーズの高い分野における不当表示に対する厳正な対応の必要はますます大きくなっており、引き続き重点的に対処していく必要がある。 ○事件の処理を厳正かつ迅速に行うためには、より多くの人員を投入して厳正な事件処理を迅速に行うことが不可欠であり、依然として当該調査部門の人員は十分といえないものと考えられ、公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門全体にわたる体制の整備に努めていく必要がある。 また、体制の整備に努めるとともに、限られた人員を効果的・効率的に配分し最大限の成果を挙げるため、 ・第4条第2項適用案件を迅速に処理するために事件調査手法をシステム化すること ・サービス等の役務分野、地域ブランドに係る表示、健康食品に係る表示等の一般消費者の関心が高い分野について、重点的な法執行を行うこと ・本局景品表示監視室がハブとなって、地方事務所等との間の緊密な連携により、全国において景品表示法の一体的な法執行に努めること（地域ブランドに係る表示等）等に取り組んでいく必要がある。		
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日

平成19年度 実績評価書（要旨）

評価実施時期：平成19年4月～6月

担当部局名：取引部下請取引調査室

施策名	下請法違反行為に対する措置（平成18年度）		政策体系上の位置付け 【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策2 ルールある競争社会の推進 2－2 下請法違反行為に対する措置
施策の概要	下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、下請事業者の保護のために必要な措置（法的措置（下請法第7条に基づく勧告）及び警告）を講じる。【成果重視事業】平成17年度～平成19年度		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【施策の目標（目標達成時期）】 ○下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して厳正かつ迅速（処理期間6か月以内を目途）に対処し、これらを排除することにより、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護する。（各年度） ○平成16年4月の改正下請法の施行により、新たに下請法の対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引においては、従来から同法の対象となっている製造・修理委託の分野に比べて発注書面交付率が低いことから、この発注書面交付率を平成17年度から19年度までの3年間で製造・修理委託分野の発注書面交付率まで引き上げる。 【評価結果の概要】 （有効性） ○違反行為に対する厳正な措置 勧告件数は、法改正以降、平成16年度4件、平成17年度10件、平成18年度11件と着実に増加しており、勧告・公表制度は定着してきている。勧告の措置を講じた事件11件については、すべて公表しており、これが報道されたことにより、下請法違反事件に対する社会的関心を高め、当該業界のみならず他の業界に対しても一定の抑止効果が図られたと考えられる。 平成18年度においては、ゲーム機器製造業や衛生陶器修理業といった製造委託・修理委託分野のほか、役務提供委託である道路貨物運送業などの幅広い分野における下請法違反事件に厳正に対処するとともに、違反事案について効果的な指導を行っており、下請事業者の利益を保護するという目標を達成している。 ○発注書面の交付状況 平成18年度の役務委託等の分野における発注書面の不交付率は7.4％であり、平成17年度の11.7％より、4.3％減少し、着実に改善が図られている。 発注書面の交付率を製造・修理委託分野並みにするという目標達成（平成19年度中）に向けて、平成18年度においては、発注書面を交付していなかった親事業者に対し、違反行為を指摘し速やかに是正を図るよう積極的な事件処理を行うとともに、下請法の規制の内容や発注書面の参考例を掲載した「下請取引適正化推進講習会テキスト」を交付するなどにより、発注書面の不交付率が低下するよう対応したところであるが、今後、目標達成に向け更なる取組が必要である。 （効率性） 平成18年度の下請法違反事件の処理日数をみると、勧告については、平均処理日数が304日であり、前年度に比し77日増加し、事件処理日数が6か月超の事案が11件中8件で、6か月以内に違反事件を処理するという目標は達成されていない。これは、違反行為の内容が複雑な事案で勧告・公表に耐え得る証拠収集の調査に時間を要したこと、違反行為を実施している事業所が多数存在し、事実関係の認定に時間を要したこと等による。 警告については、99.1％が6か月以内に処理されている。 （今後の課題） ○厳正かつ迅速な事件処理 増加する下請法違反事件を迅速かつ効率的に処理し、6か月以内に違反事件を処理するという目標を達成する必要があるところ、勧告相当と考えられる重要案件に人的資源を集中投入する等の対応を行っているが、引き続きこのような、メリハリのあるリソース配分を実現するために、定期調査の効率化・合理化等による端緒情報の収集強化等の取組を実施していく必要がある。 ○役務委託等の分野に係る取組 重大な違反行為が認められた場合には勧告を行うなど厳正に対処するとともに、特に、道路貨物運送に係る役務の提供、放送番組・映像制作に係る情報成果物の作成、金型の製造に係る各委託取引の3分野については、重点調査を実施する。また、役務委託等の分野における発注書面交付率を引き上げるため、発注書面の不交付に係る違反事件については、迅速に対応するとともに、違反事業者に対しては、下請法のテキストを交付するなどし、発注書面の交付及び発注書面への必要事項の記載を徹底していく必要がある。 ○調査部門の体制の整備 厳正かつ迅速に対処するための取組等を進める必要があるところ、今後とも、調査体制の整備を進めていく必要がある。		
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日

平成19年度 総合評価書（要旨）

評価実施時期：平成19年4月～6月

担当部局名：取引部企業取引課

施策名	中小企業を取り巻く取引の公正化 －大規模小売業告示及び同告示運用基準の周知－		政策体系上の位置付け 【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策2 ルールある競争社会の推進 2－3 中小企業を取り巻く取引の公正化
施策の概要	「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（以下「大規模小売業告示」という。）及び大規模小売業告示運用基準（平成17年11月施行）について、その趣旨・内容に関して大規模小売業者、納入業者及び関係事業者団体等に対して広く周知を図る観点から、説明会の開催、ホームページの活用等を行う。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （必要性） 百貨店業告示の規制対象とならない大規模小売業者による納入取引上の問題や、不当な協賛金等の負担要請など百貨店業告示に規定していない独占禁止法上問題となる行為が納入業者から強く指摘されていた状況を踏まえ、これに対応するため、新たに大規模小売業告示が制定されたものである。		
	（有効性） ○大規模小売業者に対するアンケート調査結果（調査対象事業者100社（うち有効回答数71社）） ・告示等の認知度 大規模小売業告示を知っている者は92%であり、そのうちの97%が同告示の内容についても「よく知っている」又は「ある程度知っている」と回答。また、44%が「公正取引委員会の周知活動」について「大変役に立った」と回答しており、「ある程度役に立った」と回答した者も含めると89%が「役に立った」と回答。これらの結果から、告示等の周知活動がおおむね有効だったことが認められる。 ・告示等の社内への周知状況 89%が「社内の全職員に周知されている」、「比較的多くの部署又は職員に周知されている」又は「一部の部署又は職員に周知されている」と回答。この結果から、告示等が大規模小売業者の社内において、おおむね周知されている状況が認められる。 ・運用基準の分かりやすさ 86%が運用基準の記述内容について「分かりやすい」と回答。 ○納入業者における取引状況の変化 納入業者に対する取引状況に関する実態調査の中で、大規模小売業告示が施行された平成17年11月以前と比較して、不当な要請等の状況・程度がどのように変化したかを調査したところ、調査対象とした大規模小売業告示において禁止している行為類型のすべてについて、不当な要請等が減少したなどとする回答数が、増加したなどとする回答数を上回っていた。この結果から、告示等の制定・周知活動が独占禁止法違反行為の未然防止に一定程度の効果を持っていたことが認められる。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	（効率性） アンケート調査において、大規模小売業者が告示等を知った手段として最も多く挙げたものが「業界団体主催の説明会・通知等」であったことから、周知の手段としてこれを重視したという意味においては、効率的に行うことができたと考えられる。また、大規模小売業者が告示等を知った手段として次に多く挙げたものは「公正取引委員会のホームページ」であるところ、告示等の制定段階からホームページを活用した意見募集等を行い、また、告示等の解説冊子をホームページに掲載することで、公正取引委員会や関係事業者団体主催の説明会に参加できなかった大規模小売業者等に対しても広範に周知を行うことができたことを踏まえると、ホームページを活用することにより効率的に周知できたと考えられる。		
	（今後の課題） 今回の周知活動に関するアンケート調査では大規模小売業者の告示等についての認知度の高さ等が認められ、また、告示施行後における納入業者の取引状況についても一定の改善傾向がみられるなど、公正取引委員会の取組がおおむね有効であったと考えられるが、一方で、大規模小売業者からは、社内の人事異動等を踏まえた定期的な研修会の実施等を要望する声が寄せられており、また、納入業者における取引状況についても、不当な要請等の状況・程度が告示施行以前より「増えた」とする回答や「変わらない」とする回答がみられることなどを踏まえると、今後も従来以上に、解説冊子、ホームページ及び関係事業者団体への講師派遣等、様々な手段を通じて告示等の普及・啓発に努めていく必要があると考えられる。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

平成19年度 総合評価書（要旨）

評価実施時期：平成19年4月～6月

担当部局名：取引部取引企画課

施策名	不公正な取引方法の規制 －「海運業における特定の不公正な取引方法」（海運特殊指定）の廃止－		政策体系上の位置付け 【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策2 ルールある競争社会の推進 2－4 不公正な取引方法の規制
施策の概要	独占禁止法は、事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止し、公正取引委員会が告示によってその内容を指定しているが、この指定には、すべての業界に共通に適用される不公正な取引方法（いわゆる「一般指定」（昭和57年公正取引委員会告示第15号））と特定の業界・業態を対象とする特定の不公正な取引方法（いわゆる「特殊指定」）がある。 「海運業における特定の不公正な取引方法」（昭和34年公正取引委員会告示第17号。以下「海運特殊指定」という。）は、この特殊指定のうちの一つであり、これについて、現在においても存置させる必要があるか検討を行い、パブリックコメントを経た上で廃止する。 ・廃止についてのパブリックコメントの実施（平成18年3月1日） ・廃止（平成18年4月13日）		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （必要性） ○特殊指定の見直しの必要性 特殊指定は、政府規制の一種であることから、制定後長期間を経過し、近年適用例がほとんどないものについては、規制の簡素化を図る観点から、①制定時に問題となった行為は現在においても独占禁止法上問題とすべきものか否か、②仮に問題とすべきものであっても、特殊指定で対応すべき特段の理由があるか否か（一般指定で対応できないか）、③仮に特殊指定で対応すべき場合であっても、過剰規制となっていないか、という観点から検証を行い、存置の必要性がなくなったものについては、廃止することが必要である。 ○海運特殊指定の廃止の必要性 海運特殊指定が対象とする行為については、盟外船の市場シェアの増大や海運同盟が定めた運賃の形骸化といった、近年の外航海運における業界実態や取引実態の変化にかんがみると、もはや実施することが極めて困難となっていると認められ、また、将来においてもそのような行為が再度問題となる可能性もほとんどないと考えられる。さらに、船社及び荷主に対しアンケート調査及びヒアリングを行った結果、廃止することによる具体的な不都合を指摘する意見はなく、また、海運特殊指定及びいわゆる「公取五原則」の存在が二重運賃制が形式的に制度として残存するお墨付きを与えているものとの指摘もあり、廃止すべきとの意見が寄せられた。 これらの状況にかんがみると、海運特殊指定については、現在においては、存置の必要性がなくなったと考えられ、廃止することが必要であったと認められる。		
	（有効性） ○二重運賃制の廃止 現在では、船社は、同盟船社・盟外船社を問わず、海運同盟の定めるタリフ運賃にかかわらず、自らの営業政策に基づき荷主との間で個別契約を締結し、実際の運賃はその個別契約に基づき決定されており、二重運賃制の前提であるタリフ運賃は形骸化しているにもかかわらず、かつて海運同盟と契約を締結した一部の荷主が、盟外船を利用するに当たって、同盟からの承認手続きを踏んでいるところもあるなどの指摘がなされていた。 平成18年9月までに、日本発着の航路に残っていた二重運賃制規定は、実効性が薄れているという理由からすべて廃止された。二重運賃制の廃止について、（社）日本荷主協会は、盟外船を自由に使うことについて、コンプライアンスの観点からの懸念が解消されたと評価するとともに、公正取引委員会による海運特殊指定の廃止が、その運用基準である「公取五原則」を実質的に無意味なものとし、ひいては、二重運賃制が廃止されることにつながったと評価している。		
	（効率性） 外航海運の競争実態と競争政策上の課題についての検討に当たり、主要な船社、荷主団体等へのヒアリング調査並びに船社及び荷主へのアンケート調査を行うことを計画していたことから、同アンケート調査の質問項目に、海運同盟の現状や海運特殊指定の対象行為の現状等に関する項目も含め、一度のアンケート調査で両作業の成果が得られるよう工夫し、アンケート結果の回収・集計について、作業を共通化することができ、行政コストの有効利用を図るとともに、作業の効率化・迅速化につながった。		
	（今後の課題） 不公正な取引方法については、事業者の活動と密接に関係することから、経済実態の変化に対応できるように、公正取引委員会の告示（一般指定・特殊指定）において禁止行為の内容が具体的に指定されているところ、海運業以外の業界についても、引き続き、不公正な取引方法に該当する問題が生じていないかどうか、常に業界の実態・動向をフォローし、必要に応じて告示の指定・改廃などの適切な対応を採っていく必要がある。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

平成19年度 総合評価書（要旨）

評価実施時期：平成19年4月～6月

担当部局名：経済取引局総務課

施策名	法令遵守意識の向上 一発注機関に対する独占禁止法・改正官製談合防止法の周知一		政策体系上の位置付け 【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策3 競争環境の積極的な創造 3-2 法令遵守意識の向上
施策の概要	地方公共団体等における法令遵守意識の向上の観点から、国等の調達機関との間における「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」及び政府出資法人の調達担当者を対象とした研修会を開催し、都道府県等の調達担当者を対象とした研修会に講師を派遣するほか、公共調達に関する調査・提言を行う。 【成果重視事業】平成18年度～20年度 (注) 本施策には、「企業における法令遵守意識の向上」のための施策も含まれるが、これについては、施策の実施状況を踏まえ、平成20年度にフォローアップ調査を実施し、評価を行う予定。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (必要性) 平成15年1月に「入札談合等関与行為防止法」が施行され、公正取引委員会は、同法に基づき、平成15年1月から平成17年9月にかけて、北海道岩見沢市、新潟市、日本道路公団の3団体に対して改善措置要求を行った。しかしながら、その後も、旧東京国際空港公団、防衛施設庁の談合事件において、発注機関の職員が入札談合に関与していたとして相次いで起訴されるなど、引き続き官製談合事件が続発していることから、平成18年12月、官製談合の根絶に向けて、職員による入札等の妨害の罪の創設等を内容とする同法の改正が行われ、平成19年3月から施行されている。 このような状況を踏まえ、発注機関における法令遵守意識の向上を図る観点から、発注機関と連携協力し、入札談合防止に関する周知啓発等の活動を行うとともに、改正入札談合等関与行為防止法の内容を周知徹底する必要がある。		
	(有効性) 平成19年1月以降、国等の発注機関を対象とした説明会の開催、地方公共団体等が主催する説明会への講師の派遣等により改正入札談合等関与行為防止法の周知徹底を図ってきたが、同説明会には、全国約1,800ある市町村のうち1,504の団体が参加し、全国47の都道府県すべての団体が参加した。同説明会参加者に対して、説明会の内容の周知状況等についてアンケート調査（調査母数：1,551 有効回答：1,127 回答率：72.7%）を行ったところ以下のとおりであった。 ○どのクラスの上司まで説明会の内容を報告したかについて、「知事・副知事・市長クラス」、「部長クラス」、「課長クラス」との回答が合計で9割を超え、同改正法の内容が幹部にまで周知されるとともに、一般職員に対して説明会の内容を周知したかについて、「リーフレット等を配布・回覧した」、「電子メール・掲示板等の電子媒体により周知した」との回答が合計で7割を超え、会議出席者の所属団体において説明会の内容が相当程度周知されている状況である。		
	○説明会後、アンケートの返送までの間に、職員に対して研修・説明会を実施したかについて尋ねたところ、「実施した」、「実施していないが、今後、実施する予定」との回答は合計で4割程度にとどまっている。		
	(効率性) ○発注機関への独占禁止法等の周知 公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議には、連絡担当官のほとんどが出席（平成18年度の国の本省庁の連絡担当官会議には22省庁すべてから43名出席）しており、調達担当者を対象とした研修には、都道府県庁職員だけでなく、市町村職員も出席している。また、公正取引委員会の本局及び地方事務所の会議室・職員を活用することにより、会議開催に係るコストを抑えつつ多くの発注機関の職員に独占禁止法等の内容を周知することができたものと考えられる。		
	○発注機関への改正入札談合等関与行為防止法の周知 平成19年3月末現在、国等の発注機関に対しては12回説明会を実施し、地方公共団体等に対しては47都道府県58か所で実施された説明会に講師派遣を行った。わずか3か月弱という短い期間でこれだけ多くの周知徹底を行うことができたことは、極めて効率的であったものと評価できる。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	(今後の課題) 改正入札談合等関与行為防止法の周知については、一般職員に対して説明会の内容を周知した地方公共団体は7割を超えているのに対し、説明会後、職員に対して研修・説明会を実施したり、実施を予定している地方公共団体は4割程度にとどまっており、これは、多くの地方公共団体において、改正入札談合等関与行為防止法の周知自体は行われているものの、同法に対する理解を深める活動が十分に行われている状況には至っていないことを示すものである。今後は、改正入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容がさらに周知徹底されるよう、説明資料等の配布及び説明会への講師派遣等の活動を継続していくとともに、連絡担当官会議等の場においても積極的に同法の周知徹底を図っていく必要があると考えられる。		
	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第166回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。

平成19年度 総合評価書（要旨）

評価実施時期：平成19年4月～6月

担当部局名：経済取引局経済調査室

施策名	競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化 ー共同研究の実施，公開セミナー，シンポジウムの開催ー			政策体系上の位置付け 【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策4 競争政策運営基盤の強化 4－1 競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化
施策の概要	公正取引委員会職員と外部の経済・法学者との共同研究を行い，研究成果を公表する。また，共同研究の成果等を一般に情報発信し討議するための公開セミナーを開催するとともに，時宜にかなったテーマについて国内外の学識経験者と知の共有を図り，競争法運用における経済理論の応用等の必要性，現状等について広く一般に情報発信し討議するためのシンポジウムを開催する。			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （必要性） 経済のグローバル化，技術革新の急速な進展，高度情報化社会の到来等の経済環境の変化の中，独占禁止法や競争政策的確な運用に当たっては，より精緻に経済実態や競争の状況を把握し，経済理論に基づく実証的なアプローチ等を活用していく必要がある。公正取引委員会においても，経済理論等による理論的裏付けに基づいた法執行や政策運営を目指しており，このため，産業組織論等に精通した経済学者・法学者と機能的・持続的に調査・研究において三者協働する仕組みを進展させているところである。 これを具体化するため，①競争政策に係る課題を抽出し，公正取引委員会職員と外部の経済・法学者との共同研究を行い，研究成果を公表するとともに，②共同研究の成果等を一般に情報発信し討議するための公開セミナーや，③時宜にかなったテーマについて国内外の学識経験者と知の共有を図り，競争法運用における経済理論の応用等の必要性，現状等について広く一般に情報発信するためのシンポジウムを開催する必要がある。 （有効性） ○共同研究 共同研究は，行政ニーズを的確に踏まえた研究テーマを採択でき，研究成果を実務等に役立たせることができるものであり，また，個々の職員の経済分析能力等の向上を図ることができるものである。平成18年度には，主に当委員会職員13名，外部の経済・法学者10名により，6本のテーマについて共同研究を行い，また，平成17年度共同研究報告書7本を公表している。共同研究の成果は，「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の改定の実務や企業結合審査における経済分析手法の実務等にも活用されている。 ○公開セミナー 公開セミナー参加者に対するアンケート調査結果（参加者数310名，回答者数190名，回答率61.3%）によれば，公開セミナーに参加した感想については「大変充実していた」とする回答が15.3%，「充実していた」とする回答が41.1%であり，改善すべき点については「特にない」とする回答が46.9%であったことから，公開セミナーの開催については，おおむね有効であったと評価できる。 改善すべき点を聞いたところ，「会場」とする回答が13.8%，このほか，「講演時間が短い」，「具体的事例を増やし，それをよりわかりやすく説明して欲しい」，「企業担当者レベルの実態に即した内容がもう少し欲しかった」などの意見があった。 ○シンポジウム シンポジウム参加者に対するアンケート調査結果（参加者数245名，回答者数103名，回答率42.0%）によれば，シンポジウムに参加した感想について「大変充実していた」とする回答が31.4%，「充実していた」とする回答が42.9%であり，改善すべき点については，「特にない」とする回答が42.9%であったことから，シンポジウムの開催については，おおむね有効であったと評価できる。 改善すべき点を聞いたところ，「通訳」とする回答が8.6%，「会場」とする回答が8.6%，「会議運営」とする回答が5.7%であった。このうち，通訳に関するものについては，講演資料がシンポジウム開催日の前日に届くなどしたため，講演者と通訳者間の打合せが十分に行われなかったこと等によるものと思われる。このほか，「講演者は皆経済学者であり，カウンターパートとしての法学者の話が聞きたかった」，「理論的議論に偏り過ぎていたので，もっと実務に近い話があったほうがよかった」，「専門的な言葉が多過ぎた」などの意見があった。 （今後の課題） ○共同研究について 公正取引委員会職員等から研究テーマを募集するなどして競争政策に係る課題を抽出し，研究成果を実務等に役立たせて行く必要がある。また，共同研究は，個々の職員の経済分析能力等の向上を図ることができるものであることから，当委員会職員の参加者数を増加させていく必要がある。 ○公開セミナー・シンポジウムについて 参加者には，「わかりやすく説明してもらいたい」との要望や，「実務に即して説明してもらいたい」との要望もあり，これら要望は相反する面もあるが，今後の公開セミナー及びシンポジウムの会議運営に際しては，可能な限りこれら双方の要望に応えられるよう，講演者等の選定や配布資料等の準備をする必要がある。また，テーマ選定に際しては，より時宜にかなったテーマを選定していく必要がある。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	

平成19年度 総合評価書（要旨）

評価実施時期：平成19年4月～6月

担当部局名：取引部相談指導室

施策名	事業活動に関する相談・指導		政策体系上の位置付け 【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策4 競争政策運営基盤の強化 4－2 事業活動に関する相談・指導
施策の概要	事業者及び事業者団体（事業者等）からの、これから実施しようとする具体的な事業活動についての独占禁止法上の問題の有無に関する相談に回答するとともに、必要に応じ問題点の指摘や是正指導を行う。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 施策の効果等を把握するため、過去に相談した事業者等に対するアンケート調査を実施した（調査対象100、回収数92、回収率92％）。 （必要性） アンケート調査において、相談の目的は達成されたか、今後の利用意向について尋ねたところ、98.9％が「はっきり理解できた又はおおむね目的を達成できた」とし、69.6％が「今後も利用したい」としており、ニーズが高いことが伺われた。 一方、54.3％が「一般相談の手続を知らなかった」とし、55.5％が「事前相談制度を知らなかった」としている。本施策は、事業者等にとって必要性の高いものであると認められるところ、相談の手続、相談の種類等も含め、その適切な周知を行い、利用者が相談しやすい環境を整えていく必要がある。 （有効性） ①相談への回答の有効性 アンケート調査において、相談の目的は達成されたか尋ねたところ、98.9％が「はっきり理解できた又はおおむね目的を達成できた」としているが、「口頭のみの回答だったので社内（団体内）周知などの上で不便だと感じた」との回答が22件あった。 ②独占禁止法に対する意識の変化 独占禁止法に対する意識が変わったかどうか尋ねたところ、「他の事業活動を行う社員の独占禁止法遵守意識を高めることにつながったと思う」（34件）、「事業計画の策定に当たって、独占禁止法遵守の観点も検討に加えることにした」（23件）など肯定的な回答が多数あり、個別相談事案のみでなく、独占禁止法遵守意識の向上にも効果が見られた。 （効率性） ○回答までの日数 1件当たりの平均処理日数は、17年度（14.4日）は16年度（6.3日）の2倍以上になっており、18年度（12.3日）は17年度よりも短縮されているものの16年度の2倍弱となっている。一方、処理件数は年々減少している。 アンケート調査で回答までの実際に要した期間についての感想を尋ねたところ、「ちょうどよい」と「長すぎる」が同じ比率で38.0％であった。 ○相談対応 相談担当者の対応振りについて尋ねたところ「迅速かつ適正であった」又は「ある程度満足いくものであった」との回答が91.3％を占めた。 （今後の課題） ○多くの相談者がアクセスできる公正取引委員会のホームページにおいて、相談制度に関する情報をあらかじめ分かりやすく提供し、相談者が効率的に相談できるようにすることが必要である。 ○処理日数については、相談者の約4割が処理日数の感想として「長すぎる」と答えていることを踏まえると、今後、事務処理の進め方についての抜本的な見直しを含め、検討を行い、できる限り短縮するよう努めることが必要である。		
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日

実績評価書

担当課 管理企画課

1. 評価対象施策

独占禁止法違反行為に対する措置(平成 18 年度)

【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。

2. 施策の目標(目標達成時期)

独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速(小売業にかかる不当廉売事件について2か月を目途)に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。(各年度)

3. 評価の実施時期

平成19年4月～6月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は, 国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか(必要性)。
- (2) 事件処理は, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか(有効性)。
- (3) 事件処理は, 効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策効果の把握の手法

法的措置等を行った違反事件の内容
違反事件の処理件数
課徴金納付命令額
違反事件の処理期間

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成 18 年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(平成 19 年5月 30 日公表)等

7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 事件処理の概況

独占禁止法違反事件の処理状況の推移は表1～表4のとおりである。

(注) 法的措置、警告及び注意という措置を採らずに、調査を打ち切る場合(以下「打ち切り」という。)もあり、措置と打ち切りを併せて、本評価書において「事件処理」と称している。

表1 事件処理件数(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものについては、表4を参照。)(単位:件,名,)

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
申告件数	572	560(▲ 2.1%)	944(68.6%)	900(▲ 4.7%)	1,657(84.1%)
事件処理件数	108	123(13.9%)	120(▲ 2.4%)	89(▲25.8%)	131(47.2%)
法的措置	37	25(▲32.4%)	35(40.0%)	19(▲45.7%)	13(▲31.6%)
(審判開始)	8	9(12.5%)	16(77.8%)	3(▲81.3%)	0
警 告	17	13(▲23.5%)	9(▲30.8%)	7(▲22.2%)	9(28.6%)
注 意	49	75(53.1%)	60(▲20.0%)	47(▲21.7%)	74(57.4%)
打ち切り	5	10(100.0%)	16(60.0%)	16(0.0%)	35(218.8%)
対象事業者等の数	861	462(▲46.3%)	481(4.1%)	509(5.8%)	82(▲83.9%)
法的措置	805	405(▲49.7%)	472(16.5%)	492(4.2%)	73(▲85.2%)
警 告	56	57(1.8%)	9(▲84.2%)	17(88.9%)	9(▲47.1%)

(注)1 ()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

- 2 「法的措置」とは、勧告及び排除措置命令並びに勧告又は排除措置命令を行っていない課徴金納付命令である。
- 3 「(審判開始)」の件数は、法的措置が採られた事件であって、審判手続が開始されたものの件数である(法的措置件数の内数)。

表2 事件処理の違反行為類型別内訳(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。) (単位:件)

年度 内容		14 年度		15 年度		16 年度		17 年度		18 年度	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
私 的 独 占		2	1.9%	3	2.4%	5	4.2%	0	0.0%	2	1.5%
カルテル等	価格カルテル(注1)	10	9.3%	4	3.3%	5	4.2%	6	6.7%	30	22.9%
	入札談合	35	32.4%	19	15.4%	22	18.3%	19	21.3%	6	4.6%
	その他のカルテル(注2)	5	4.6%	1	0.8%	1	0.8%	0	0.0%	2	1.5%
	小 計	50	46.3%	24	19.5%	28	23.3%	25	28.1%	38	29.0%
不公正な取引方法(注3)		44	40.7%	76	61.8%	76	63.3%	48	53.9%	77	58.8%
そ の 他(注4)		12	11.1%	20	16.3%	11	9.2%	16	18.0%	14	10.7%
合 計		108	100.0%	123	100.0%	120	100.0%	89	100.0%	131	100.0%

(注)1 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

2 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

3 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

4 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

表3 法的措置の違反行為類型別内訳 (単位:件)

年度 内容		14 年度		15 年度		16 年度		17 年度		18 年度	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
私 的 独 占		0	0.0%	1	4.0%	2	5.7%	0	0.0%	0	0.0%
カルテル等	価格カルテル(注1)	2	5.4%	3	12.0%	2	5.7%	4	21.1%	3	23.1%
	入札談合	30	81.1%	14	56.0%	22	62.9%	13	68.4%	6	46.2%
	その他のカルテル(注2)	1	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小 計	33	89.2%	17	68.0%	24	68.6%	17	89.5%	9	69.3%
不公正な取引方法(注3)		3	8.1%	7	28.0%	8	22.9%	2	10.5%	4	30.7%
そ の 他(注4)		1	2.7%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
合 計		37	100.0%	25	100.0%	35	100.0%	19	100.0%	13	100.0%

(注)1 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

2 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

3 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

4 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

小売業に係る不当廉売事件については、規制改革が進展している中で独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、平成 12 年から同 13 年にかけて酒類とガソリンについて、また、平成 18 年6月に家庭用電気製品について、それぞれの取引実態を踏まえた不当廉売等の規制に係る考え方を公表し、当該事案の内容を踏まえた迅速な処理を行うとともに、競争事業者への影響が大きな事案等については、排除措置を視野に入れた事件審査を行っていく方針である。

平成 18 年度においては、排除措置命令1件及び警告1件を行ったほか、迅速処理により、1,031 件(前年度比 69.9%増)の注意を行った。

表4 小売業に係る不当廉売事件の処理(注意)の状況 (単位:件)

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
小売業に係る不当廉売申告件数	1,718	1,835 (6.8%)	1,663 (▲9.4%)	1,834 (10.3%)	3,593 (95.9%)
不当廉売事件における注意件数 (迅速処理によるもの)	1,007	653 (▲35.2%)	627 (▲4.0%)	607 (▲3.2%)	1,031 (69.9%)
申告件数に占める注意件数の割合	58.6%	35.6%	37.7%	33.1%	28.7%

(注)()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

(2) 課徴金納付命令

課徴金納付命令の推移は表5のとおりである。

表5 課徴金納付命令の推移 (単位:百万円, 件, 万円)

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
納付命令総額	4,334	3,867(▲10.8%)	11,150(288.3%)	18,870(69.2%)	9,263(▲50.9%)
課徴金納付命令件数	561	468(▲16.6%)	219(▲53.2%)	399(83.5%)	158(▲60.4%)
1件当たりの納付命令額	773	826(6.9%)	5,091(616.3%)	4,729(▲7.1%)	5,863(24.0%)

(注)1 ()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 課徴金の納付を命じる審決を含み、審判手続が開始されたものを含まない。

(3) 刑事告発

平成 18 年度においては、市町村等が発注するし尿処理施設建設工事の入札談合事件について、平成 18 年5月 23 日及び同年6月 12 日、し尿処理施設建設工事業者 11 社及び当該 11 社の同じし尿処理施設建設工事の受注業務に従事していた者 11 名を、また、名古屋市交通局が発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事の入札談合事件について、平成 19 年2月 28 日及び同年3月 20 日、建設業者5社及び当該5社の同土木工事の受注業務に従事していた者5名を、それぞれ検事総長に告発した。

表6 刑事告発件数

(単位:件,名)

		14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
告発	告発件数(件)	0	1	0	2	2
	対象事業者数(名)	0	4(9)	0	32(47)	16(32)

(注)対象事業者数欄の()内は個人を含めた対象者数である。

(4) 入札談合等関与行為防止法の適用

公正取引委員会は、入札談合事件についての調査の結果、発注機関の職員等による入札談合等関与行為があると認められるときには、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、当該発注機関の長等に対して改善措置を講ずべきことを求めることができるところ、平成 18 年度においては、国土交通省発注の水門設備工事に係る入札談合事件において、国土交通大臣に対し、同法に基づく改善措置要求を行った。

8. 評価

(1) 必要性

我が国においては、構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり、特に、独占禁止法違反行為への厳正な対処が必要とされている。公正取引委員会においては、国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応するため、特に以下のような事案に積極的に取り組んだ。

ア 入札談合・価格カルテル

入札談合や価格カルテルは、市場の競争機能を直接的に侵害し、国民生活に重大な影響を与えるものであり、厳正に対処する必要がある。

平成 18 年度において入札談合に対して法的措置を採った件数は、6件と昨年度の 13 件に比べ、7件減少しているが、発注者の入札談合等関与行為等を認定した国土交通省等発注の水門設備工事に係る入札談合事件を始め、市町村等が発注するし尿処理施設建設工事の入札談合事件、塩ビ床シート等に係るカルテル事件など大型の入札談合事件、市場構造が寡占的となっている事業分野のカルテル事件といった、国民生活に重大な影響を与えるよう

な事件について処理している。

イ IT・公益事業分野, 知的財産権分野

IT・公益事業分野, 知的財産権分野に関しては, その市場における競争環境の変化が激しく, 公正取引委員会が行う事件処理がその後の当該市場の発展に大きな影響を有することを踏まえれば, 当該分野における違反行為に迅速かつ積極的に対処することが不可欠である。

(参考)

- 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日規制改革・民間開放推進会議)

「市場開放が進められているネットワーク事業分野において公正競争を確保する観点から、公正取引委員会の審査体制及び機能を強化し、独禁法違反被疑事実に関する処理の迅速化を図る。」

- 知的財産推進計画 2006(平成18年6月8日 知的財産戦略本部)

「知財権の濫用による不公正な取引方法等の独占禁止法違反について、2006年度は、必要な審査専門官の確保などにより知的財産タスクフォース(知財の専門チーム)の体制整備を図り、重点的に取締りを行う。」

平成18年度において、知的財産権分野では、下水道用鉄蓋の取引分野における私的独占行為について独占禁止法に基づく審査を行い、違反事実は認められなかったものの、法運用の透明性を確保するとともに、関係事業者における独占禁止法の理解を深めることに資するため、その結果と考え方を公表した。

ウ 中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法

規制緩和後の市場における競争秩序の確保を図る観点から、中小事業者等に不当な不利益を与える不公正な取引方法に対する厳正かつ迅速な処理が必要である。

平成18年度においては、大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用に対し、2件の排除措置命令、1件の警告をそれぞれ行った。

また、石油製品小売業者による不当廉売について1件の排除措置命令、1件の警告を行ったほか、迅速処理により昨年度の2倍弱程度の1,031件の注意を行うなど、厳正かつ積極的に対処した。

エ 流通分野における不公正な取引方法

平成18年度においては、農薬メーカーによる除草剤の再販売価格維持行為に対し排除措置命令を行い、また、組合員の事業活動を不当に拘束していたとして、農協に対し2件の警告を行うなど、厳正に対処した。

(2) 有効性

ア 法的措置等の状況

平成18年度の事件処理件数は131件(前年度比47.2%増)であった。このうち、法的措置は13件(同31.6%減)、警告は9件(同28.6%増)、注意は74件(同57.4%減)である。

平成18年度の法的措置件数の内訳(表3参照)を見ると、カルテル事件が3件、入札談合事件が6件、不公正な取引方法に係る事件が4件と、多様な事件審査を行っている。

課徴金納付命令(表5参照)については、平成18年度において、延べ119名の事業者に対して、総額358億1981万円の課徴金納付命令を行った。このうち、延べ7名から審判開始請求があり、審判開始決定を行った(審判開始請求の対象となったため失効した課徴金納付命令額は合計270億1677万円)。

また、審判係属中の案件のうち、延べ46名の事業者に対して、課徴金の納付を命ずる審決(総額4億6063万円)を行った。

この結果、平成18年度において審判開始決定により失効した分を除く課徴金額は、延べ158事業者に対して、92億6367万円となっており、同金額は過去4番目に多いものとなっている。

また、刑事告発件数(表6参照)は2件であるところ、初めて、同一年度内に対象商品・役務が異なる複数の事件について刑事告発を行っている。

イ 有効性の評価

前記アのとおり、法的措置の件数は減少したものの、国土交通省等発注の水門設備工事に係る入札談合事件など国民生活に重大な影響を与えるようなインパクトある事件のほか、塩ビ床シート等に係るカルテル事件、農薬メーカーによる再販売価格維持事件など多様な事件の処理に努めたこと、確定した課徴金額が過去4番目に多いものであること、異なる分野においてそれぞれ刑事告発を行ったことなど、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成していると考えられる。

また、大規模小売業告示を適用した優越的地位の濫用事案2件において、再発防止を一層確実なものとするため、排除措置命令において法務担当者による定期的な監査等の実施状況について一定期間の報告を求めるなど、排除措置を工夫することにより、公正かつ自由な競争の維持・促進に資することができたと考えられる。

(3) 効率性

ア 処理期間

規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事業分野における

競争環境の変化が一層速いものとなっている昨今の状況において、効率的かつ実効性のある審査を行うためには、事件処理を迅速に行うことが重要である。

平成 18 年度において法的措置を採った全事件の平均審査期間は約9か月であり、平成 17 年度の約8か月に比べ1か月ほど処理期間が増加している。

しかし、①平成18年度の法的措置事件については、平成 18 年1月から施行された改正独占禁止法に基づき、すべての事件において、名あて人となるべき者に予定される命令の内容等を通知し、申出に応じて証拠の説明を行い、意見申述、証拠提出の機会を与える事前手続を行っており、事前手続を開始してから排除措置命令等を出すまで平均で約 40 日を要していること、②改正前の独占禁止法の下での審査期間は通常、勧告までの期間であり、課徴金算定作業はその後に行われていたところ、改正独占禁止法により、課徴金納付命令を排除措置命令と同時に行うことができるようになり、平成 18 年度においては、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったすべての事件において両者を同時に行っている(このため、改正前には審査期間には行わなかった課徴金算定作業を審査期間中に行った案件が9件ある)こと等を考慮すれば、迅速処理が図られたものと評価できる。さらに、平成 18 年度に法的措置を採った事件すべてについて、審判手続が開始されることなく処分が確定しており、この点においても、効率的な処理が実現している。

酒類、ガソリン及び家庭用電気製品に係る不当廉売事案処理について、申告のあった事案に関して処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内としており、迅速処理により平成 18 年度において注意を行った案件の半数近くが2か月以内に処理されているところ、今後、一層の迅速化を図る必要がある。

イ 申告情報の事件処理化の促進等

近年の違反事件においては、違反に係る情報の隠匿が巧妙化するなど違反行為の発見(端緒処理)や事件処理が困難になってきていることから、平成 14 年度以降、端緒処理に携わる人員を増加させるとともに、断片的な情報から違反行為の存在を推認できるよう端緒処理能力の向上に努めることにより、申告された情報の中に事件として処理することが可能な事案が埋没することのないよう適切な端緒処理を行うよう努めてきた。

平成18年度においては、昨年度より 42 件多い 131 件の事件処理を行っている(小売業に係る不当廉売の事案を除く。)ところ、申告件数に対する処理の比率としては前年度に比べて 2.0%のポイント減少となっている。これは、本年度の申告件数が過去5年間で最も多く、昨年度の 1.8 倍にも上っていることが大きな要因であると考えられるが、今後も、事件処理比率を向上させるため、事件処理の一層の迅速化及び事件処理における業務の効率性を高めることと

ともに、事件処理部門の体制強化が必要であると考えられる。

また、平成 18 年 1 月に導入された課徴金減免制度について、平成 18 年度においてなされた課徴金減免申請の件数は 79 件であり、6 事件について当該制度が適用されたことを明らかにしているところ、当該制度の導入については、カルテルの発見・解明の容易化、企業の法令遵守体制の推進に寄与していると評価でき、導入の効果があったと考えられている。

表7 申告件数に対する事件処理比率 (単位: 件)

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
申告件数	572	560	944	900	1,657
事件処理件数	108	123	120	89	131
比率	18.9%	22.0%	12.7%	9.9%	7.9%

ウ 違反行為に対する措置の効率性

違反行為に対する措置の効率性を把握するため、事件処理にどの程度の人員・時間が投入されたかを検証した。

一般的に、より重大な事件(ここでは法的措置に係る事件)に比較的多くの人員を投入するのが効率的であると考えられる。すなわち、警告等に係る事件に投入された人員・時間が法的措置に係る事件(以下「法的措置事件」という。)に投入された人員・時間に比べて大きければ、警告等に係る事件の処理が効率的ではなかったと考えられる。

(注) 本来、政策の効率性は、政策による効果と当該政策に要する費用等との関係によって評価するものであるが、措置の効果のすべてを厳密に数量的・実証的に把握することは困難である。このため、上記のような方法を用いて、措置の効率性を検討することとしたものである。

平成 18 年度に処理した事件においては、法的措置について排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったすべての事件において両者を同時に行っていることから、単純な比較はできないが、措置別(法的措置、警告)の事件処理に投入された人員・時間の平均値を比較した場合、法的措置 1 件当たりに投入された人員・時間を 100 とすると、警告に係る事件 1 件当たりに投入された人員・時間は法的措置事件の約 27(前年度約 55)となっている。

(4) 今後の課題

ア 課徴金減免制度及び犯則調査権限の導入に対応した審査体制の強化等

独占禁止法が改正され、犯則調査権限や課徴金減免制度など公正取引委員会の調査能力の向上のための新たな権限、制度が導入されていることから、引き続き、それらの権限、制度を円滑かつ適切に活用し、事件審査において、

有効活用することが重要であり、改正された独占禁止法を最大限に活用するため、今後とも以下のような取組が必要である。

○ 課徴金減免制度の導入に伴う審査担当部門の一層の強化

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に、79 件の課徴金減免制度に基づく報告等が行われている一方、当該報告等に基づく事件の審査を行う審査担当部門の整備が十分ではないと考えられるため、同部門の整備を進めていく必要がある。

○ 犯則調査権限の活用

犯則調査権限の導入により、従来のいわゆる間接強制による調査権限では限界のあった証拠の収集能力が向上し、平成 18 年度には、2 件の刑事告発を行っている。公正取引委員会は、今後とも、刑事告発をより一層積極的に行う方針であるが、犯則調査権限を十分にいかすことができるよう、検察当局との連携の強化、内部研修の充実による審査能力の一層の向上を含め審査体制の強化が必要である。

○ 中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法

小売業に係る不当廉売の申告件数は、近年増加傾向にあり、平成 18 年度には、3,593 件(前年比 95.9%増)の申告が行われ、排除措置命令 1 件及び警告 1 件を行ったほか、迅速処理により、1,031 件前年比(69.9%増)について注意を行っている。また、優越的地位の濫用についても、平成 18 年度には、大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用行為に対し、排除措置命令 2 件及び警告 1 件を行っている。

中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法については、「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)においても、中小企業底上げ戦略の一環として、厳正な取締りが求められているところ、公正取引委員会としては、今後とも、審査能力の一層の向上を含め審査体制の強化が必要である。

イ 事件処理の一層の効率化

申告件数が増加しており、これまで以上に事件処理を迅速に行うことが求められている。このため、引き続き、事件処理部門の体制強化を図るとともに、限られたリソースの有効活用、職員の審査能力の向上を図っていく必要がある。具体的には、重点的に取り組む分野へのリソースの集中、審査長等による担当事件処理の繁閑を見極めながらのリソースの効率的な配分と事件の内容に応じた適切な処理、電子証拠収集技術の向上等のための研修の充実等が必要である。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

東條委員	○ 申告件数が増加傾向にあるので、今後は、申告内容の質の変化についての分析・評価を行い、その結果を迅速処理や体制整備のための取組に活かしてほしい。 ○ 課徴金減免制度について、今回の評価書ではその運用上の問題点・改善点などが示されていないが、来年度以降は、こうした点についての評価を行い、今後の運用に活かすようにしていただきたい。
小西委員	○ 端緒処理能力の向上に努めることは、合理的かつ効率的な端緒処理を可能とするものであり、好ましいものと評価できる。 ○ 事件に投入された人員・時間について、警告等事件と法的措置事件とを比較して、違反行為に対する措置の効率性を評価する手法は、前向きに評価できる。

総合評価書

担当課 管理企画課

1. 評価対象施策

独占禁止法違反行為に対する措置

ー建設資材価格調査業務に係る入札談合の排除後の市場の動向ー

【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。

2. 施策等の目的

独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。

3. 評価の実施時期

平成 19 年4月～6月

4. 評価の目的(ねらい)及び観点

建設資材価格調査業務に係る入札談合事件を取り上げ, 公正取引委員会による違反行為の排除が行われることにより, 競争に対する発注者等の意識が変わり, 自主的な改善策が講じられること等によって, 違反行為により競争が制限されていた市場がどのように変化したかを, 発注方法の改善, 新規参入の状況, 落札率の変化を通じて検証し, 評価する。

5. 政策効果の把握の手法

事業者, 発注機関(国土交通省関東地方整備局(以下「関東整備局」という。))並びに茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県及び長野県(以下「1都8県」という。))からのヒアリング等

6. 施策の実施状況

公正取引委員会は, 国内において建設工事の積算に用いられる建設資材の価格, 建設労働者の賃金等の調査業を営む A 及び B の2法人(以下単に「2法人」という。))が, 関東地方整備局管内に所在する国の機関, 1都8県及び公団の官公庁

等が指名競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する建設資材価格調査業務(前記1都8県が発注するものにあつては土木及び農林関係部局が発注するものに限る。))について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同調査業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、平成15年6月12日、2法人に対し、勧告を行い、同年7月14日、勧告と同趣旨の審決を行った。審決主文の概要は以下のとおり:

- ① 違反行為の取りやめの確認
- ② 発注者への通知(違反行為の取りやめの確認に関して採った措置及び今後自主的に受注活動を行う旨)
- ③ 今後、同様の違反行為を行うことの禁止

また、公正取引委員会は、平成16年9月2日、2法人に対して総額1億2980万円の課徴金の納付を命じた。

さらに、本件調査業務の発注者は、本件違反行為を理由として、2法人に対し、総額2億2106万円の損害賠償を請求した。このほか、本件調査業務の発注者のうち、関東地方整備局及び1都8県は、2法人に対し、最長10か月間の指名停止措置を行った。

なお、本件における受注調整の方法は以下のとおり:

- ①a 毎年度継続して発注される調査業務(後記bに係る調査業務を除く。))については、前年度に受注実績を有している者を受注予定者とする(以下「ルールa」という。))。
- b 茨城県、群馬県、埼玉県、東京都又は山梨県の各土木関係部局から毎年度継続して発注される調査業務については、ローテーションと称する交互に受注する方法により、受注予定者を決定する(以下「ルールb」という。))。
- ② 前記①以外の調査業務については、発注者に対する当該調査業務の営業活動の程度等を勘案した話合いにより、受注予定者を決定する。
- ③ 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する。

7. 評価

(1) 必要性

我が国においては、構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり、特に、独占禁止法違反行為への厳正な対処が必要とされている。とりわけ、本件のような入札談合や価格カルテルは、市場の競争機能を直接的に侵害し、国民生活に重大な影響を与えるものであり、厳正に対処する必要がある。

(2) 有効性

ア 2法人による業務改善策

2法人は、平成 15 年6月 26 日、公正取引委員会の勧告を応諾するとともに、勧告主文で定められた事項とは別に、独占禁止法の違反行為の再発防止等を図るため、2法人相互の役職員間の接触禁止、職員研修の充実、監査の強化、関係者・責任者に対する懲戒処分等の改善策を講じることとし、その内容を公表し、これを実施した。

イ 本件審査結果公表後の市場の状況

(ア) 発注方法の変化

平成 13 年度の発注において、関東地方整備局及び1都8県は、いずれも、指名競争入札又は指名見積り合わせの方法を採っていた。

国土交通省は、平成 15 年6月 26 日、A 及び B から、公正取引委員会の排除勧告を応諾したとの報告及び独占禁止法違反行為の再発防止策及び業務運営の改善策についての報告を受け、A 及び B に再発防止策及び改善策の速やかな実施を指示するとともに、これに併せて、国土交通省における資材調査、労務費調査等に係る改善事項等を取りまとめ、公表した（「資材調査、労務費調査等に係る改善事項等について」）。列挙されている改善事項のうち、「新規参入を容易にする発注方式の導入」の具体策の1つとして、「公募入札の拡大」が掲げられている。これを受けて、関東地方整備局は、平成 16 年度及び同 17 年度における発注において、簡易公募型競争入札の方法を採用した。

なお、関東地方整備局は、平成 18 年度の発注においては、簡易公募型プロポーザルの方法を採用している。

また、長野県は、公正取引委員会による勧告審決が行われたことを契機として、競争性及び品質の確保の観点から、平成 15 年度の発注以降、公募型プロポーザル方式を採用している。

このほか、神奈川県は、平成 18 年度の発注において、一般競争入札を採用している。

(イ) 新規参入の状況

本件審査当時、発注者は、建設資材価格調査業務を専門性の高い特殊な業務であると認識しており、東京都など一部の例外を除くと、本件業務を専門的に行っていた2法人以外の事業者を指名する発注者は存在しなかった。

しかしながら、複数の発注者が、公正取引委員会の勧告審決を契機として、競争性確保の観点から A 及び B 以外の事業者も指名するようにしたとしており、関東地方整備局及び1都8県発注の建設資材価格調査業務におい

ては、平成 15 年度又は同 16 年度の発注以降、2 法人以外の事業者も入札に参加するようになった。また、これらの新規参入業者が受注するケースも見受けられるようになった。

表 建設資材価格調査業務における入札参加業者数の推移等
(各欄上段:入札参加業者数, 下段:落札者)

発注年度		13	14	15	16	17	18
発注者・業務							
関東地方整備局	業務 1	2	2	—	3	3	4
	ルール a	A	A		A	B	A
	業務 2	2	—	—	3	3	4
	ルール a	B			A	A	A
茨城県	業務 3	2	2	3	3	3	4
	ルール b	B	B	B	B	B	B
	業務 4	2	2	2	3	4	4
	ルール a	B	B	B	2 法人以外	2 法人以外	2 法人以外
栃木県	業務 5	2	2	2	4	4	4
	ルール a	B	B	B	B	A	2 法人以外
群馬県	業務 6	2	2	3	5	5	4
	ルール b	A	A	2 法人以外	2 法人以外	B	A
	業務 7	2	2	5	5	4	※業務 6 に統合
	ルール a	A	A	A	A	A	
	業務 8	2	4	4	5	3	3
	ルール a	A	A	A	A	A	A
埼玉県	業務 9	2	2	7	5	5	5
	ルール b	B	B	A	B	B	B
	業務 10	—	—	7	5	5	5
	ルール b			B	B	B	B
	業務 11	2	2	6	7	7	10
	ルール a	A	A	A	2 法人以外	A	2 法人以外
千葉県	業務 12	2	2	6	4	6	6
	ルール a	A	A	A	A	A	A
東京都	業務 13	5	5	5	5	5	5
	ルール b	B	B	2 法人以外	B	B	B
神奈川県	業務 14	2	2	2	4	4	3
	ルール a	B	B	B	B	2 法人以外	B
山梨県	業務 15	2	2	4	4	3	3

	ルール b	B	B	2法人以外	A	A	A
	業務 16	2	2	2	3	5	5
	ルール a	B	B	B	2法人以外	A	A
長野県	業務 17	2	2	2	1	2	2
	ルール a	A	A	2法人以外	2法人以外	B	A

注1:「業務」欄に「ルール a」「ルール b」とあるのは、その業務が、勧告審決において、ルール a とルール b のいずれの受注調整方法の対象となっていたとされているかを示す。

2:「ー」はデータが得られなかった又はその年度には入札等が行われなかったことを表す。

3:太線は、公正取引委員会による勧告審決の時期(平成15年7月14日)を表す。

4:網掛けは、2法人以外の事業者が入札等に参加したことを示す。

(ウ) 落札率のばらつき

審査開始以前の落札率はおおむね 100%近くに分布していたが、審査結果公表後は、発注者ごとにみても、各年度で落札率にばらつきがみられるようになった。

落札率のばらつきには、これまで基本的に2法人のみが存在していた市場に、他の事業者が参入したことが影響していると考えられる。

(注) 一部の発注者は、本件調査業務の予定価格を公表していないことから、個々の具体的な落札率については記載を省略した。

(エ) 2法人の落札状況

平成 15 年度以降、関東地方整備局及び1都8県が発注し、受注調整ルール a(前年度に受注した者が受注予定者となるというルール)の対象となっていた業務 11 件のうち、8件については A のみ又は B のみの受注とはなっていないかった。平成15年度以降も本件措置以前と同じ事業者が受注していた3件(業務7, 8, 12)についても、2法人以外の事業者の入札参加がみられ、落札率もおおむね本件措置以前よりは低下していることが認められた。

また、同じく、関東地方整備局及び1都8県が発注し、受注調整ルール b(1都4県の土木部門発注物件のローテーション受注)の対象となっていた業務6件については、平成 15 年度以降、2法人が交互に受注することはなく、2法人のうちいずれか1社が連続して受注したり、2法人以外の事業者が受注したりしている。

ウ まとめ

以上を踏まえれば、公正取引委員会の勧告審決により、少なくとも関東地方整備局及び1都8県が発注する建設資材価格調査業務については、勧告審決で認定された違反行為が効果的に排除されるとともに、発注方法が改善され、同業務の市場における競争を促進することができたと評価することができると

考えられる。

(3) 今後の課題

入札談合は、入札参加者間の公正で自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するものであり、市場における競争を直接的に侵害する、最も悪質な独占禁止法違反行為の1つである。

本評価を通じて、公正取引委員会による入札談合の排除が、関係事業者のみならず発注者の行動にも変化をもたらし、入札参加者数が顕著に増加するなど、それまで2法人複占であった市場の状況が大きく変わっていく様子が伺われた。

- ① このような、入札談合の排除が市場の競争にもたらす効果を踏まえ、今後とも、犯則調査権限、課徴金減免制度等を積極的に活用し、独占禁止法に違反する入札談合には厳正に対処していく必要がある。
- ② 本件評価を通じて、違反行為排除後の市場の状況が明らかになったところ、措置を採った事案について、その後の市場の状況、関係事業者の事業活動等の変化を追跡し、現状及び問題点の把握、排除措置の有効性の検証等を積極的に行うべきと考えられる。
- ③ 入札談合行為の排除や未然防止を一層徹底するためには、発注機関の取組が極めて重要であるとの観点から、公正取引委員会への情報提供の円滑化、各発注機関と公正取引委員会との協力体制の整備による入札談合行為の未然防止のため、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催しており、また、都道府県・市町村の調達担当官を対象とした研修も実施しているが、今後とも一層、発注機関との連携を推進していく必要があると考えられる。
- ④ 本件のような入札談合以外の違反行為の排除においても、市場をより競争的なものとする観点からは、違反行為を行った事業者のみならず、対象商品・サービスの需要者の競争に対する意識を一層向上させるような措置が有効であると考えられる。このような措置については、排除措置に盛り込めるものは盛り込み、そうでないものは別途方策を検討する必要があるところ、このような措置の工夫・開発を積極的に行っていく必要があると考えられる。

8. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

東條委員	○ 公正取引委員会では、一般的な市場実態調査も行っていることから、これと本件のような排除措置後の市場の追跡調査を組み合わせ実施してはどうか。市場実態調査部門のノウハウを活
------	---

	用することで、市場の変化の状況を統計的手法を使って分かりやすく示すことができると思う。
小西委員	○ 発注機関との連携を推進するには、一定程度のマンパワーが要することから、人的資源の観点からの配慮が必要である。

実績評価書

担当課 企業結合課

1. 評価対象施策

企業結合の審査(平成 18 年度)

【具体的内容】

企業結合行為(株式保有, 合併, 事業譲受け等)について, 提出された報告や届出, 事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い, 競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止する。また, 企業結合の透明性を高めるため, 主要な企業結合事例の公表等を行う。

(注) 会社法改正(平成 18 年5月施行)により, 独占禁止法上の「営業譲受け」は「事業譲受け」に名称が改正されたため, 本評価書においては, それ以前の「営業譲受け」の届出等に関しても一律に「事業譲受け」の用語を用いている。

2. 施策の目標(目標達成時期)

企業結合に対して迅速(第1次審査については 30 日以内, 第2次審査については 90 日以内)かつ的確な審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。(各年度)

(注) 「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」が平成 19 年3月に改正され, 「書面審査」が「第1次審査」に, 「詳細審査」が「第2次審査」に名称変更されたため, 本評価書においては, 改正前の事前相談に関しても一律に「第1次審査」及び「第2次審査」の用語を用いている。

3. 評価の実施時期

平成 19 年4月～6月

4. 評価の観点

- (1) 企業結合審査は, 市場の競争環境を十分踏まえたものになっているか(必要性)。
- (2) 企業結合審査は, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか(有効性)。
- (3) 企業結合審査は, 効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策効果の把握の手法

届出・報告等の処理件数

事前相談案件の処理に要した日数

公表事例の件数・内容

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成 18 年度における主要な企業結合事例について」(平成 19 年6月 19 日公表)
等

7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に基づく企業結合審査

平成 16 年5月に策定した「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(以下「企業結合ガイドライン」という。)において、企業結合審査の対象となる企業結合の種類の限定、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準の明確化、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組及び判断要素の明確化・精緻化等を図り、同指針に基づき、企業結合審査を行っている。この企業結合ガイドラインについては、経済のグローバル化に伴う国際的な企業間競争の進展に対応し、企業の組織再編に当たっての予見可能性並びに手続の透明性及び迅速性を一層高める観点から、平成 19 年3月に一部改正を行った。改正の概要は以下のとおりである。

ア 一定の取引分野の画定

需要者にとっての代替性を基本とするものの、供給者にとっての代替性も必要に応じて考慮する旨を明記。

需要者にとっての代替性をみるに当たっては、ある商品のある地域で独占して供給している事業者の存在を仮定し、当該事業者が利潤最大化を図る目的で、小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げをした場合に、需要者が当該商品の購入を他の商品又は地域に振り替える程度を考慮することを明記。

地理的範囲が国境を越えて画定されることがあり得る旨を明記。

イ 独占禁止法上の問題が生じることがないと考えられる企業結合の範囲

通常、独占禁止法上の問題が生じることはないと考えられる範囲(セーフハーバー)については、HHI(ハーフィンダール・ハーシュマン指数)及びHHIの増分により定めることとし、過去の審査実績を踏まえてその具体的水準を明示。

ウ 輸入・参入圧力等の評価基準

輸入・参入圧力の評価方法を明確化するため、「主要な企業結合事例」において示されている評価分析の枠組みと判断要素を分かりやすく企業結合ガイドライン上に記述するとともに、将来の輸入・参入の可能性の評価期間の目安を2年以内と示す等、評価基準をより詳細に明示。

エ その他

需要者からの競争圧力、効率性、当事会社グループの経営状況、問題解消措置等に係る記述について所要の見直し。

(2) 合併、分割及び事業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書の提出件数

平成18年度の合併、事業譲受け等の届出受理件数は、合併 74 件(対前年度比 16%減)、分割 19 件(対前年度比 12%増)、事業譲受け等 136 件(対前年度比 4%減)であり、また、株式所有報告書提出件数は 960 件(対前年度比 16%増)で、これらを合計した総件数は 1,189 件(対前年度比 11%増)であった。

(注) 合併・分割・事業譲受け等の届出は、いずれも一定規模を超える会社が当該行為を行う場合に義務付けられている(例えば、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が 100 億円を超える会社と総資産合計額が 10 億円を超える会社が含まれている場合)。

表1 合併、分割及び事業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書の提出件数
(単位:件)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
合併届出件数	112(▲11.8%)	103(▲ 8.0%)	70(▲32.0%)	88(25.7%)	74(▲15.9%)
分割届出件数	21(5.0%)	21(0.0%)	23(9.5%)	17(▲26.1%)	19(11.8%)
事業譲受け等 届出件数	197(1.0%)	175(▲11.2%)	166(▲ 5.1%)	141(▲15.1%)	136(▲ 3.5%)
株式所有報告 書提出件数	899(0.1%)	959(6.7%)	778(▲18.9%)	825(6.0%)	960(16.4%)
合 計	1,229(▲ 0.9%)	1,258(2.4%)	1,037(▲17.6%)	1,071(3.3%)	1,189(11.0%)

(注) ()は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

(3) 届出書受理後の法定手続に基づく審査

公正取引委員会は、独占禁止法第 15 条第5項(第 15 条の2第6項及び第 16 条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、合併等に関し、必要な措置を命ずるために、独占禁止法第 49 条第5項の規定による通知

を行う場合には、合併等の待機期間である 30 日の期間(必要な報告、情報又は資料の提出(報告等)を求めた場合には、届出受理の日から 120 日を経過した日とすべての報告等を受理した日から 90 日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間)内にこれをしなければならない。

平成 18 年度に届出を受理した事案については、すべてこの 30 日の待機期間内に独占禁止法上の問題はなかったとして審査を終了しており、報告等の要請は行っていない。

なお、同規定に基づき、報告等の要請を行った事案は、最近では、平成 15 年度に 1 件、平成 16 年度に 2 件あったが、いずれも定められた期間内に報告等の要請を行い、独占禁止法上の問題はなかったとして、法的措置の期限内に審査を終了している。

(4) 事前相談案件の処理

ア「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」

(ア)「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」の改正

公正取引委員会は、平成 14 年 12 月、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」(以下「事前相談対応方針」という。)を公表し、同方針に基づき迅速かつ透明な事前相談への対応に努めているところであるが、その手続の透明性をより一層高めるために、平成 19 年 3 月に、同方針の一部改正を行った。改正の概要は以下のとおりである。

a 書面審査・詳細審査の名称の変更

現行の事前相談対応方針における「書面審査」を「第 1 次審査」に、「詳細審査」を「第 2 次審査」に名称変更。

b 事前相談の開始手続の明確化

事前相談の開始手続について、企業結合計画の具体的内容を示す資料を具体的かつ限定的に列挙。また、当事会社が具体的判断要素(輸入圧力等)に係る主張を行う場合に提出すべき資料の例を具体的に明示。さらに、追加的に必要となる資料がある場合には、資料リストを当事会社に書面で提示し、当該資料の提出をもって第 1 次審査を開始。

c 第 2 次審査における問題点指摘と当事会社からの反論の手続の明示

第 2 次審査の過程において問題点を指摘する場合にはその根拠を示す旨、また、当事会社は必要に応じて資料・意見書等を提出することができる旨を明示。

(イ) 事前相談対応方針に基づく事前相談

重要な企業結合案件の多くについては、同方針に基づき事前相談が行

われており、平成17年度においては45件、平成18年度においては42件の事前相談に対応した(第1次審査及び第2次審査合計。審査の途中で事前相談の申出が取り下げられたものを除く。))。

平成18年度中に回答した事前相談案件のうち、第1次審査案件の処理に要した日数(第1次審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。)は表2のとおりであり、平均処理日数は19.7日と、前年度に比し2.0日短縮している。

また、第2次審査案件の処理に要した日数(第2次審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。)は表3のとおりであり、平成18年度は50日以内の処理となっている事案が2件あったことから、平均処理日数は45.7日と、前年度に比し44.3日短縮している。

イ「企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」の運用

公正取引委員会は、「企業・産業再生に関する基本指針」(平成14年12月19日)に基づき、産業活力再生特別措置法の政策支援対象となる案件について、企業結合審査の一層の迅速化を図る観点から、企業結合審査の運用指針の策定作業を行い、平成15年4月9日、「企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」を策定した(企業結合ガイドライン等の改正に伴い、平成19年3月に一部改正を行った。))。

当該運用指針は、産業再生関連事案について、市場シェア等に応じて迅速審査の対象となる事案を5つに類型化し、迅速審査類型のいずれかに該当する産業再生関連事案については、通常30日以内で行うこととしている第1次審査を原則として15日以内で行うことを示している。

産業再生関連事案として審査を行った事案は、表4のとおり、平成15年度は2件、平成16年度は5件あったが、平成18年度は、平成17年度に引き続き産業再生関連事案はなかった。

表2 事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数(第1次審査) (単位:件)

年度 \ 事案処理日数	1～20日	21～30日	31～50日	51日～	合計件数	平均処理日数(日)
平成14年度	11	15	0	0	26	19.3
平成15年度	34	28	1	0	63	18.6
平成16年度	17	30	0	0	47	22.3
平成17年度	17	27	0	0	44	21.7
平成18年度	18	20	0	0	38	19.7

(注)1 平成14年度については、事前相談に対する対応方針公表後に第1次審査を開始した

案件。

- 2 当事会社からの申出により回答期限を延長した事案は含んでいない。
- 3 事前相談が途中で取り下げられた事案は含んでいない。

表3 事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数(第2次審査) (単位:件)

年度 \ 事案処理日数	1～50日	51～70日	71～90日	91日～	合計件数	平均処理日数(日)
平成14年度	—	—	—	—	—	—
平成15年度	0	1	2	0	3	75.7
平成16年度	0	0	3	0	3	88.3
平成17年度	0	0	1	0	1	90.0
平成18年度	2	0	1	0	3	45.7

- (注)1 平成14年度については、事前相談に対する対応方針公表後に第2次審査を開始した案件はない。
- 2 第2次審査に至るまでの第1次審査の期間は含んでいない。
 - 3 当事会社からの申出により回答期限を延長した事案は含んでいない。

表4 産業再生関連事案における処理に要した日数ごとの件数 (単位:件)

年度 \ 事案処理日数	1～5日	6～10日	11～15日	16日～	合計件数	平均処理日数(日)
平成15年度	0	0	2(1)	0	2(1)	13.5(15.0)
平成16年度	0	1(1)	2(2)	2	5(3)	17.8(11.3)
平成17年度	0	0	0	0	0	—
平成18年度	0	0	0	0	0	—

- (注)1 当事会社が産業再生案件である旨主張したが、迅速審査類型には該当しなかった事案を含む。
- ()内は迅速審査類型に該当した事案(内数)。平均処理日数の()内は、迅速審査類型に該当した事案のみの平均処理日数。
- 2 事前相談が途中で取り下げられた事案は含んでいない。また、事前相談なしの届出案件も含む。

(5) 主要な企業結合事例の公表内容の充実

企業結合審査の透明性を確保し、事業者の予見可能性を高め、それによって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する観点から、公正取引委員会は、届出等を受理した事案及び事前相談を受けた事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資す

と思われる事案については、その審査の内容を公表している。

特に、平成14年12月の事前相談対応方針の公表後は、同方針に従い、個別の事例の企業結合審査結果の公表に当たって、その理由を含めより詳細に記述する（審査において考慮した事項を記載するだけでなく、それらが具体的にどのように競争に影響を及ぼすかまで記載）など、公表内容の充実を図っている。

主要な企業結合事例の公表文の頁数の推移を見ると、表5のとおりであり、公表内容の充実を図ることとした事前相談対応方針の公表前の平成13年度は、公表事例の頁数が1～3頁のものが大半で、総頁数46頁、1件当たりの頁数が平均で3.3頁に過ぎなかったが、この方針の公表後に公表を行った平成14年度から平成17年度は、総頁数が平均で76頁、1件当たりの頁数が平均で6.2頁と公表内容の充実が図られている。平成18年度においても、公表件数は平成17年度より1件少なかったものの、7～10頁のものが過半となっており、総頁数79頁、1件当たりの頁数が平均で6.6頁と平成14年度以降の水準を維持している。

表5 公表事例の頁数別の件数

(単位:件)

年度 \ 頁数	1～3頁	4～6頁	7～10頁	11頁～	合計件数	平均頁数 (頁)	総頁数(頁)
平成13年度	10	3	0	1	14	3.3(100)	46(100)
平成14年度	8	2	0	3	13	6.0(182)	78(170)
平成15年度	4	3	3	1	11	5.7(173)	63(137)
平成16年度	2	3	6	1	12	7.0(212)	84(183)
平成17年度	1	8	3	1	13	6.1(185)	79(172)
平成18年度	1	4	7	0	12	6.6(200)	79(172)

(注) 平均頁数、総頁数の()内の数値は、平成13年度を100とした場合の平均頁数の指数である。

8. 評価

(1) 必要性

複数の企業が、株式保有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係(結合関係)が形成・維持・強化されることにより、市場構造が非競争的に変化する場合、価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから、独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。企業結合審査は、このような独占禁止法の規定に基づき行われるものであり、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。

また、企業結合審査については、近年、以下のとおり国内外からその重要性等が指摘されているところである。

- 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成 16 年3月 19 日閣議決定・平成 18 年3月 31 日再改定閣議決定)

「審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったもののうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。」

- OECD競争委員会「合併審査に関する理事会勧告」(平成 17 年3月 23 日)

- C.競争当局のリソース及び権限

「加盟国は、競争当局が効率的かつ効果的な合併審査を実施し、複数国にまたがる合併の審査において他の競争当局と効果的に協力・調整を行うための十分な権限を有することを確保すべきである。加盟国は、競争当局がこれらの業務を遂行するために十分なリソースを必要とすることを認識すべきである。」

- 経済成長戦略大綱・工程表(平成 18 年7月6日 財政・経済一体改革会議)

- ・ 中期(～2008 年度)

「経済実態に合わせて届け出制度など企業結合規制のあり方を見直す。」

「審査結果の評価分析・公表や経済学的な分析手法の審査への活用など透明性の高い企業結合審査を実現する。」

- ・ 長期(～2015 年度)

「経済実態の変化を踏まえて企業結合規制を不断に見直し、企業の組織再編に当たっての予見可能性並びに手続の透明性及び迅速性を確保する。」

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を更に高めていくために、平成 19 年3月に企業結合ガイドラインの一部改正を行い、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準の明確化、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組の明確化・精緻化等を図っている。また、実際の企業結合審査においても、同指針に基づき迅速かつ的確に対処するとともに、審査の結果については、できるだけ多くの案件について、その理由を含め公表するなど、内容を一層充実させてきている。

近時、国際的な企業結合事案や経済分析を必要とする事案等が増加しており、今後もこの傾向は継続すると考えられるところ、今後とも、国際的な事案については必要に応じ海外の競争当局と連携をとるとともに、経済分析を必要とする事

案についてはそれを積極的に活用するなど、的確な企業結合審査に努めていく必要がある。また、企業結合審査の公表内容の充実を図るなど、引き続き、企業結合審査の透明性や事業者の予見可能性を高めていく必要がある。

(2) 有効性

ア 企業結合事案の迅速かつ的確な審査

(ア) 届出書受理後の法定手続に基づく審査状況

平成18年度の届出等受理の総件数は1,189件であり、すべての届出事案について、待機期間である30日以内に審査を終了している。

また、前記3(3)に記載のとおり、法定手続に基づき、報告等の要請を行った事案は、最近では、平成15年度に1件、平成16年度に2件あるが、いずれも定められた期間内に報告等の要請を行い、法的措置の期間内に審査を終了している。

(イ) 届出書受理後の法定手続に基づく審査状況

事前相談手続における第1次審査及び第2次審査の処理に要した日数を検証すると、第1次審査については、表2に記載のとおり、平成18年度は、平成16年度及び平成17年度に引き続き、すべての事前相談に対して、期間内(30日以内)に審査を終え、当事会社に対し回答を行っている。また、第2次審査については、表3に記載のとおり、平成18年度についても、平成15年度以降と同様に、すべての第2次審査事案について、期間内(90日以内)に審査を終え、当事会社に対し回答を行っている。

しかしながら、事前相談に必要となる資料の請求等の手続が必ずしも明確となっておらず、事前相談の開始までに時間を要する事案もあったことから、事前相談の開始の手続も含め、手続の透明性を一層高めるために、前記7(4)ア(ア)に記載のとおり事前相談対応方針の見直しを行った。

(ウ) 海外の競争当局との連携

国際的な企業結合事案について、国内外の市場に影響を与えるような場合には、世界各国の競争当局が同時に審査を行うこととなるところ、公正取引委員会では、こうした事案について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審査を実施している。

最近では、平成17年度に「Johnson & Johnson による Guidant Corporation の株式取得」の事案について、公正取引委員会では、円滑かつ的確に企業結合審査を進めるために、米国連邦取引委員会や欧州委員会との間で密接な情報交換を行いつつ審査を実施するなどした。

平成 18 年度についても、密接な情報交換を行いつつ審査を行った事案はなかったものの、具体的事案について米国連邦取引委員会や欧州委員会との間で必要な情報交換等を行った。

なお、近年の経済のグローバル化に伴い、国際的な企業結合事案は今後も増加することが予想されることから、本事案のように円滑かつ的確な審査を行うことができるよう、海外の競争当局との連携を密にするとともに、これに対応できるような適切な人員配置を行っていく必要がある。

(エ) 経済分析の活用

公正取引委員会では、民間のエコノミスト(注1)を企業結合審査部門に配置するなどして、より精緻な分析による審査に取り組んでいる。

平成 18 年度は、平成 17 年度に引き続き、例えば、「味の素株式会社によるヤマキ株式会社の株式取得」や「日清食品株式会社による明星食品株式会社の株式取得」の企業結合事案において、各商品の価格・数量データを用いて、各メーカーの商品間の需要の交差弾力性を計測することにより、当事会社の商品間の代替性の程度を検証している。このように、エコノミストによる統計データを用いた定量的な分析を実施し、その結果を活用するなどの取組を行っている。(注2)

こうした経済理論に基づく分析については、米国司法省・連邦取引委員会、欧州委員会等では積極的に活用しており、我が国における審査の国際的な整合性を確保するためにもエコノミストによる経済分析の一層の活用が必要になってきている。

(注1) 経済学及び経済分析に関する専門知識・経験を有する者をいう。

(注2) 具体的な経済分析の活用の状況については、「平成 18 年度における主要な企業結合事例について」(平成 19 年6月 19 日公表)を参照。

(オ) まとめ

このように、平成 18 年度の企業結合審査は、定められた期間内に届出等に基づく審査や事前相談の処理を終了しており、また、事前相談の手續が必ずしも明確でなかった部分については、手續の一層の明確化を図るべく、事前相談対応方針の改正を行い、その改善に努めている。

また、経済のグローバル化が進展する中で、経済分析の活用など国際的に整合性のとれた企業結合審査を実施するなど、迅速かつ的確に審査が行われており、一定の取引分野における競争を実質的に制限す

ることとなる企業結合の防止に有効であるとともに、迅速で国際的にも整合性のとれた審査を求めている企業にとっても非常に有効なものであると評価できる。

引き続き、こうした迅速かつ的確な企業結合審査が行えるよう、今後増加すると見込まれる国際的な企業結合案件への対応や企業結合審査における経済分析の活用のために、適切な人員を確保していく必要がある。

イ 企業結合ガイドラインの改正

企業結合ガイドラインについて、一定の取引分野の画定の考え方の明確化、過去の審査実績を踏まえたセーフハーバーの見直し、輸入・参入圧力等の評価基準をより詳細に明示するなどの改正が行われ、企業結合審査における分析の枠組の一層の明確化・精緻化が図られた。これらの改正により、個々の企業結合計画について、どのような観点から一定の取引分野が画定されるのか、セーフハーバーに該当するような事案であるか否か、輸入や参入が具体的にどのような要素を踏まえて評価されるかなど、企業結合審査の判断要素がより明確に示されており、企業結合審査の透明性・予見可能性を向上させるものと評価できる。

ウ 公表事例の充実

公表事例については、特定の業種に偏ることなくさまざまな業種の事例を公表しており、また、前述の経済分析を用いた事案など多様な類型の事案も含め公表事例を充実させており、この点は、公表内容の充実の有効性を示すものとして評価し得るものといえる。

このように公表内容の充実に努め、企業結合審査における一定の取引分野の画定方法、当該企業結合計画に対する独占禁止法上の考え方等、事業者の予測可能性を高める上で有効な情報を積極的に提供していることは一定の評価ができるものである。

(3) 効率性

ア 届出書受理後の法定手続に基づく審査状況

前記7(3)に記載のとおり、届出書の提出による法定手続に基づく企業結合審査については、定められた期間内に迅速に処理されているものと評価することができ、効率性の観点からも評価できるものである。

イ 事前相談手続における第1次審査及び第2次審査の処理日数

第1次審査案件の処理については、前記7(4)(イ)に記載のとおり、平成18年度において、すべて期間内に終了しており、効率性の観点からも評価できるものである。

ただし、一部において、事前相談の開始までに時間を要する事案もみられたところであり、大型・複雑な事案が増加する中で、引き続き、業種別の担当班の編成により、特定業種に係る専門知識の蓄積を図るとともに、大型案件には集中的な人員配置を行うなどにより、より一層迅速かつ的確な審査を行っていく必要がある。

(4) 今後の課題(政策への反映)

昨年度の評価において、企業結合審査の透明性や予見可能性を高めていく必要があるとしているところ、平成18年度においては、経済のグローバル化等の経済実態の変化やこれまでの個別事案の審査実績等を踏まえ、企業結合審査の予見可能性、透明性及び迅速性の向上をより一層図る観点から、企業結合ガイドライン、事前相談対応方針等の一部改正を行ったところであり、今後も、これらの指針に基づき、個別の企業結合事案に対し、迅速かつ的確に審査を行っていく必要がある。

欧米の競争当局では、製品差別化市場における企業結合事例等に経済分析を積極的に活用してきているところ、我が国においても経済分析等の高度な分析手法を必要とする事案が増加しており、平成18年度においては、経済分析を必要とする案件に適切に対処したところである。また、近年、経済のグローバル化等を背景に、大規模な国際的企業結合事案が現出しており、こうした国際的企業結合事案のうち、海外の競争当局との連携が必要な案件についても、引き続き、適切に対応していく必要がある。

このように、ますます複雑化・国際化する企業結合事案の増加に対し、より一層迅速かつ的確に対処するために、引き続き、職員の企業結合に関する審査能力・専門性を向上させ、企業結合審査を一層透明かつ精緻なものとしていくことが必要である。昨年度の評価においても、こうした体制強化が必要であるとしているところ、より一層精緻な企業結合審査が可能となるように、企業結合審査結果の事後的な評価分析業務に係る定員要求を行い、平成19年度において人員が増員されたところである。今後においても、経済分析等の専門的知識を有するエコノミストなど外部人材を積極的に活用するほか、海外の競争当局との連携が必要な国際的な企業結合事案等に対応できるような企業結合審査部門の体制の整備及び大型・複雑な事案への重点的な人員投入により、機能・体制の一層の強化を図ることが必要である。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

東條委員	○ 精緻な企業結合審査を行うため、経済分析等の専門的知識を有するエコノミストを積極的に活用するとあるが、経済学と法学は車の両輪の関係にあり、法学の専門的知識を有する者の積極的な活用も今後の課題として考えてほしい。 ○ 企業結合の事例の公表内容が充実してきていることは評価できるが、事例の公表は透明性の観点から重要なことであるので、更なる充実が必要である。
------	---

総 合 評 価 書

担当課 企業結合課

1. 評価対象施策

企業結合の審査

－総合化学品メーカーの合併後における輸入圧力の事後的検証－

【具体的内容】

企業結合行為(株式保有, 合併, 事業譲受け等)について, 提出された報告や届出, 事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い, 競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止する。また, 企業結合の透明性を高めるため, 主要な企業結合事例の公表等を行う。

2. 施策等の目的

企業結合に対して迅速かつ的確な審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。

3. 評価の実施時期

平成 19 年4～6月

4. 評価の目的(ねらい)及び観点

企業結合審査においては, 当事会社のシェアや市場における寡占の程度を始めとして, 輸入圧力, 参入圧力, ユーザーの価格交渉力等の様々な要因を検討した上で, 独占禁止法上の問題の有無について判断を行っている。これら企業結合審査における考慮要因のうち, 輸入圧力については, 近年の経済のグローバル化の進展に伴い, これをどのように評価するのかという点がますます重要となってきた。このため, 仮に, 当事会社のシェアが高くなるような事案であっても, 輸入圧力が働く蓋然性が高いことを一つの考慮要因として, 当該企業結合が競争を実質的に制限することとはならないと判断したものも多数に上っている。

このような状況を踏まえ, 過去の企業結合審査事例のうち輸入圧力が働く蓋然性が高いと認定したものを対象に, 企業結合後において実際に輸入圧力が働いていたかどうかを検証する。

具体的には, 企業結合審査時点で輸入圧力の存在を積極的に評価し, その結果,

平成9年4月に企業結合を容認した「三井石油化学工業株式会社と三井東圧化学株式会社との合併」を取り上げ、当事会社が競合する取引分野のうちフェノール^(注)の取引分野について、以下のような観点から評価を行うことにより、本施策の有効性及び課題を検証し、今後の企業結合審査の実施に活用する。

(注)フェノールは、プロピレン、ベンゼン等から製造される石油化学品であり、その需要は大別して自家消費と国内外販、輸出に分けられる。自家消費分は、その大半が、ポリカーボネート樹脂(CDやDVD、哺乳瓶、ゴーグル、航空機の窓などに用いられている。)、エポキシ樹脂などの原料となるビスフェノールAの生産に充てられ、残りはアニリン等の生産に使われる。また外販向けとしては、そのほとんどがフェノール樹脂向けとして販売されている。

- (1) 輸入量の推移、海外価格の動き、海外の供給余力等を分析し、競争促進要因(輸入圧力)の評価が妥当であったかどうかについて検証する。
- (2) 国内生産能力、価格の動向、シェアの推移等の市場の状況等を分析し、合併後において、競争が実質的に制限されていないかを検証する。

5. 政策効果の把握の手法

合併後のフェノールの需要動向や価格動向等の市場の状況及びフェノールの輸入状況等に関し、当事会社、競争事業者であるフェノールメーカー及びユーザーであるフェノール樹脂メーカー等からヒアリングを実施するとともに、公表データ等を用いて分析を行った。

6. 施策の実施状況

(1) 輸入比率の動きに関する品目横断的分析

平成6年度から平成15年度までの10年間に当委員会が公表した毎年度の主要な企業結合事例(119事例、280品目)について、企業結合後に輸入圧力が働く蓋然性が高いと認定した事例(27事例、49品目)のうち公表資料等から輸入比率を計算するためのデータが容易に収集できる20事例、26品目を対象に、企業結合前後の輸入比率がどのような動きを示しているのかについて、品目横断的に分析を行った(詳細は「企業結合審査の事後的検証評価報告書」(平成19年6月22日公表)のうち「第一部 第1 輸入比率の動きに関する品目横断的分析」を参照。また、輸入比率の動きについて別添参照。)

その結果、企業結合後に輸入が顕在化している品目が7品目、輸入が一定程度行われている品目が8品目あり、これらについては、輸入品が国内品に代替し得る商品とならないような低品質の商品であるなどの場合を除き、企業結合後に一定程度の輸入圧力が働いているものと考えられる。

一方、企業結合後の輸入比率が低いレベルにとどまっている品目が11品目あるが、これらについては、輸入比率が低いレベルにとどまっている要因を個別

に検証した上で輸入圧力の有無を判断する必要があると考えられる。

そこで、このうち、企業結合審査時点で輸入圧力の存在を積極的に評価した三井石油化学工業株式会社(以下「三井石油化学」という。)と三井東圧化学株式会社(以下「三井東圧化学」という。)の合併におけるフェノールを例にとり、以下のとおり詳細に分析を行った。

(2) 平成9年の企業結合審査の結果

三井石油化学と三井東圧化学との合併に関し、企業結合審査を行った結果、フェノールに関しては、当事会社の合算シェアが 50%を超え第1位となり第2位との格差が拡大する上、販売における競争事業者数(当事会社を含む。)も4社から3社に減少することとなるものの、以下の考慮事項を勘案し、本件合併によって直ちにフェノールの取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した(平成9年4月)。

ア 輸入品の存在

輸入比率は平成7年度で1.7%と低いが、以下の理由から、当事会社が国内市場における価格や数量をコントロールする力はないと判断した。

(ア) メーカー間に品質差はなく、ユーザー側において、原料として用いる際に使い慣れ等の問題はないこと。

(イ) 主なユーザーに輸入の経験があり、また、ロット、荷姿、運搬、保管の面で問題が少ない。

(ウ) 輸入価格、輸出価格及び国内価格は近年ほぼ同水準で推移しており、国内市場及び海外市場共通の価格形成が行われているとみられる。

(エ) 輸入比率が低いが、国内価格と海外価格はほぼ同水準であり、かつ、現在は国内メーカーの供給能力があるため、わざわざ輸入するまでもないとの理由と考えられる。

(オ) フェノールの大手・中小ユーザーは、海外価格をみながら価格交渉を行っているほか、国内メーカーとの価格交渉を有利に行う等の目的から、輸入を続ける方針を採っているものもある。

イ 競争事業者の存在

近年、新日鐵化学株式会社(以下「新日鐵化学」という。)、三菱化学株式会社(以下「三菱化学」という。)、出光石油化学株式会社(以下「出光石油化学」という。)が相次いで参入しており、シェア 20%を超える競争事業者が存在している。

(3) 合併後の市場環境の変化

ア 国内の生産能力・稼働率の動向

三井石油化学と三井東圧化学の合併後(合併後の会社名は三井化学株式会社(以下「三井化学」という。)、平成 14 年までは、国内生産者数や国内生産

能力(89万トン)は変化しなかったが、平成 15 年及び平成 16 年に三菱化学が計7万トンを増設し、国内生産能力は 96 万トンとなった。一方、新日鐵化学は、平成 17 年6月にフェノールの製造から撤退したため、国内生産能力は 84 万トンに減少した。

この結果、国内の生産者数は3社となり、また、出光興産株式会社(出光石油化学を吸収合併)(以下「出光興産」という。)は、生産量の全量を自家消費に充てているため、フェノールの国内販売業者は三井化学と三菱化学の2社のみとなっている。

また、平成8年までは業界全体での稼働率は 80%前後であったが、合併後は、生産能力が平成 14 年まで増加しなかったのに対し、需要は緩やかに拡大していったため、稼働率は 90%~100%を維持しており、供給余力は縮小した。

イ 販売シェアの変動

審査当時、外販市場における当事会社の推定合算シェアは 57.3%であったが、ヒアリング等によれば、当事会社のシェアは平成 12 年度は約 60%、平成 17 年度は約 70%と推定される。合併後、ユーザーが購入先を競争事業者に切り替える動きは限定的であったため、当事会社のシェアはあまり変化していない。その後、当事会社のシェアが上昇したものと考えられる。

ウ 価格の動向

フェノールの価格がどのように推移したかをみると、一般的な大口ユーザー向けの販売価格は、合併直後の平成9年~平成 11 年まではほぼ横這いで推移し、平成 12 年以降、価格が上昇しているが、原料であるベンゼンやナフサの国内価格の上昇に伴った緩やかなものとなっている。

また、フェノールメーカー、ユーザーとも、当事会社の合併後に、当事会社の価格交渉力の変化を感じたという意見はなかった。

エ 輸入

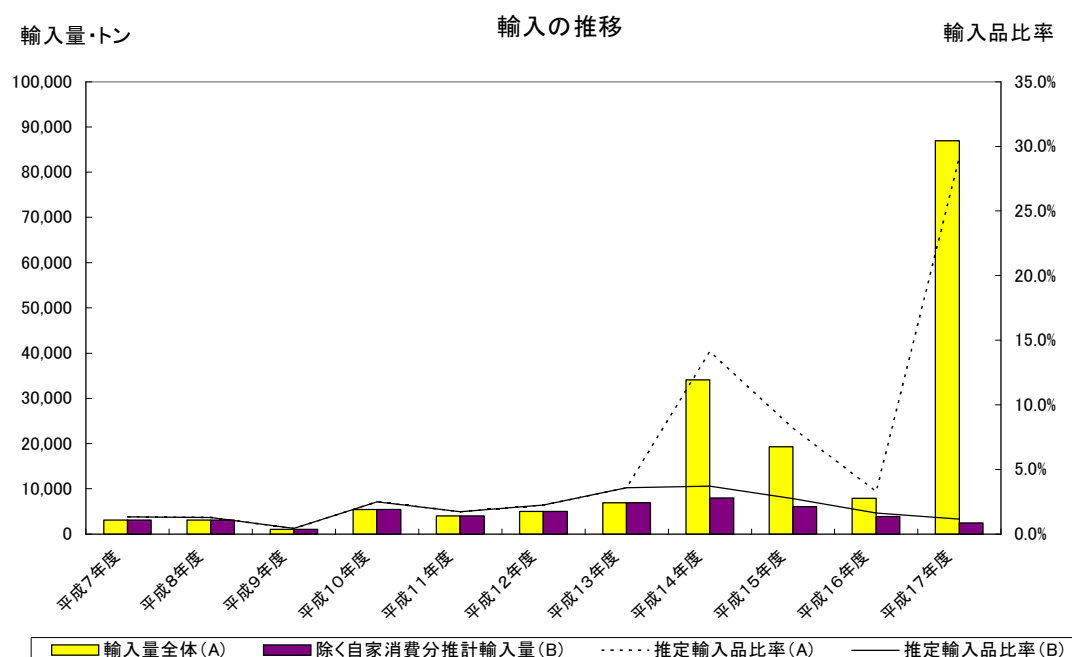
(ア) 輸入の動向

審査当時の輸入数量(平成7年度)は約 3,000トンであった。統合後の輸入数量の動きをみると(下表)、平成9年度~平成 13 年度までは年間 1,000~7,000 トン程度しか輸入されていなかったが、平成 14 年度、平成 15 年度及び平成 17 年度は急増している。

このように平成 14、15、17 年度に輸入が急増した理由について、フェノールメーカー及びユーザーからのヒアリングにおいて、フェノール(ビスフェノールA)メーカーが、主にビスフェノールAなどの自家消費向けのフェノールが

不足した分を輸入したという意見があった。

そこで、税関別の輸入データと、メーカーの生産拠点の情報を用いて、輸入全体からフェノール(ビスフェノールA)メーカーによるビスフェノールA生産向けの輸入を除いた数値(＝フェノール樹脂メーカーによる輸入)を推計したところ、輸入量は毎年数千トンであり、合併前後と水準は変わっていない。



注： 輸入比率は推定国内外販市場に対する比率。(B)の輸入量、輸入比率については、三菱化学、新日鐵化学のビスフェノールAの生産拠点に近い戸畑税関における輸入数量を自家消費向けと仮定し、除外して算出。

(出所：通関統計、ヒアリングを基に当委員会で作成)

(イ) 物理的な輸入圧力

ヒアリング等によると、以下のとおりであった。

a メーカー間の品質差

国内メーカー間及び内外メーカー間の品質差については、フェノールメーカー、ユーザーともに、いずれも品質差はないとし、同じ規格であれば、複数のメーカーの製品を混ぜて使うことも可能であるとしている。

b 使い慣れ、輸入経験

輸入経験については、多くのユーザーは、スポット的にしか輸入を行ったことがない、又は近年輸入を行っていないが、これらのユーザーも輸入の検討は常に行っており、海外のメーカーの価格についても情報を収集してい

る。

c 運搬・保管

フェノールは、その特性上、温度管理を怠ると品質の劣化が生じるとされ、加温装置のついた輸送船や、港でフェノールを保管するための専用タンクの確保が必要であるものの、大手ユーザー（フェノールメーカーによる自家消費向け輸入を含む。）は、工場が臨海地に立地している場合が多く、既に自社のタンクを保有している場合もあるため、その分輸入は容易になるとされる。また、距離が短いアジアからの輸入であれば、専用船でなくても、普通のケミカルタンカーで対応可能であるとの意見もあった。

さらに、中小のユーザーが輸入を行うに当たっては、商社による輸送船の手配やタンクの斡旋も可能であるとされている。

d 荷姿・ロットの問題

中小ユーザーについては、工場が内陸部にあることも多く、輸入したフェノールを港湾地域で一旦保管するためのタンクの費用が必要となるため、ある程度まとまった購入数量が必要となるかもしれないとの意見もあった。

e 輸送距離・コスト

輸送コストは、近年の船賃の高騰で上昇しており、アジアであれば3～4円/kg、米国であれば10円強/kg程度であるとされる。

また、韓国から九州に輸送する場合であれば、20時間ほどであるが、台湾であれば中3日となり、米国では1か月程度かかる。

このため、輸送コストやリスクの観点から、アジアからの輸入が多いが、アメリカのフェノールメーカーがアジア向けに安値で販売する場合もあるとされる。

f 関税

関税率は審査当時（平成9年）には3.4%であり、平成11年までに3.1%に引き下げられる予定であったが、実際には平成10年の4月に0%となった。

(ウ) 内外価格差

輸入に当たっては、前記(イ)のとおり必要なコストが上乗せされるため、ユーザーの輸入価格は海外価格に25円/kgを上乗せしたレベルとなるといわれている。

アジアのフェノール市況価格に25円を上乗せした価格を輸入価格とし、日

経商品情報のデータから 20 円を引いた価格を国内価格として、両者を比べると、内外価格差が一時的に生じても、国内価格が海外価格よりも長期にわたって高くなり続けることはなかった。したがって、ユーザーには、輸入品に積極的に切り替えるインセンティブがあまり生じなかったと考えられる。

フェノールメーカーによれば、ユーザーはその気になればフェノールの輸入が可能であり、また、原料であるベンゼンの国際市況を知っているため、メーカーとしては海外価格や原料価格から逸脱した価格設定はできないと説明している。ユーザーも、アジア市場と日本の市場は一体性が高まっており、国内価格は、アジア価格を意識した価格設定となっており、例えば、輸入品が入ってこない範囲で値上げを行うことは考えられなくはないが、ユーザーもグローバルに展開しているので、そのような値上げを行うのは現実的ではないとしている。

(エ) 海外メーカーの供給余力

海外メーカーの供給余力についてみると、平成 11 年前後からアジアの需要が急拡大し、日本を除くアジアでは新規のプラントが次々と建設され、平成 12 年から平成 17 年までに約 120 万トン超の供給能力の増設が行われた。

今後についても、アジアの需要が年率5%程度で伸びると見込まれるのに対し、供給能力の拡大はすでに建設に着手している平成 20 年度完工分だけでもこれを上回るペースとなっており、アジアの供給余力は十分に存在するものと見られている。

7. 評価

(1) 有効性

公正取引委員会では、企業結合審査の予見可能性、透明性及び迅速性の確保の観点から、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(平成 16 年5月 31 日)(以下「企業結合ガイドライン」という。)を公表し、企業結合審査における独占禁止法の適用の考え方を示している。

企業結合ガイドラインでは、輸入圧力が十分に働いているかどうかの考慮要素として、①制度上の障壁の程度、②輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題の有無、③輸入品と当事会社グループの商品の代替性の程度、④海外の供給可能性の程度を示しており、以下では、これらの要素を踏まえ、前記6の企業結合後の状況から判断して、当時の企業結合審査が有効なものであったかどうかを検証する。

ア 競争促進要因(輸入圧力)の評価の妥当性の検証

合併後の輸入数量及び輸入比率の動きをみると、合併後から平成 13 年度までは、輸入数量はほぼ横這いで増えておらず、輸入比率も1～3%程度と低いままである。平成 14, 15 年及び平成 17 年は大幅に増加しているものの、主にフェノール(ビスフェノールA)メーカーの自家消費のための輸入が大半を占めていると考えられ、フェノール樹脂メーカーによる輸入は、ほとんど増加していない可能性が高い。

このように、フェノールのユーザーが実際に輸入している量は少ないままであるものの、他方、国内品と輸入品の切替の容易性をみると、以下のような状況が認められる。

(ア) 制度上の障壁

フェノールの輸入について、特段の規制は存在せず、また、関税率は平成 10 年4月に0%となったため、制度上の障壁はない。

(イ) 流通上の障壁

輸入に係る制度上の障壁が存しない場合であっても、国内品から輸入品に切り替えるための費用が大きければ、輸入圧力が働かない場合がある。例えば、製品価格に対する輸送コストが相対的に大きい場合や、輸入体制の整備にかかる費用が大きい場合には、輸入圧力は働きにくいと考えられる。

フェノールの場合、輸入・保管・運搬に当たっては温度管理が必要であり、輸送船の船賃や保管のためのタンクの費用等がかかるが、輸送船やタンクの手配は可能であり、アジアからの輸送距離は短く、リスクも少ない。このため、購入数量に左右される可能性はあるものの、流通上の輸入障壁は必ずしも大きくないと考えられる。

(ウ) 国内品と輸入品の代替性の程度

制度上・流通上の障壁が存しない場合であっても、品質の違いや使い慣れの問題から輸入品が選好されない場合には、潜在的な輸入圧力は働きにくくなる。

しかしながら、フェノールについては、国内品と輸入品の間には品質面で差がなく、また、多くのユーザーが過去に輸入経験を有しており、海外メーカーや輸入品の価格の情報を収集するなどして常に輸入の検討を行っているため、使い慣れといった問題もないと考えられ、潜在的な輸入圧力は強いと考えられる。

(エ) 海外メーカーの生産能力の拡大

制度上・流通上の障壁が存せず、かつ、輸入品と国内製品との代替性が高いことに加えて、海外メーカーが日本への輸入の具体的な計画を有している場合や、生産能力の増強を行うことによって、海外における供給量が増加し、海外価格が下落する結果、内外価格差が生じるような場合には、国内への輸入圧力が一層高まる可能性がある。

近年、アジアにおいて相次いでプラントの新設・増設が行われ、今後とも需要の伸びを上回るプラントの新設・増設が計画されており、供給過剰となる可能性も指摘されていることから、前記(ア)～(ウ)のように、輸入の制度上・流通上の制約が少なく、国内品と輸入品の代替性が高い状況においては、日本への輸入圧力は一層強まると考えられる。

(オ) 内外価格の連動性の評価

前記(ア)～(エ)のとおり、フェノールの国内市場に対する潜在的な輸入圧力は存在するものと考えられる。

しかしながら、フェノール(ビスフェノールA)メーカーによる自家消費向けの輸入を除いては、輸入はほとんど増加していない可能性が高い。この理由は、ユーザーが輸入の必要性を感じるほど内外価格差が広がらなかったことが挙げられる。フェノールの内外価格差の推移をみると、短期的には輸入メリットが生じる内外価格差が生じて、国内価格が海外価格よりも長期にわたって高くなり続けることは、最近まではほとんどなかった。このため、実際に輸入に切り替える例は少なかったものと考えられる。

内外の市況価格の推移をみると、内外価格差が一定程度まで開くと、1～2年程度で元に戻る傾向がみられ、これは、一定の輸入コストをかけさえすれば輸入は不可能ではないことや、ユーザーは、実際には輸入を行っていないものの、原料価格(ベンゼンやナフサ)や海外(アジアや米国)価格を価格交渉の材料に用いたり、輸入品の調達可能性を常に探るなど、価格交渉力を維持する工夫を行っていることによると考えられる。すなわち、輸入量や輸入比率はあまり高くないとしても、海外からの潜在的な競争圧力は存在し、国内価格に影響を与えていたと判断することができると考えられる。

(カ) 結論

このように、審査当時、競争促進要因と考えられた輸入が実際に競争圧力として機能しているかについて検証したところ、実際の輸入量や輸入比率は、フェノールメーカーによる自家消費向けを除けば低いと考えられるものの、輸入に係る制度上・流通上の障壁は少なく、国内品と輸入品の代替性も高いことが

ら、国内価格が引き上げられ、内外価格差が拡大すれば輸入が増加し得る状況が認められ、輸入が競争促進要因として機能している可能性が高いと考えられる。このため、合併審査時の判断は的確なものであり、有効な企業結合審査が行われているものと評価できる。

イ 競争制限の有無の検証

(ア) 市場の状況

当事会社の合併後の国内市場の変化を見ると、自家消費分(主にビスフェノールA)向けの需要が大きく増加した一方、外販向けはほぼ横這いであり、また、輸出向けが減少したため、需要構成は変化したものの、全体としての需要は増加が続いた。これに対して、国内生産能力は平成14年まで拡大しなかったため、審査当時には十分存在するとされた国内の供給余力は縮小している。

一方、販売シェアの変動をみると、合併後、ユーザーが購入先を競争事業者に切り替える動きは限定的であったため、当事会社の合算シェアはあまり変化しておらず、輸入比率も高まらなかった。

しかしながら、輸入に係る制度的な障壁はなく、国内品と輸入品は品質面では同等であるため、一定の費用を払って輸送・保管の手当てを行えば、輸入は可能であり、海外における供給能力も拡大したことから、海外からの潜在的な競争圧力は一定程度働いていると認められ、その結果として、内外価格にある程度の連動性がみられる。

内外価格に連動性があるだけでは、国内メーカーが輸入品を意識した価格設定を行いつつ、輸入品が入ってこない範囲で値上げを行い、利幅を拡大した可能性もあるが、原料であるベンゼン価格からの利幅をみる限り、合併後、数年間は利幅が拡大している様子は見られない。また、フェノールメーカーだけでなくユーザーも、価格交渉力の変化は感じなかったとしており、合併の結果としての価格支配力の形成を示唆する情報は得られなかった。

(イ) 結論

このように、合併を契機として、フェノールメーカーの価格支配力が高まったことを示す情報はなく、合併の結果、競争を実質的に制限することとはならなかったものと考えられる。このため、合併審査時の判断は的確であり有効な企業結合審査が行われているものと評価できる。

(2) 今後の課題

企業結合審査においては、輸入圧力の有無や企業結合後の競争の実質的制

限の有無を判断するために、当事会社、ライバル企業、ユーザー等からヒアリングを行うとともに、統計データ等を用いた分析を行っている。本件においても、同様に、ヒアリング調査やデータ分析を行った結果、合併後において当事会社が国内市場における価格や数量をコントロールする力はなく、一定の取引分野における競争を実質的に制限するおそれはないと判断し、合併を認めたものである。

今回の事後検証の結果、合併後に輸入品が競争促進要因として機能している可能性は高く、また、合併後の市場の状況も当事会社が価格支配力を形成していることを示唆する情報は得られなかったことから、審査当時のユーザー等からのヒアリングや統計データ等を用いた分析は企業結合審査の手法としての確かなものであったといえる。

今後の企業結合審査においても、本件のように、輸入比率が低い場合の潜在的輸入圧力の評価に当たっては、データ分析や綿密なヒアリング等による注意深い検討を行うなど、事案に即した審査を行っていくことが重要であると考えられる。

また、今後も引き続き過去の企業結合事案について、企業結合後の状況について事後的に検証し、仮に審査当時の見通しと異なっている事例があれば、その要因を検証し、その結果を今後の企業結合審査に反映させていくことが重要であると考えられる。

8. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

東條委員	○ 本件のような個別案件についての評価だけでなく、可能であれば、全体的な総括評価というものも今後は考えてほしい。例えば、本件で言えば、20事例、26品目について、「輸入圧力の度合い」を制度上・流通上の障壁、代替性の程度、参入の状況などの項目ごとに「強・中・弱」で示すなど、統計的、計量的な分析により評価することができる。
------	--

○「調査対象事例における輸入比率の動き」(企業結合審査の事後的検証調査報告書(平成 19 年 6 月 22 日公正取引委員会公表)から抜粋)

年度	事例番号	事例名	商品	3年前	2年前	1年前	1年後	2年後	3年後	統合前3年間平均	統合後3年間平均	類型
7	1	昭和電工(株)及び日本石油化学(株)によるポリオレフィン樹脂事業の統合	高密度ポリエチレン樹脂	1.13%	4.27%	3.77%	2.35%	1.51%	2.07%	3.06%	1.98%	①
7	4	バイエル(株)及び三菱化成ヘキスト(株)の繊維用染料事業の統合	塩基性染料	35.81%	36.52%	38.36%	47.76%	47.68%	46.32%	36.90%	47.25%	⑦
9	2	三井石油化学(株)と三井東圧化学(株)の合併	アセトン	6.15%	3.00%	3.63%	2.72%	3.33%	2.09%	4.26%	2.71%	①
			フェノール	0.99%	0.49%	0.48%	0.32%	0.61%	0.68%	0.65%	0.54%	①
			アニリン	1.77%	4.32%	4.41%	4.32%	4.79%	3.03%	3.50%	4.05%	②
			ビスフェノールA			13.80%	17.08%	18.62%	18.39%	13.80%	18.03%	⑦
10	2	旭化成工業(株)及び三菱化学(株)のポリスチレン樹脂事業の統合	ポリスチレン樹脂	2.82%	2.81%	3.10%	2.74%	2.97%	2.80%	2.91%	2.84%	①
10	7	日本石油(株)と三菱石油(株)の合併	ガソリン	2.37%	2.64%	1.60%	2.41%	2.58%	1.88%	2.20%	2.29%	②
			灯油	12.99%	7.42%	4.00%	11.62%	8.70%	8.62%	8.14%	9.65%	⑤
			軽油	4.14%	1.02%	0.75%	2.87%	3.62%	3.07%	1.97%	3.19%	②
11	4	株東芝及び三菱電機(株)による大容量電動機の共同生産会社の設立	大型大容量電動機	8.13%	17.83%	2.21%	9.05%	7.06%	28.67%	9.39%	14.93%	⑥
11	8	協和発酵工業(株)及び三菱化学(株)による可塑剤事業の統合	フタル酸系可塑剤	3.16%	2.42%	2.90%	3.81%	4.91%	5.53%	2.83%	4.75%	②
11	10	エクソン・コーポレーションとモービル・コーポレーションの統合	ガソリン	日本石油(株)と三菱石油(株)の合併と同じ								
			灯油	日本石油(株)と三菱石油(株)の合併と同じ								
			軽油	日本石油(株)と三菱石油(株)の合併と同じ								
12	9	三井化学(株)及び武田薬品工業(株)の共同出資会社の設立によるウレタン等事業の統合	TDI(ウレタン原料)	0.003%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.0009%	0.00%	①
13	4	日本鋼管(株)及び川崎製鉄(株)の持株会社の設立による事業統合	容器用鋼板	2.99%			3.09%	2.98%	2.97%	2.99%	3.01%	②
13	5	ポリプロピレン事業の統合(日本ポリケム(株)・チッソ(株)・三井化学(株)・住友化学工業(株))	ポリプロピレン	9.23%	7.62%	6.31%	5.98%	4.43%	4.57%	7.72%	4.99%	④
13	12	住友電気工業(株)グループ、日立電線(株)グループ及びタツタ電線(株)による建設業・電線販売業向け合成樹脂絶縁電力電線・ケーブル等の事業の統合	合成樹脂絶縁電力電線	15.65%	16.72%	17.48%	19.50%	19.53%	18.07%	16.61%	19.04%	⑦
			光ファイバーケーブル	11.87%	8.22%	9.71%	10.56%	7.14%	8.14%	9.93%	8.61%	④
14	4	三洋電機(株)によるジーエス・メルコテック(株)の株式取得	リチウム二次電池	0.30%	0.76%	0.57%	2.32%	5.86%	5.02%	0.54%	4.40%	③
14	5	エー・アンド・エム スチレン(株)及び出光石油化学(株)によるポリスチレン事業の統合	ポリスチレン	2.80%	3.00%	2.54%	2.43%	1.84%	2.56%	2.78%	2.27%	①
14	6	三井化学(株)及び住友化学工業(株)の統合	アニリン大ロ	7.32%	7.11%	6.39%	5.93%	7.47%	3.49%	6.94%	5.63%	④
			エチレンプロピレンゴム(EPDM)	1.48%	4.33%	2.49%	4.08%	6.70%	9.83%	2.77%	6.87%	③
14	8	新日本製鐵(株)及び住友金属工業(株)によるステンレス事業の統合	ステンレス鋼板		6.00%	4.41%	4.48%	11.75%	10.53%	5.20%	8.92%	⑤
14	11	同和鉱業(株)と三菱マテリアル(株)による亜鉛事業の統合	亜鉛	10.18%	8.04%	5.58%	8.32%	8.51%		7.93%	8.42%	⑤
15	2	昭和電工(株)及び協和発酵工業(株)による酢酸エチルの共同生産会社の設立	酢酸エチル	9.36%	11.13%	11.50%	12.73%	11.92%		10.66%	12.32%	⑦
15	5	株ユアサコーポレーション及び日本電池(株)の経営統合	小型シール鉛蓄電池	34.21%	27.52%	29.37%	32.74%			30.37%	32.74%	⑦
15	7	大塚化学(株)と三菱瓦斯化学(株)による水加ヒドラジン事業の統合	水加ヒドラジン	16.62%	16.20%	17.52%	22.64%	21.91%		16.78%	22.27%	⑦

(注)「類型」については次の表を参照。輸入比率とは、輸入量を国内出荷数量(国内企業の出荷から輸出量を除き、輸入量を加えたもの)で序した数値をいう。

表 企業結合前の輸入比率と企業結合後の輸入比率の関係

	輸入比率が低下したもの			輸入比率が上昇したもの		
企業結合前の 輸入比率	輸入比率 の変動幅	品目数	類 型	輸入比率 の変動幅	品目数	類 型
5%以下	2.5ポイント以下	6	①	2.5ポイント以下	5	②
	2.5ポイント超	0	—	2.5ポイント超	2	③
5%超 10%以下	5ポイント以下	3	④	5ポイント以下	3	⑤
	5ポイント超	0	—	5ポイント超	1	⑥
10%超		0	—		6	⑦

実績評価書

担当課 景品表示監視室

1. 評価対象施策

景品表示法違反行為に対する措置(平成 18 年度)

【具体的内容】

景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反事実が認められた場合等には, その排除のために必要な措置(排除命令(景品表示法第6条に基づく法的措置をいう。以下同じ。), 警告又は注意をいう。)を講ずる。

2. 施策の目標(目標達成時期)

景品表示法に違反する不当景品, 不当表示に対して厳正かつ迅速(半数以上の案件について, 6か月を目途)に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を確保し, もって一般消費者の利益を保護する。(各年度)

3. 評価の実施時期

平成 19 年4月～6月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は, 国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか(必要性)。
- (2) 事件処理は, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか(有効性)。
- (3) 事件処理は, 効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策評価の把握の手法

排除命令等を行った違反事件の内容

違反事件の処理件数

違反事件の処理期間

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成 18 年度における景品表示法の運用状況及び消費者取引の適正化への取組」(平成 19 年5月 23 日公表)等

7. 施策の実施状況及びその効果

違反事件の処理状況の推移は表1～表4のとおりである。

平成15年11月施行の改正景品表示法第4条第2項を適用した事例は、平成18年度において6件公表され、これまでで通算13件の排除命令が行われたこととなった。

(注) 公正取引委員会は、景品表示法第4条第2項に基づき、商品・サービスの内容(効果、性能)について著しく優良であると示す表示(第4条第1項第1号違反被疑行為)に該当するか否か判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合、事業者が当該資料を提出しない場合には、不当表示とみなされる。

表1 事件処理件数

(単位:件)

年度	新規発生件数				処理件数				
		うち 申告	うち 職権探知	うち その他	うち 排除命令	うち 警告	うち 注意	うち その他	
18	2,143	1,874	255	14	32	7	650	1,450	2,139
17	1,314	1,035	254	25	28	36	610	791	1,465
16	1,364	1,098	238	28	21	21	722	740	1,504
15	1,154	876	257	21	27	6	618	587	1,238
14	771	453	290	28	22	17	495	265	799

(注)1 新規発生件数の「その他」は都道府県からの移送等を指す。

2 平成16年4月より警告はすべて公表しており、それ以前の注意には警告非公表を含む(以下同じ)。

表2 景品表示法違反行為類型別件数

(単位:件)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
事件処理件数	534(13.1%)	651(21.9%)	764(17.4%)	674(▲11.8%)	689(2.2%)
排除命令	22(120.0%)	27(22.7%)	21(▲22.2%)	28(33.3%)	32(14.3%)
警告	17(142.9%)	6(▲64.7%)	21(250.0%)	36(71.4%)	7(▲80.6%)
注意	495(8.8%)	618(24.8%)	722(16.8%)	610(▲15.5%)	650(6.6%)
うち表示	425(24.6%)	544(28.0%)	692(27.2%)	596(▲13.9%)	635(6.5%)
排除命令	22(120.0%)	27(22.7%)	21(▲22.2%)	28(33.3%)	32(14.3%)
警告	17(142.9%)	6(▲64.7%)	21(250.0%)	36(71.4%)	7(▲80.6%)
注意	386(19.1%)	405(4.9%)	650(60.5%)	532(18.2%)	596(12.0%)
うち景品	109(▲16.8%)	107(▲1.8%)	72(▲32.7%)	78(8.3%)	54(▲30.7%)
排除命令	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
警告	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
注意	109(▲16.8%)	107(1.8%)	72(▲32.7%)	78(8.3%)	54(▲30.7%)

(注)()内は対前年度増加率(%)であり, ▲はマイナスであることを示している。

前記事件処理件数の行為類型別の内訳は下表のとおりである。

表3 不当表示事件の内訳

(単位:件)

関係法条	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
4条1項1号(優良誤認)	228(48.1%)	271(18.9%)	306(12.9%)	315(2.9%)	320(1.6%)
4条1項2号(有利誤認)	142(▲14.5%)	237(66.9%)	322(35.9%)	241(▲25.2%)	314(30.3%)
4条1項3号	72(94.6%)	56(▲22.2%)	49(▲12.5%)	69(40.8%)	51(▲26.1%)
おとり広告	27(3.8%)	24(▲11.1%)	19(▲20.8%)	24(26.3%)	22(▲8.3%)
原産国表示	45(650.0%)	26(▲42.2%)	27(3.8%)	24(▲11.1%)	19(▲20.8%)
不動産おとり	0(—)	0(—)	2(—)	0(▲100.0%)	1(—)
消費者信用	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
無果汁表示	0(—)	6(—)	1(▲83.3%)	0(▲100.0%)	2(—)
有料老人ホーム	—	—	0(—)	21(—)	7(▲66.7%)

(注)1 ()内は対前年度増加率(%)であり, ▲はマイナスであることを示している。

2 関係法条が2以上にわたる事件があるため, 本表の合計は表2の合計と一致しない。

3 平成15年11月以前には, 現行の景品表示法4条1項1号(優良誤認), 4条1項2号(有利誤認)及び4条1項3号は, それぞれ, 旧景品表示法4条1項, 4条2項, 4条3項に該当した。

表4 景品事件の内訳

(単位:件)

関係告示	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
懸賞景品告示	68(▲26.9%)	60(▲11.8%)	44(▲26.7%)	45(2.3%)	33(▲26.7%)
総付景品告示	39(▲17.0%)	48(23.1%)	31(▲35.4%)	35(12.9%)	25(▲28.6%)
業種別告示	2(—)	2(0.0%)	2(0.0%)	0(▲100.0%)	1(—)

(注)1 ()内は対前年度増加率(%)であり, ▲はマイナスであることを示している。

2 関係法条が2以上にわたる事件があるため, 本表の合計は表2の合計と一致しない。

8. 評価

(1) 必要性

消費者が適正な選択を行える意思決定環境の創出・確保の観点から, 商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して, 景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。それだけではなく, 商品選択における国民のニーズの動向に対応した法運用を行うことが重要である。

平成18年度においては, 特に以下のような分野の事件に積極的に取り組んだ。

ア サービス分野関連

【排除命令】

- ・ 結婚相手紹介サービス業者の会員数及び成婚退会者数に係る不当表示 2件
- ・ 教育施設の学費返還に係る不当表示 1件
- ・ 専門学校の国家試験合格実績に係る不当表示 1件
- ・ 一般小包郵便物の配達時間に係る不当表示 1件
- ・ 学習塾の高校合格実績に係る不当表示 1件
- ・ 有料老人ホーム等の介護体制等に係る不当表示 3件
- ・ 「足延長術」及び「小顔整形術」と称する役務の効果に係る不当表示 1件
- ・ 注文住宅業者の着工棟数実績「日本一」に係る不当表示 1件

【警告】

- ・ 資格試験等の合格実績に係る不当表示 3件
- ・ 携帯電話の通話料金及びメール料金に係る不当表示 1件
- ・ 家庭教師の派遣に伴う料金に係る不当表示 1件

イ 金融分野関連

【排除命令】

- ・ 仕組預金の金利に係る不当表示 1件

【警告】

- ・ 住宅ローンの金利に係る不当表示 1件

ウ 地域ブランド関連

【排除命令】

- ・ ズワイガニ詰合わせ商品の原産国に係る不当表示 4件
- ・ 湯の花の原材料に係る不当表示 1件

- ・ 観光土産品であるチョコレートの原材料に係る不当表示

エ 健康食品関連

【排除命令】

- | | |
|-----------------------|----|
| ・ アミノ酸の含有量に係る不当表示 | 1件 |
| ・ 大豆イソフラボンの含有量に係る不当表示 | 2件 |
| ・ アントシアニンの含有割合に係る不当表示 | 3件 |

これらは、

- 役務の表示に対する意識が高まっていること
- 多様化している商品・サービスについての適切な表示への要望が高まっていること
- 知的財産としての地域ブランド保護への意識が高まっていること
- 健康・安全志向の中で食品の表示に対する意識が高まっていること

といった国民のニーズを踏まえたものである。

(2) 有効性

ア 違反事件の処理

平成 19 年度の景品表示法の事件処理件数は、排除命令 32 件(前年度比 14%増)、警告・公表 7 件(前年度比 81%減)及び注意 650 件(前年度比 7%増)の計 689 件(前年度比 2%増)であった。排除命令件数は平成 14 年度から平成 17 年度までの 4 年間の平均 27 件に比べ 5 件多く、警告件数は同期間の平均 20 件に比べ 13 件少なかった。また、注意件数は同期間の平均約 611 件に比べ 39 件多く、これらを併せた総事件処理件数は同期間の平均約 656 件に比べ 32 件多かった。

18 年度においては行政処分である排除命令による事件処理を重点的に行った結果、警告は減少する傾向にあるものの、排除命令は増加しており、昭和 48 年度の 33 件以来 33 年間で最高の件数になっており、景品表示法違反事件を厳正かつ積極的に処理したと評価できるものである。景品表示法違反行為に対して厳正に法執行を行う観点から、法的措置である排除命令により不当表示の差止め等を行うことが重要であり、また、警告はそれを行うことが効果的であるなどの限定的な場合に措置を採るべきものと考えられる。他方、行政処分である排除命令を行うに際しては、行政指導である警告と比して処理に要される人員や時間が大きいため、警告件数が減少した場合であっても、排除命令件数の増加は小さなものとなる傾向にあると考えられる。

また、時代の流れに即して不当表示事件の処理を重点的に取り組んでいるところ、18 年度における不当表示に係る処理件数は 635 件と 14 年度から 17 年度までの 4 年間の平均約 564 件に比べ 71 件も多くなっており、これは、景品表示法違反行為に対して積極的に取り組んでいると評価できるものである。

さらに、前記(1)のとおり、国民生活に深く関わる表示について、幅広い分野の事案

を取り上げており、これは、広く事業者に対して景品表示法への注意・関心を促すことにつながるもので、違反行為の未然防止という観点からも意味のあるものである。

このように、不当表示事件の処理を例年以上に行いつつ、法的措置である排除命令による事件処理を重点的にを行い、また、幅広い分野の事案に取り組んでいることから、景品表示法違反に対する厳正な対処という目標を達成していると考えられる。

イ 社会的認知度

平成 14 年度、平成 15 年度、平成 16 年度、平成 17 年度、平成 18 年度に行った排除命令は、それぞれ 22 件、27 件、21 件、28 件、32 件であるが、これらはすべて新聞報道されている。平成 18 年度に行った排除命令に係る日刊新聞報道量を計測したところ、排除命令についての報道量は計 4,085 行と平成 17 年の 1,885 行に比べ大幅に増加している。

また、平成 18 年度においては申告件数が 1,874 件と 17 年度の 1,035 件に比べ大幅に増加している。一般的に排除命令に係る報道が日刊新聞紙等に取り上げられた直後に一般消費者等からの申告は増加するところ、排除命令等の増加に伴い、排除命令の報道に国民が接する機会が増えたため、申告も急増したものと考えられる。

公正取引委員会が消費者のニーズに合わせた法運用を行い、また、法的措置である排除命令の措置を積極的に採った結果、従来以上に報道されて広く社会に認知されることとなり、他方、申告が急増したことは景品表示法違反事件に対する社会的な関心が高まっていることを表すものであり、その効果は積極的に評価できる。

(3) 効率性

ア 平成 18 年度に排除命令を行った事件の処理に要した日数(事件処理開始日から排除命令までの期間で休日を含む。以下「事件処理日数」という。)の平均値は 245 日であり、前年度に比し 35 日増加している。

表5 排除命令事件調査に要した平均日数 (単位:日, 件)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
事件処理日数(日)	173(16.9%)	183(5.8%)	195(6.6%)	222(13.8%)	245(10.4%)
排除命令件数(件)	22	27	21	28	32

(注) ()内は対前年度増加率(%)である。

また、年度ごとに、前記事件処理日数の分布をみると、次のとおりであり、平成15年度まではおおそ半年以内での処理が多いものの、平成16年度以降は全体的に事件処理が長期化する傾向が認められ、18年度においても約半数の事件調査が半年を越えて処理されている。

表6 排除命令事件処理日数の分布

(単位:件)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
3か月以内(1～ 91日)	8	4	2	1	0
6か月以内(92～182日)	6	16	7(1)	7	15
9か月以内(183～274日)	4	3	8(1)	15(1)	8(1)
1年 以内(275～365日)	2	2	3	2(2)	4
1年3かヶ月以内(366～456日)	0	2	1	1	2(2)
1年6か月以内(457～547日)	0	0	0	1(1)	3(3)
1年9か月以内(548～639日)	2	0	0	1(1)	0

(注) ()内は、景品表示法第4条第2項適用案件の数で、内数である。

平成 18 年度においては、一定の人員の増員を図るとともに、効率的な事件処理のため、排除命令案件への重点的な人員配置などリソースの効率的配分を実施してきたところである。しかし、上記のとおり全体としては排除命令事件調査に要した平均日数は増加しており、半数以上の案件を6か月を目途に処理するという目標が達成できていない。

平成 18 年度における景品表示法第4条第2項適用案件(6件)を除いた平均事件処理日数は 203 日であり(平成 17 年度は 184 日)、目標である6か月内処理を大幅に上回るものではない。他方で第4条第2項適用案件(6件)の審査期間は平均 424 日となっており、通常案件の 203 日と比して、倍以上の事件処理期間を要してしまい、迅速処理という同項の趣旨が達成されていない。これは、第4条第2項案件は効果、性能に係る不当表示を対象とするものであり、複数の専門家や研究機関への鑑定及びヒアリングなどを行い、事件調査を入念に行うため、より複雑な効果、性能に係る不当表示事案を審査するほど、通常案件よりも長期間が要されるという理由が大きいと考えられる。

しかし、全体の違反事件処理に係る調査日数の短縮及び第4条第2項の趣旨の達成のためには、これまでの通算 13 件の運用実績を踏まえ、第4条第2項適用案件に係る事件調査手法をシステム化すること等により、迅速かつ効率的な法の運用に努めることが喫緊の課題となっている。

イ 個別の事業者に対して措置を採るだけでなく、措置と同時に事業者団体等に対して要望を行い、問題のみられた業界として表示の適正に努めるよう求めた。これは、違反に問われた個別の事業者のみならず、業界全体における適正な表示に対する認識を高め、改善する効果が期待できる点で、極めて効率的な手法であると言える。平成 18 年度に行われた要望は以下のとおりである。

表7 排除命令等と同時に要望等が行われた例

事件名	要望先	要望内容	その後の対応
株式会社みずほ 銀行に対する警告等について (H18.8.8)	全国銀行公正 取引協議会	景品表示法違反行為の未然防止と適正表示の一層の徹底が図られるよう、会員への指導の強化について要望。	適正表示の一層の徹底を図るため、平成18年9月に住宅ローン、同年12月に外貨預金、さらに、平成19年4月に仕組預金等の広告表示例を取りまとめて会員宛に通知するとともに公表を行った。
携帯電話事業者 3社に対する警告等について (H18.12.12)	電気通信事業者協会	携帯電話役務の取引における表示の適正化の観点から、より分かりやすい情報の提供と適正な表示を行うよう、会員事業者を指導することを要望。	電気通信事業者協会を含む業界団体である電気通信サービス向上推進協議会が、「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準」等の改正作業を行っている。

(4) 今後の課題(政策への反映)

競争政策は市場における公正で自由な競争のルールの実現を目指すものであるが、事業者間の競争は消費者の選択をめぐって行われることから、消費者が適切な判断を行使することができることは、公正で自由な競争のルールが効果的に機能するための前提となる条件である。このため、競争政策を中核的に担う公正取引委員会においては、消費者が適正な選択を行える意思決定環境の創出・確保を担う消費者政策を競争政策と一体のものとして積極的に取り組むことが求められている。

こうした状況の中で、積極的かつ迅速に景品表示法違反行為を排除していく必要性が増しており、景品表示法の改正や公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門の定員数は増員による体制強化が図られてきたところである。

平成18年度においては、排除命令件数が過去33年間で最高になるなど、積極的な法執行に努めたと評価し得るものの、他方、第4条第2項適用案件において事件処理期間が長期に及んでいるため、半数以上の案件を6か月を目途に処理するという目標は達成されていない。

また、限られた人的資源を有効かつ効率的に活用するため、消費者のニーズを踏まえた法執行を行う必要があるところ、18年度においては、サービス分野、地域ブランド、金融分野などにおいて消費者のニーズを踏まえたインパクトのある重点的な法執行が行われた。しかし、これらの分野における不当表示に対する厳正な対応の必要はますます大きくなっており、引き続き重点的に対応していく必要がある。

また、排除命令件数の増加に伴って一般消費者からの申告件数が急増したものの、こ

れら増加した申告に比例して事件処理件数が増加したとはいえない。

公正取引委員会が、引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、事件の処理を厳正かつ迅速に行うためには、より多くの人員を投入して厳正な事件処理を迅速に行うことが不可欠であり、依然として当該調査部門の人員は十分といえないものと考えられ、公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門全体にわたる体制の整備に努めていく必要がある。

また、体制の整備に努めるとともに、限られた人員を効果的・効率的に配分し最大限の成果を挙げるため、

- ① 第4条第2項適用案件を迅速に処理するために事件調査手法をシステム化すること
- ② サービス等の役務分野、地域ブランドに係る表示、健康食品に係る表示等の一般消費者の関心が高い分野について、重点的な法執行を行うこと
- ③ 本局景品表示監視室がハブとなって、地方事務所等との間の緊密な連携により、全国において景品表示法の一体的な法執行に努めること(地域ブランドに係る表示等)

等に取り組んでいく必要がある。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

田辺委員	○ 第4条第2項適用案件の処理に特に時間がかかっているという問題があり、これをどう改善していくのかと思ったが、今後の課題として、事件処理手法をシステム化することにより迅速化を図っていくと具体的な方策が示されている点については評価できる。
東條委員	○ 第4条第2項適用案件の処理に時間を要しているわけだが、相手方が主張する効果、性能の有無について判断するために複数の専門家・研究機関の鑑定などが必要になるなど、他の案件とは手続上のステップが違うのだから、第4条第2項案件とその他の案件は分けて評価すればよい。
小西委員	○ 消費者のニーズに合わせて法運用を行った点については、高く評価できる。

1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置(平成18年度)【成果重視事業】

【具体的内容】

下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入調査, 招致調査等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 下請事業者の保護のために必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)及び警告)を講じる。

2. 施策目標(目標達成時期)

- (1) 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延, 減額等に対して厳正かつ迅速(処理期間6か月以内を目途)に対処し, これらを排除することにより, 下請取引の公正化を図るとともに, 下請事業者の利益を保護する。(各年度)
- (2) 平成16年4月の改正下請法の施行により, 新たに下請法の対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引においては, 従来から同法の対象となっている製造・修理委託の分野に比べて発注書面交付率が低いことから, この発注書面交付率を平成17年度から同19年度までの3年間で製造・修理委託分野の発注書面交付率まで引き上げる。【成果重視事業】(注1, 注2)

(注1) 下請法第3条は, 親事業者が, 発注に当たって, 下請事業者が発注内容に関する所定の事項を記載した書面を交付する義務があることを定めている。

(注2) 役務委託等の分野の下請取引適正化については, 成果目標(Plan)－予算の効率的執行(Do)－厳格な評価(Check)－予算への反映(Action)を実現する予算制度改革を定着させるために政府全体で取り組んでいる「成果重視事業」に位置付けられている。「成果重視事業」とは, 定量的な達成目標を明示し, 弾力的な予算執行を行い, 厳格な事後評価と次の予算への反映を実現するとともに, 政策体系上の位置付けの明確化等政策評価との連携を強化した事業である。

3. 評価の実施時期

平成19年4～6月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は, 国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか(必要性)。
- (2) 事件処理は, 下請取引の公正化とともに, 下請事業者の利益を保護する上で有

効であったか(有効性)。

(3) 事件処理は、効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策評価の把握の手法

勧告等を行った違反事件の内容

違反事件の処理件数

違反事件の処理期間

発注書面交付率の状況

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成18年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」
(平成19年5月23日公表)等

7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できないことから、従来から、親事業者及びその下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成16年4月の改正下請法の施行により、これまで定期的に書面調査を行ってきた製造・修理委託(以下「製造委託等」という。)を行っている業種に加え、新たに規制対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託(以下「役務委託等」という。)を行っていると思われる業種についても、書面調査を実施することとしており、平成18年度は改正法の施行3年目に当たる。

平成18年度における書面調査は、29,502社(前年度比4.9%減)の親事業者を対象に実施し、また、下請事業者約162,521名(前年度比4.9%減)を対象に下請事業者調査を実施している。

表1 書面調査の状況 (単位:社, 名)

年 度		親事業者調査(社)	下請事業者調査(名)
内 訳	16	30,932	170,517
	製造委託等	(18,143)	(124,080)
	役務委託等	(12,789)	(46,437)
内 訳	17	30,991	170,878
	製造委託等	(18,145)	(124,438)
	役務委託等	(12,846)	(46,440)
内 訳	18	29,502	162,521
	製造委託等	(17,601)	(118,974)
	役務委託等	(11,901)	(43,547)

(2) 違反被疑事件の処理状況等

ア 新規着手及び処理状況

平成 18 年度の下請法違反被疑事件について、勧告及び警告の措置を講じた件数(以下「措置件数」という。)は 2,938 件(前年度比 27.0%減)となっている。

なお、違反行為によって下請事業者が受ける不利益が重大であると認められるような事件に厳正に対処した結果、平成 18 年度の勧告件数は 11 件となっている。

表2 事件処理件数

(単位:件)

年度		新 規 着 手 件 数				処 理 件 数			
		うち 書面調査	うち 申告	うち 措置請求	措置件数		不問	計	
					勧告	警告			
14		1,427	1,357	70	0	4	1,362	60	1,426
15		1,409	1,341	67	1	8	1,357	71	1,436
16		2,710	2,638	72	0	4	2,584	75	2,663
内 訳	製造委託等	(1,610)	(1,561)	(49)	(0)	(4)	(1,520)	(56)	(1,580)
	役務委託等	(1,100)	(1,077)	(23)	(0)	(0)	(1,064)	(19)	(1,083)
17		4,074	4,009	65	0	10	4,015	41	4,066
内 訳	製造委託等	(1,974)	(1,934)	(40)	(0)	(5)	(1,951)	(26)	(1,982)
	役務委託等	(2,100)	(2,075)	(25)	(0)	(5)	(2,064)	(15)	(2,084)
18		3,084	2,983	100	1	11	2,927	121	3,059
内 訳	製造委託等	(2,088)	(2,028)	(59)	(1)	(8)	(2,000)	(69)	(2,077)
	役務委託等	(996)	(955)	(41)	(0)	(3)	(927)	(52)	(982)

(注) 1 新規着手件数のうち措置請求は、中小企業庁長官からの措置請求案件である。

2 新規着手件数と処理件数の差は、翌年度への繰越件数となる。

イ 違反行為類型別の内容

(ア) 違反事件の内容を違反行為類型別にみると、発注書面の交付義務違反等の手続規定違反は 3,090 件となっており、このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの(第 3 条違反)が 2,603 件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの 487 件となっている。

(イ) 親事業者の実体規定違反(禁止行為違反)は1,215件であり、これを違反類型別件数で見ると、多い順に、下請代金の支払遅延、長期手形、減額、購入等強制、やり直し等となっている。

表3 下請法違反行為類型別件数 (単位:件, %)

年度	項目	手続規定違反			実体規定違反											合計	
		3条違反	5条違反	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	長期手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
14		1,127	135	1,262	29 (3.3)	307 (35.1)	137 (15.7)	23 (2.6)	38 (4.3)	79 (9.0)	51 (5.8)	210 (24.0)			0 (0)	874 (100)	2,136
15		1,125	142	1,267	8 (0.9)	392 (44.7)	134 (15.3)	22 (2.5)	32 (3.7)	53 (6.1)	51 (5.8)	184 (21.0)			0 (0)	876 (100)	2,143
16		2,235	321	2,556	28 (2.1)	751 (57.2)	142 (10.8)	23 (1.8)	36 (2.7)	95 (7.2)	37 (2.8)	144 (11.0)	10 (0.8)	47 (3.6)	0 (0)	1,313 (100)	3,869
内 訳	製造委託等	1,298	173	1,471	21 (3.0)	295 (42.6)	101 (14.6)	22 (3.2)	15 (2.2)	55 (7.9)	35 (5.1)	133 (19.2)	1 (0.1)	15 (2.2)	0 (0)	693 (100)	2,164
	役務委託等	937	148	1,085	7 (1.1)	456 (73.5)	41 (6.6)	1 (0.2)	21 (3.4)	40 (6.5)	2 (0.3)	11 (1.8)	9 (1.5)	32 (5.2)	0 (0)	620 (100)	1,705
17		3,633	645	4,278	30 (1.5)	1,344 (65.0)	211 (10.2)	12 (0.6)	44 (2.1)	75 (3.6)	62 (3.0)	190 (9.2)	10 (0.5)	90 (4.4)	0 (0)	2,068 (100)	6,346
内 訳	製造委託等	1,774	240	2,014	7 (0.9)	312 (42.1)	122 (16.5)	10 (1.3)	16 (2.2)	36 (4.9)	62 (8.4)	144 (19.4)	2 (0.3)	30 (4.0)	0 (0)	741 (100)	2,755
	役務委託等	1,859	405	2,264	23 (1.7)	1,032 (77.8)	89 (6.7)	2 (0.2)	28 (2.1)	39 (2.9)	0 (0)	46 (3.5)	8 (0.6)	60 (4.5)	0 (0)	1,327 (100)	3,591
18		2,603	487	3,090	13 (1.1)	701 (57.7)	134 (11.0)	2 (0.2)	28 (2.3)	62 (5.1)	43 (3.5)	170 (14.0)	5 (0.4)	57 (4.7)	0 (0)	1,215 (100)	4,305
内 訳	製造委託等	1,789	274	2,063	9 (1.2)	333 (45.6)	92 (12.6)	2 (0.3)	18 (2.5)	42 (5.7)	42 (5.7)	152 (20.8)	4 (0.5)	37 (5.1)	0 (0)	731 (100)	2,794
	役務委託等	814	213	1,027	4 (0.8)	368 (76.0)	42 (8.7)	0 (0.0)	10 (2.1)	20 (4.1)	1 (0.2)	18 (3.7)	1 (0.2)	20 (4.1)	0 (0)	484 (100)	1,511

(注) 事件について2以上の違反行為等が行われている場合があるので、違反行為等の類型別件数の合計と表1の「勧告」及び「警告」の件数の合計とは必ずしも一致しない。
 なお、()内は、実体規定違反等の件数全体に占める割合である。四捨五入しているため、合計100とはならない。

ウ 下請代金の支払遅延利息の支払状況及び下請代金の減額分の返還

下請法上、下請代金の支払い遅延をした場合、親事業者は、下請事業者に対し遅延利息を支払う義務が生じるところ、下請代金の支払遅延事件におい

ては、親事業者に対し遅延利息を支払うよう指導しており、平成 18 年度には、親事業者 59 社が下請事業者 3,220 名に総額 2858 万円の遅延利息を支払った。

また、下請代金の減額事件においては、親事業者に対し減額分の返還による原状回復措置を講じさせており、平成 18 年度においては、親事業者 45 社が下請事業者 1,165 名に対して、総額 5 億 5279 万円を返還した。

(3) 発注書面の交付状況

平成 18 年度に実施した書面調査によると、下請事業者と取引があると回答した親事業者のうち、すべての下請取引において一切発注書面を交付していない疑いのある親事業者の比率（発注書面不交付率）は、下表のとおりである。製造委託等での発注書面不交付率は 2.2% であるのに対し、役務委託等の分野での発注書面不交付率は 7.4% であった。

なお、役務委託等の発注書面不交付率は、平成 16 年度の 11.7% より、4.3 パーセントポイント減少している。

表 4 発注書面不交付率

	発注書面不交付率		一部不交付率(注)	
	役務委託等	製造委託等	役務委託等	製造委託等
平成 16 年度	14.9%	8.1%	40.8%	21.8%
平成 17 年度	11.7%	5.2%	29.7%	16.7%
平成 18 年度	7.4%	2.2%	23.5%	10.8%

(注) 一部の取引において発注書面を交付していない疑いのある親事業者の比率

8. 評価

(1) 必要性

ア 近年の経済のサービス化・ソフト化の進展にかんがみ、平成 16 年度からは、役務委託等における下請取引を規制対象に追加すること等を内容とする改正下請法が施行された。

このため、従来の製造・修理委託分野に加え、役務委託等の分野においても親事業者による下請事業者に対する不当な不利益を与える下請法違反行為に厳正に対処することにより、下請事業者の利益を保護し、もって自由な競争を維持・促進する必要がある。

また、改正下請法により勧告が公表できるようになったことから、下請事業者に及ぼす影響が大きい事案等を積極的に勧告・公表することにより、業界全体に対する下請法違反行為の抑止力を強化する必要がある。

イ 発注書面の不交付は、それ自体が下請法違反であるとともに、他の多くの下

請法違反の原因となることから、役務委託等の分野における発注書面の交付率を引き上げることによって、法改正によって、新たな下請法の規制対象となった役務委託等の分野における下請取引の公正化を推進する必要がある。

(2) 有効性

ア 違反行為に対する厳正な対処

(ア) 違反事件の処理

勧告件数は 11 件と前年度の 10 件から増加しており、昭和53年度以降で最高である。法改正により、平成 16 年4月から新たに下請法の規制対象となった役務委託等の分野については、平成 18 年度は3件の勧告を行っている。

また、違反事件の措置件数は 2,938 件で、前年度に比し約 27%(1,087 件)減になっており、役務委託等の分野における措置件数は 930 件と前年度に比し約 55%(1,139 件)減となっている。これは、平成 16 年4月の改正法施行以降、新たに下請法の対象になった役務委託等の分野において、積極的に事件処理、普及・啓発に努めてきたことにより、施行3年目を迎えて、書面交付義務違反等の手続規定違反が減少したことが要因であり、役務委託等の分野における書面交付義務違反等の手続規定違反件数は 1,027 件と前年度に比し 54.6%(1,237 件)減となっている(表2及び表3)。

(イ) 下請取引の改善を図るための措置等

下請法の改正により勧告においては、下請取引の改善や再発防止を図るため、原状回復措置のほかに「その他必要な措置を採るべきこと」を求めることができるようになったことから、平成 18 年度に勧告した減額事件 11 件について、①違反行為を行わない旨の下請事業者に対する周知徹底、②発注担当者に対する研修など社内体制の整備のための必要な措置、③当該措置内容の自社の役員及び従業員への周知徹底等を求めたところである。

(ウ) 勧告事件の公表

勧告の措置を講じた事件 11 件については、すべて公表しており、これが報道されたことにより、下請法違反事件に対する社会的関心を高め、当該業界のみならず他の業界に対しても一定の抑止効果が図られたと考えられる。

(エ) まとめ

勧告件数は、法改正以降、平成 16 年度4件、平成 17 年度 10 件、平成 18 年度 11 件と着実に増加しており、勧告・公表制度は定着してきている。

平成 18 年度においては、ゲーム機器製造業や衛生陶器修理業といった製造委託・修理委託分野のほか、役務提供委託である道路貨物運送業などの幅広い分野における下請法違反事件に厳正に対処するとともに、違反事案について効果的な指導を行っており、下請事業者の利益を保護するという目標を達成している。

イ 発注書面の交付状況

発注書面の不交付率は、適正な下請取引が行われているかを評価する1つの指標(発注書面の不交付が実体規定違反の原因でもある。)であると考えられる。

平成18年度の役務委託等の分野における発注書面の不交付率は7.4%であり、平成17年度の11.7%より、4.3パーセントポイント減少し、着実に改善は図られている。

発注書面の交付率を製造・修理委託分野並みにするという目標達成(平成19年度中)に向けて、平成18年度においては、発注書面を交付していなかった親事業者に対し、違反行為を指摘し速やかに是正を図るよう積極的な事件処理を行うとともに、下請法の規制の内容や発注書面の参考例を掲載した「下請取引適正化推進講習会テキスト」を交付するなどにより、発注書面の不交付率が低下するよう対応したところであるが、今後、目標達成に向け更なる取組が必要である。

(3) 効率性

ア 平成18年度の下請法違反事件の措置の種類別の日数(事件端緒受理決裁日から事件処理決裁日までの期間で休日を含む。以下「処理日数」という。)をみると、警告については、「1日～30日」の期間で処理した比率は約92%であり前年度比でやや減少し、一方、6か月を超えて(181日以上)処理した比率は0.9%であり前年度に比べやや増加している(表5)。

勧告については、平均処理日数が304日であり、前年度に比し77日増加し、事件処理に181日以上要した事案が8件みられる(表6)。

これら8件の事件処理が長期間を要したのは、違反行為の内容が複雑な事案で勧告・公表に耐え得る証拠収集の調査に時間を要したことが挙げられ、事案によっては違反行為を実施している事業所が多数存在し、これら事業所に対する調査において新たな減額行為が発見されるなど、事実関係の認定に時間を要したこと等による。

このように、下請法違反処理日数は、警告についてはおおむね6か月以内に処理されているが、勧告については、6か月以内に違反事件を処理するという目標は平成18年度も達成されておらず、下請法違反事件処理の迅速・効率化の目標達成に向け、今後改善を図っていく必要がある。

なお、下請法専任者数については平成18年度末で54名となっており、前年度の43名と比較し、約16%増加している(表7)。

表5 下請法違反事件処理に要した日数

(単位:件)

年度	措置 内容		下請法違反事件処理日数					
			1～30日	31～60日	61～90日	91～120日	121～180日	181日以上
14	勧告 警告	勧告	0	0	0	0	1	3
		警告	1,153 (84.7%)	97 (7.1%)	47 (3.4%)	13 (1.0%)	30 (2.2%)	22 (1.6%)
15	勧告 警告	勧告	1	0	0	4	1	2
		警告	1,132 (83.4%)	104 (7.7%)	45 (3.3%)	28 (2.1%)	17 (1.2%)	31 (2.3%)
16	勧告 警告	勧告	0	0	1	1	1	1
		警告	2,415 (93.5%)	70 (2.7%)	43 (1.7%)	18 (0.7%)	24 (0.9%)	14 (0.5%)
内 訳	製造 委託 等	勧告	0	0	1	1	1	1
		警告	1,365 (89.8%)	64 (4.2%)	39 (2.6%)	14 (0.9%)	24 (1.6%)	14 (0.9%)
	役務 委託 等	勧告	0	0	0	0	0	0
		警告	1,050 (98.7%)	6 (0.6%)	4 (0.4%)	4 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
17	勧告 警告	勧告	0	0	1	1	1	7
		警告	3,868 (96.3%)	54 (1.3%)	37 (0.9%)	15 (0.4%)	20 (0.5%)	21 (0.5%)
内 訳	製造 委託 等	勧告	0	0	0	0	1	4
		警告	1,827 (93.6%)	44 (2.3%)	32 (1.6%)	12 (0.6%)	18 (0.9%)	18 (0.9%)
	役務 委託 等	勧告	0	0	1	1	0	3
		警告	2,041 (98.9%)	10 (0.5%)	5 (0.2%)	3 (0.1%)	2 (0.1%)	3 (0.1%)
18	勧告 警告	勧告	0	0	0	0	3	8
		警告	2,692 (92.0%)	101 (3.5%)	57 (1.9%)	29 (1.0%)	23 (0.8%)	25 (0.9%)
内 訳	製造 委託 等	勧告	0	0	0	0	1	7
		警告	1,861 (93.1%)	62 (3.1%)	33 (1.7%)	11 (0.6%)	14 (0.7%)	19 (1.0%)
	役務 委託 等	勧告	0	0	0	0	2	1
		警告	831 (89.6%)	39 (4.2%)	24 (2.6%)	18 (1.9%)	9 (1.0%)	6 (0.6%)

(注)()内は件数全体に占める割合である。

表6 勧告事件調査に要した平均日数 (単位:日, 件)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
勧告事件平均処理日数	147	138	227	304
勧告件数	8	4	10	11

表7 下請法違反事件処理部門の定員 (単位:人)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
下請定員	49(19)	58(39)	61(43)	71(54)

(注)1 下請定員とは、公正取引委員会における下請法運用に従事する人員である。

2 ()内は下請法専任者数である。

3 平成 16 年度以降の()内の下請法専任者の数には、上席下請取引検査官1名を含む。

イ 親事業者、下請事業者の定期書面調査についてオンライン提出を受け付けているが、オンライン提出は、親事業者 3,314 件(回収数の 14.3%)、下請事業者 605 件(回収数の 2.1%)と依然として低率であるものの、前年度に比べると、親事業者調査については 375 件(回収率 1.3%)増加している。(注)

今後、オンライン提出の環境整備を通じ、提出率を高めていくことにより、違反事件の効率的な探知を進めていく必要がある。

(注) 下請事業者調査については、調査票発想事務の遅れにより、一部調査票が 18 年度に回収できなかったため、正確な回収数及び回収率の前年度との比較はできない。

(4) 今後の課題(政策への反映)

ア 厳正かつ迅速な事件処理

親事業者による下請法違反行為を規制するには、下請代金の減額等違反行為によって下請事業者が受ける不利益が重大であると認められる事案や違反行為を繰り返す親事業者に対して積極的に勧告を行い、公表していくことが抑止力の強化という観点から必要であるが、勧告を行うことを視野に入れて調査を行う場合、勧告に耐え得る証拠の収集や供述を得なければならない。このためには、調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善が不可欠であり、引き続き、担当職員の実務的な研修を充実させる必要がある。

また、増加する下請法違反事件を迅速かつ効率的に処理し、6か月以内に違反事件を処理するという目標を達成する必要があるところ、勧告相当と考えられる重要案件に人的資源を集中投入する等メリハリのあるリソースの配分に努めているところであるが、引き続き、メリハリのあるリソース配分を実現するために、以下のような取組を実施していく必要がある。

(ア) 違反事件の重要な端緒情報の収集強化等のための定期調査の効率化・

合理化

- a 調査票の各設問において禁止行為を明確に記載するなど、法の普及・啓発を目的とした調査票の見直しを実施
- b オンライン提出率の向上のため、調査票様式や提出方法の見直し等による利便性を高める方策の検討・実施
- c 親事業者調査票及び下請事業者調査票から自動的に要確認調査対象事業者を選び出す業務(違反判別)のシステム化等による業務の効率化
- d 調査票の発送、集計等の民間委託により、検査官を調査に重点的に取り組ませる環境の整備

(イ) 勧告事件等の調査における本局・地方事務所間の応援体制の強化

(ウ) 事件処理の効率化を図るための処理手続の見直し等

- a 配分ルールに基づく事件進捗管理の実施(新規着手事件の効率的な配分、処理に時間を要している事件の把握等)
- b 事件処理マニュアルの整備

イ 役務委託等の分野に係る取組

(ア) 役務委託等の分野については、下請法の対象となって4年目となることから、違反行為を行っている疑いのある親事業者に対して実地検査を積極的に行うなどして事実関係の把握に努め、重大な違反行為が認められた場合には勧告を行うなど厳正に対処して行く必要があるとともに、特に次の3分野については、重点調査を実施する。

- a 道路貨物運送に係る役務の提供
- b 放送番組・映像制作に係る情報成果物の作成
- c 金型の製造に係る各委託取引

(イ) 役務委託等の分野における発注書面交付率を引き上げるため、発注書面の不交付に係る違反事件については、迅速に対応するとともに、違反事業者に対しては、下請法のテキストを交付するなどし、発注書面の交付及び発注書面への必要事項の記載を徹底していく必要がある。

ウ 調査部門の体制の整備

このように、下請法違反に対して厳正かつ迅速に対処するための取組等を進める必要があるところ、今後とも、調査体制の整備を進めていく必要がある。

エ 事後検証

勧告・公表制度については、今後、勧告を受けた親事業者に対する同制度の効果の検証及び当該親事業者が属する業界各社に対しアンケート調査を行う等して抑止効果が十分認められるかを検証するとともに、勧告後の下請法遵守状況を調査する

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

東條委員	親事業者の下請取引における発注書面の交付は進んでいるが、その発注書面に必要な事項がきちんと記載されているかということも重要であるので、この点についても十分チェックする必要がある。
------	---

総 合 評 価 書

担当課 企業取引課

1. 評価対象施策

中小企業を取り巻く取引の公正化
－大規模小売業告示及び同告示運用基準の周知－

【具体的内容】

「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」(以下「大規模小売業告示」という。)及び大規模小売業告示運用基準について、その趣旨・内容に関して大規模小売業者、納入業者及び関係事業者団体等に対して広く周知を図る観点から、説明会の開催、ホームページの活用等を行う。

2. 施策等の目的

公正取引委員会は、納入取引を規制する従来の基本的ルールであった百貨店業告示を廃止し、大規模小売業告示及び同告示運用基準(以下「告示等」という。)を制定したが、この結果、規制の対象となる事業者の範囲が拡大し、また、新たな禁止行為が追加されたことから、その趣旨・内容について大規模小売業者、納入業者及び関係事業者団体に対して広く周知を図ることによって、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する。

3. 評価の実施時期

平成 19 年4月～6月

4. 評価の目的(ねらい)及び観点

以下のような観点から、本施策に対する評価を行うことにより、本施策の課題を抽出するとともに、改善を図る。

- (1) 取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要か(必要性)。
- (2) 取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で役立ったか(有効性)。
- (3) 取組は、効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策効果の把握の手法

- ・大規模小売業者に対するアンケート調査
- ・納入業者に対するアンケート調査

6. 評価を行う過程において使用した資料等

- ・大規模小売業者に対するアンケート資料
- ・納入業者に対するアンケート資料

7. 施策の実施状況

(1) 告示等の制定

まず、告示等の制定に当たっては、次のような対外的手続を採った。

ア 大規模小売業告示の制定

平成 17 年 3 月 10 日 原案の作成, 報道発表, 意見(パブリックコメント)募集
及び公正取引委員会のホームページ掲載

同 年 3 月 16 日 原案を官報において公告

同 年 3 月 31 日 公聴会の開催

同 年 4 月 28 日 成案の作成, 報道発表及び公正取引委員会のホームページ掲載

同 年 5 月 13 日 成案を官報において告示

同 年 11 月 1 日 施行

イ 大規模小売業告示運用基準の策定

平成 17 年 5 月 11 日 原案の作成, 報道発表, 意見(パブリックコメント)募集
及び公正取引委員会のホームページ掲載

同 年 6 月 29 日 成案の作成, 報道発表及び公正取引委員会のホームページ掲載

(2) 解説冊子の作成

告示等の内容についての理解の促進を図るため、その主なポイントについて平易に解説した冊子「『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法』(大規模小売業告示)の概要とポイント」を作成した。

(3) 説明会の開催(平成 17 年度実績)

大規模小売業告示の規制対象となる大規模小売業者に対し、告示等の内容を周知する観点から、大規模小売業者向けの説明会を 10 回主催するとともに、関係事業者団体が主催する大規模小売業者向けの説明会に講師を 15 回派遣し、延べ 1,302 名が受講した。

また、納入取引の公正化を更に推進する観点から、大規模小売業者と取引のある納入業者にも告示等の内容を周知するため、納入業者向けの説明会を 2 回主催するとともに、関係事業者団体が主催する納入業者向けの説明会に講師を 26 回派遣し、延べ 1,886 名が受講した。

加えて、財団法人公正取引協会、中小企業基盤整備機構といった団体等が主

催する説明会に講師を 13 回派遣し、延べ 591 名が受講した。

これらの説明会においては、前記(2)の解説冊子を活用して、告示等の制定趣旨・内容についての説明を行い、また、参加者との質疑応答を行い個別事業者の抱える問題点について指導等をした。

(4) ホームページの活用

大規模小売業者や納入業者が、告示等の内容に関する情報を容易に入手できるようにするため、平成 17 年7月、公正取引委員会のホームページに前記(2)の解説冊子を掲載し、説明会の参加者以外にも広く閲覧できるようにした。

8. 評価

(1) 必要性

公正取引委員会は、昭和 29 年、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用を規制する基本的ルールとして「百貨店業における特定の不公正な取引方法」(以下「百貨店業告示」という。)を定めていた。

百貨店業告示は、いわゆる百貨店、スーパー等を規制対象とするものであったが、近年、大規模小売業者については、百貨店、スーパーのほか、ホームセンター、衣料、家電等の専門量販店、ドラッグストア、通信販売業者、コンビニエンスストア本部など業態が多様化するとともに、その規模等も拡大しており、このような中で、百貨店業告示の規制対象とならない大規模小売業者による納入取引上の問題や、不当な協賛金等の負担要請など百貨店業告示に規定していない独占禁止法上問題となる行為の存在が納入業者から強く指摘されていた。また、公正取引委員会がこれまで行ってきた納入取引に関する実態調査においても同様の結果がみられるなど、百貨店業告示は、必ずしも流通の実態にそぐわなくなっていた。

このような状況の中で大規模小売業告示は制定されたが、大規模小売業告示を従来の百貨店業告示と比較すると、規制の対象となる事業者の範囲が拡大し、また、新たな禁止行為類型も追加されたことから、大規模小売業者、納入業者及び関係事業者団体に対して、その内容の周知を図ることについての社会的必要性は高かったと考えられる。

(2) 有効性

ア 大規模小売業者への周知活動

告示等の周知活動が独占禁止法違反行為の未然防止にどの程度有効であったかについて、直接・計量的に把握することは困難であるが、大規模小売業者に対するアンケート調査では、大規模小売業者における告示等の認知度、社内への周知状況等について調査した(調査対象事業者 100 社(うち有効回答数 71 社))。この結果は次のとおりである。

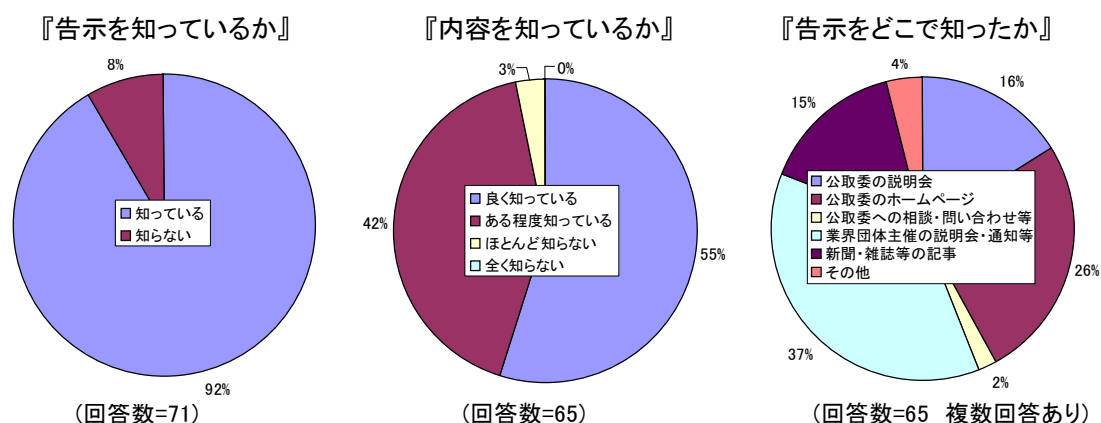
(ア) 大規模小売業者における告示等の認知度等

大規模小売業者のうち、大規模小売業告示を知っている者は92%であり、そのうちの97%が同告示の内容についても「よく知っている」又は「ある程度知っている」と答えている。

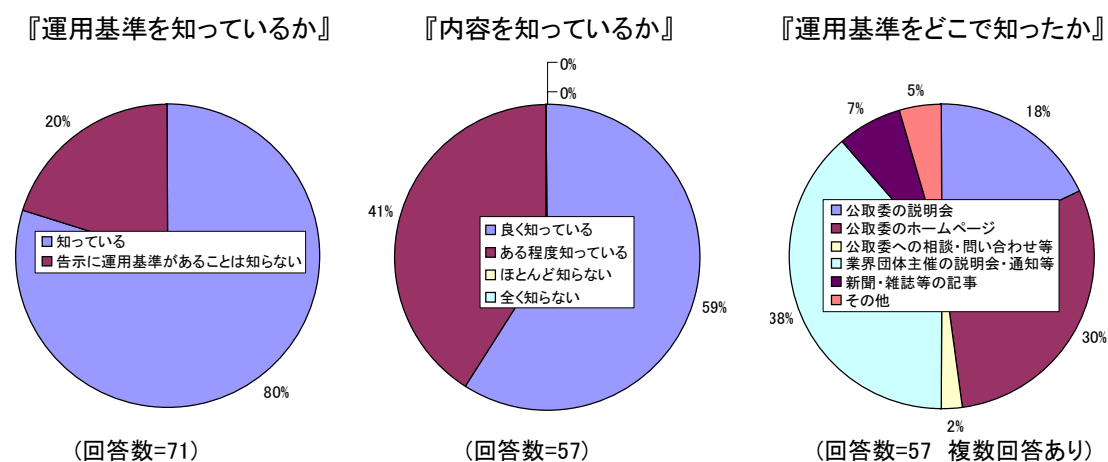
また、同告示運用基準を知っている者は80%であり、告示自体の認知度には劣るものの、運用基準を知っていると回答したすべての者が、その内容について「よく知っている」又は「ある程度知っている」と答えている。

さらに、大規模小売業者のうち、44%が「公正取引委員会の周知活動」について「大変役に立った」と回答しており、「ある程度役に立った」と回答した者も含めると89%が「役に立った」と回答しており、これらの結果から、告示等の周知活動がおおむね有効だったことが認められる。

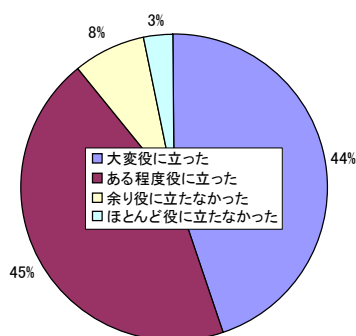
設問1 大規模小売業者における大規模小売業告示の認知度等について



設問2 大規模小売業者における大規模小売業告示運用基準の認知度等について



設問3 『公取委の周知活動は役に立ったか』

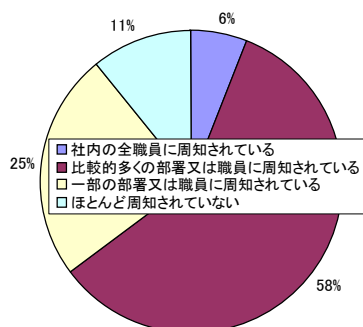


(回答数=71)

(イ) 大規模小売業者における告示等の社内への周知状況

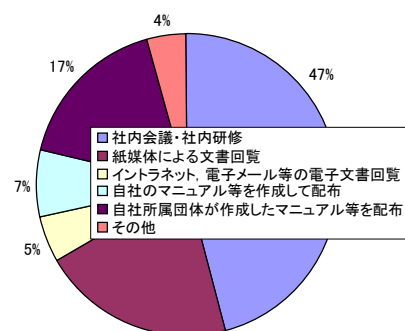
大規模小売業者のうち、89%が「社内の全職員に周知されている」、「比較的多くの部署又は職員に周知されている」又は「一部の部署又は職員に周知されている」と回答しており、この結果から、告示等が大規模小売業者の社内において、おおむね周知されている状況が認められる。

設問4 『社内で周知されているか』



(回答数=65)

設問5 『社内でのどのように周知したか』

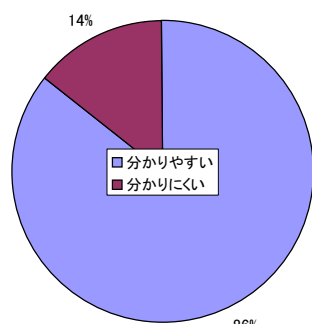


(回答数=65 複数回答あり)

(ウ) 大規模小売業告示運用基準の分かりやすさについて

大規模小売業告示運用基準は、大規模小売業告示の運用の透明性を確保し、事業者の予測可能性を高める観点から策定したものであるが、86%が運用基準の記述内容について「分かりやすい」と回答している。

設問6 『運用基準は分かりやすいか』



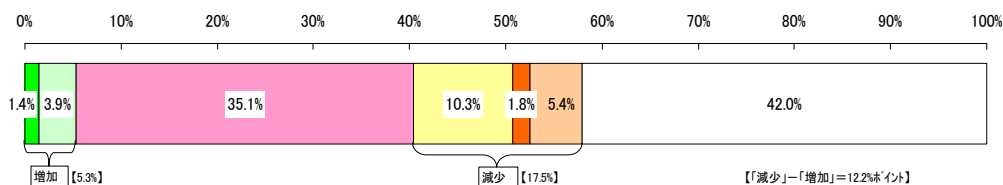
(回答数=71)

イ 納入業者における取引状況の変化

公正取引委員会は、平成18年度において、納入業者に対し、取引状況に関する実態調査を行っているが、この調査の中で、大規模小売業告示が施行された平成17年11月以前と比較して不当な要請等の状況・程度について、どのように変化したかを質問したところ、下図のとおり、不当な要請等が増加したなどとする回答もあるものの、調査対象とした大規模小売業告示において禁止している行為類型のすべてについて、不当な要請等が減少したなどとする回答数が、増加したなどとする回答数を上回っていた。この結果から、告示等の制定・周知活動が独占禁止法違反行為の未然防止に一定程度の効果を持っていたことが認められる。

● 不当な行為又は要請に関する状況の変化(平成17年11月以前との比較)

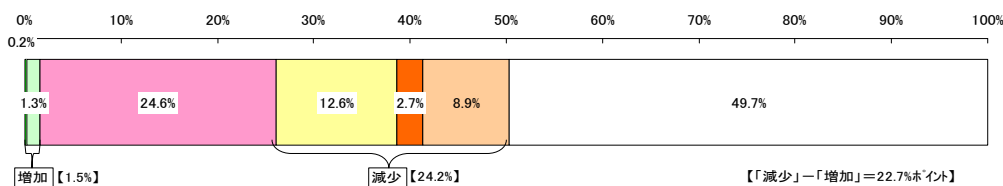
① 不当な経済上の利益提供(N=978)



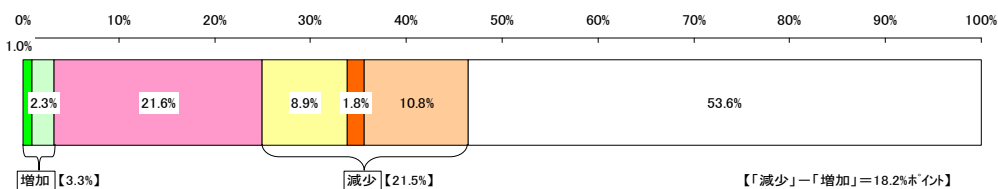
【凡例(以下⑤を除いて同じ)】

- かなり増えた。
- やや増えた。
- 変わらない。
- やや減った。
- かなり減った。
- 平成17年11月前は不当な行為又は要請があったが今はなくなった。
- もともと不当な要請はない。

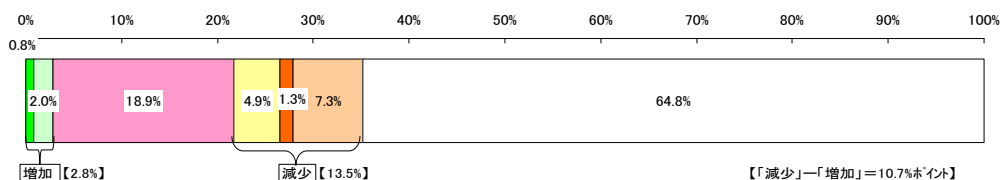
② 不当な購入要請(回答数=851)



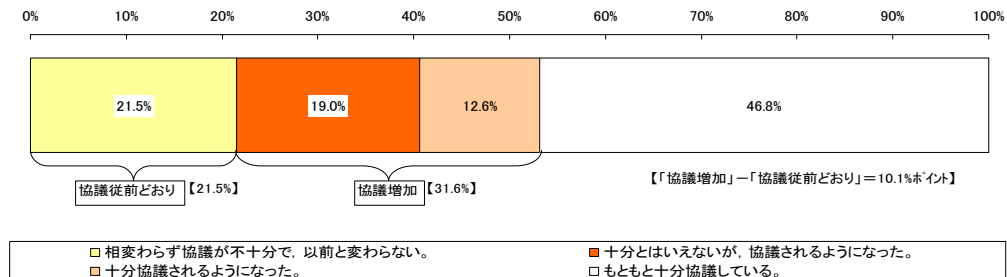
③ 不当な従業員等の派遣要請(回答数=1,217)



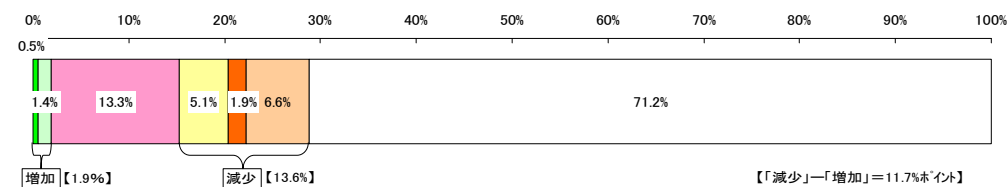
④ 不当な値引き要請(回答数=1,484)



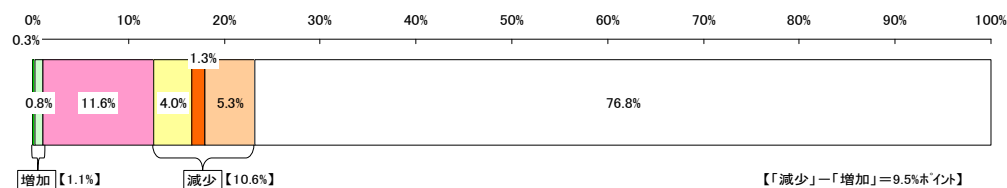
⑤ 特売商品等の買ったとき(回答数=1,933)



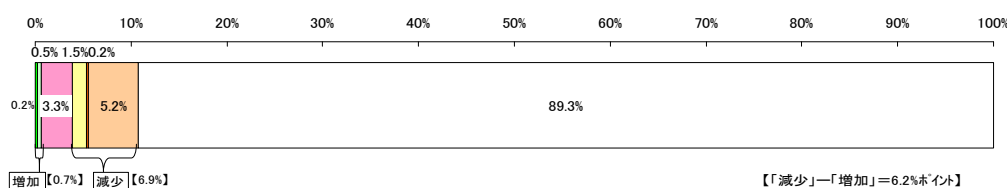
⑥ 不当な返品(回答数=2,408)



⑦ 不当な受領拒否(回答数=776)



⑧ 不当な委託販売取引(回答数=614)



(3) 効率性

公正取引委員会は、告示等の周知活動に関して、質疑応答を行うことなどによって個別事業者の抱える問題点に直接指導等が行える点を重視し、説明会の開催及び関係事業者団体への講師派遣を中心として行ってきたところ、大規模小売業者が告示等を知った手段として最も多く挙げたものが「業界団体主催の説明会・通知等」であったことから、周知の手段としてこれを重視したという意味においては、効率的に行うことができたと考えられる。

また、大規模小売業者が告示等を知った手段として次に多く挙げたものは「公正取引委員会のホームページ」であるところ、告示等の制定段階からホームページを活用した意見募集等を行い、また、告示等の解説冊子をホームページに掲載

することで、公正取引委員会や関係事業者団体主催の説明会に参加できなかった大規模小売業者等に対しても広範に周知を行うことができたことを踏まえると、ホームページを活用することにより効率的に周知できたと考えられる。

(4) 今後の課題(政策への反映)

前記のとおり、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、告示等の趣旨・内容を大規模小売業者等に幅広く周知する必要がある。特に今回の大規模小売業告示の制定においては、従来の百貨店業告示と比較して、規制の対象となる事業者の範囲が拡大し、新たな禁止行為類型も追加されたことから、説明会の開催、関係事業者団体への講師派遣、ホームページを活用した周知活動に積極的に努めてきたところである。

今回の周知活動に関するアンケート調査では大規模小売業者の告示等についての認知度の高さ等が認められ、また、告示施行後における納入業者の取引状況についても一定の改善傾向がみられるなど、公正取引委員会の取組がおおむね有効であったと考えられるが、一方で、大規模小売業者からは、社内の人事異動等を踏まえた定期的な研修会の実施等を要望する声が寄せられており、また、納入業者における取引状況についても、不当な要請等の状況・程度が告示施行以前より「増えた」とする回答や「変わらない」とする回答がみられることなどを踏まえると、今後も従来以上に、解説冊子、ホームページ及び関係事業者団体への講師派遣等、様々な手段を通じて告示等の普及・啓発に努めていく必要があると考えられる。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

東條委員	○ 納入業者に対する調査の結果が、分かりやすくグラフ化されており、一定の効果が得られていることが読み取れる。
小西委員	○ アンケート調査において、事業者の周知度だけではなく理解度についても把握し、政策評価に用いるべきである。

1. 評価対象施策

不公正な取引方法の規制

－「海運業における特定の不公正な取引方法」(海運特殊指定)の廃止－

【具体的内容】

独占禁止法は、事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止し、公正取引委員会が告示によってその内容を指定しているが、この指定には、すべての業界に共通に適用される不公正な取引方法(いわゆる「一般指定」(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号))と特定の業界・業態を対象とする特定の不公正な取引方法(いわゆる「特殊指定」)がある。

「海運業における特定の不公正な取引方法」(昭和 34 年公正取引委員会告示第 17 号。以下「海運特殊指定」という。)は、この特殊指定のうちの一つであり、これについて、現在においても存置させる必要があるか検討を行い、パブリックコメントを経た上で廃止する。

2. 施策等の目的

①制定時に問題となった行為は現在においても独占禁止法上問題とすべきものか否か、②仮に問題とすべきものであっても、特殊指定で対応すべき特段の理由があるか否か(一般指定で対応できないか)、③仮に特殊指定で対応すべき場合であっても、過剰規制となっていないか、という観点から検証を行い、パブリックコメントを経た上で廃止し、もって公正かつ自由な競争の促進を図る。

3. 評価の実施時期

平成 19 年4月～6月

4. 評価の目的(ねらい)及び観点

以下のような観点から、本施策に対する評価を行うことにより、本施策の課題を抽出するとともに、改善を図る。

- (1) 海運特殊指定の廃止は、経済実態等の変化、海運業界のニーズに適切に対応したものであったか(必要性)。
- (2) 海運特殊指定の廃止は、海運業界における望ましい競争環境の創造につながったか(有効性)。
- (3) 海運特殊指定の廃止は効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策効果の把握の手法

- ・船舶運送事業者等に対するヒアリング

6. 評価を行う過程において使用した資料等

- ・「海運業における特定の不公正な取引方法」の廃止についての意見募集（平成 18 年3月1日公表）
- ・「海運業における特定の不公正な取引方法」の廃止について（平成 18 年4月 12 日公表）
- ・海運業者に対するヒアリング，アンケート資料

7. 施策の実施状況

(1) 海運特殊指定の内容等

ア 海運特殊指定の内容

海運特殊指定は，船舶運航事業者（以下「船社」という。）が単独又は協定（いわゆる海運同盟（注1））等によって行う海運同盟非加盟事業者（以下「盟外船」という。）又は荷主に対する不当な行為を規制するものであり，昭和 28 年に制定された（昭和 34 年に改正）。具体的には以下の行為を禁止している。

- （ア）特定の荷主及び地域に対する不当な差別的取扱い（第1項）
- （イ）船社に対する不当な同盟加入拒否（第2項）
- （ウ）荷主に対する盟外船を利用させないための事業活動の拘束等
 - a 盟外船利用者に対する価格等の不当差別（不当な二重運賃制（注2））（第3項）
 - b 合理的な理由があつて盟外船を利用した荷主に対する報復措置（第4項）
 - c 盟外船を利用しなかった者への不当に高い運賃割戻し（不当なフェデリティリベート（注3））（第5項）
 - d 翌期も盟外船を利用しないことを条件とする不当な運賃延戻制（注4）（第6項）

（注）1 海運同盟：同一航路に就航している船社間において，相互間の競争を抑制し他者の参入を制するため，運賃・配船計画その他の営業上の事項について協定をする国際カルテル。海上運送法第 28 条第4号の規定に基づき，独占禁止法適用除外カルテルとされている。

2 二重運賃制：海運同盟との間で貨物の輸送をもっぱら同盟船社に行わせる旨の契約（一手積み契約）を締結した荷主（契約荷主）に対し，一般の荷主（非契約荷主）よりも安い基本運賃（タリフ）を適用する一方，契約荷主が一手積み契約に違反して盟外船を用いた場合には違約金を徴収する制度。

3 フェデリティリベート：貨物の輸送を一定期間内にもっぱら同盟船社に行かせた荷主に対し，海運同盟からその期間内のタリフの一部を返還する制度。

4 運賃延戻制：貨物の輸送を一定期間（払戻し対象期間）内にもつぱら同盟船社に行わせ
た荷主に対し、さらにその期間に引き続く一定期間（据置期間）内に貨物の輸送を盟外船社
に行わせないことを条件として、据置期間経過後に海運同盟からタリフの一部を返還する
制度。

イ いわゆる「公取五原則」（海運特殊指定の運用基準）について

昭和 24 年 4 月に公正取引委員会は、極東運賃同盟（英国系船社を中心とする
欧州－極東（日本を含む。）間の航路における海運同盟）の加盟船社に対し、
カルテル及び荷主に盟外船を利用させないための不当な拘束等について審判
手続を開始した。これを契機に、同年 6 月、海上運送法が制定されてカルテル
の独占禁止法適用除外規定が設けられ、その後はカルテル部分は審判の対
象から外れた。

しかしながら、不公正な取引方法を用いる場合は、独占禁止法の適用除外と
はならないことから、二重運賃制に係る部分に関する審判手続は継続されるこ
ととなった。その後、審判が長期化の様相を呈してきたこと等を考慮して、公正
取引委員会は、昭和 25 年 11 月、この審判手続のうち、カルテル行為を除く不
当拘束の部分について、荷主に対する拘束力が強くなりすぎないように、契約
荷主と非契約荷主との運賃差を 9.5% 以下にすること等の 5 項目に沿った形に
一般船荷契約を改めることを条件に、審判手続を一時中止することとした。そ
の後、業界においてはこの 5 項目が遵守され、慣行となっていたところ、これは、
昭和 34 年に制定された海運特殊指定からみても問題とならないことから公正
取引委員会は、同年 12 月、「極東運賃同盟に対する審判手続打切書」を出し
た。

したがって、この審判手続打切書に記載されている 5 項目については、海運
業界にとっては、いわゆる「公取五原則」として、これを遵守していれば海運特
殊指定に違反に問われることはないという意味で、事実上、海運特殊指定の運
用基準として受け止められてきた。

ウ 適用事例

現行海運特殊指定制定後、昭和 47 年に第 4 項違反（盟外船を利用した荷主
に対する不当な報復措置）として 1 件の審決（日本郵船ほか 5 名に対する件）が
行われたが、その後の適用事例はない。

（2）海運特殊指定の見直しについての検討

今般の海運特殊指定見直しにおいては、

ア 制定時に問題となった行為は現在においても独占禁止法上問題とすべきも
のか否か

イ 仮に問題とすべきものであっても、特殊指定で対応すべき特段の事由があ
るか否か（一般指定で対応できないか）

ウ 仮に特殊指定で対応すべき場合であっても、過剰規制となっていないかという観点から検討を行った。

これらは、海運特殊指定の規制対象となる主な行為は、盟外船の利用を止めさせ、海運同盟の運賃拘束力を高めようとするものであり、現在においても仮に行われているものであれば独占禁止法上問題とすべきものと考えられるが、海運同盟の運賃拘束力が既に形骸化し、盟外船を利用した場合でも不利に扱うことができなくなっている状況があることから、現在においては独占禁止法上問題とすべきものではないとの問題意識によるものであった。

(3) 海運同盟の実態把握

海運同盟の実態について、主要な船社、荷主団体等へのヒアリング調査並びに船社及び荷主へのアンケート調査を行い、海運同盟の現状や海運特殊指定の対象行為の現状等について実態把握を行った。この結果、以下のような状況が認められた。

ア 欧州航路、北米航路のいずれの航路でも有力な盟外船社の増加がみられ、カルテルのシェアについては、低下しつつある。

イ 海運同盟が定めた運賃は、形骸化しており、実際の運賃は各船社が荷主との間で個々に締結する個別契約で決定されている。

ウ 海運同盟等による海運特殊指定の対象行為の現状は、制定時に問題となっていたいずれの行為についても、現時点では、存在し難い又は実施し難い状況となっている(下表参照)。

船社アンケートの結果について(海運特殊指定関係)

<第2項関係>

①過去5年間ににおいて海運同盟等に加盟を希望して拒否されたことがあるか。

拒否されたことがある	0
拒否されたことがない	7
加盟を希望したことがない	18

②海運同盟等の加盟の条件は他の船社と比較して異なっている(いた)か。

同等である(あった)	7
不利に扱われている(いた)	0
有利に扱われている(いた)	0
分からない	3

<第3項関係>

○二重運賃制について取り決めを行っているか。

現在取り決めている	2 → (その実態)	形骸化している (2)
過去取り決めていた	5	形骸化していない(0)
取り決めた事はない	19	分からない (0)

<第5項関係>

○フェデリティリポートについて取り決めを行っているか。

現在取り決めている	0
過去に取り決めていた	5
取り決めた事はない	21

<第6項関係>

○運賃延戻制について取り決めを行っているか

現在取り決めている	0
過去に取り決めていた	1
取り決めた事はない	26

(注)1 調査期間:平成 17 年4月～18 年3月

2 発送数:46 社 回収数:33 社 回収率:71.7%

(4) 海運特殊指定の廃止

前記(2)及び(3)に記載のとおり、そもそも海運特殊指定が対象とする行為については、盟外船の市場シェアの増大や海運同盟が定めた運賃の形骸化といった、近年の外航海運における業界実態や取引実態の変化にかんがみると、もはや実施することが極めて困難となっていると認められ、また、将来においてもそのような行為が再度問題となる可能性もほとんどないと考えられることから、海運特殊指定については、パブリックコメント手続を経た上で、廃止とすることが適当との結論に至った。

その後、平成 18 年3月1日、「「海運業における特定の不公正な取引方法」の廃止についての意見募集」を公表し、同月 31 日を意見提出期限として広く国民等から意見を募集を行ったが、意見は寄せられなかった。

このため、公正取引委員会は、海運特殊指定を廃止することとし、その旨を平成 18 年4月 13 日の官報に告示し、同日施行した。

8. 評価

(1) 必要性

ア 特殊指定の見直しの必要性について

独占禁止法は事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止し、公正取引委員会が告示によってその内容を指定しているが、この指定には、すべての業界に共通に適用される不公正な取引方法(いわゆる「一般指定」(昭和57年公正取引委員会告示第15号))と特定の業界・業態を対象とする特定の不公正な取引方法(いわゆる「特殊指定」)がある。

特殊指定は、政府規制の一種であることから、制定後長期間を経過し、近年適用例がほとんどないものについては、規制の簡素化を図る観点から、①制定時に問題となった行為は現在においても独占禁止法上問題とすべきものか否か、②仮に問題とすべきものであっても、特殊指定で対応すべき特段の理由があるか否か(一般指定で対応できないか)、③仮に特殊指定で対応すべき場合であっても、過剰規制となっていないか、という観点から検証を行い、存置の必要性がなくなったものについては、廃止することが必要である。

イ 海運特殊指定の廃止の必要性について

前記7(3)及び(4)に記載のとおり、そもそも海運特殊指定が対象とする行為については、盟外船の市場シェアの増大や海運同盟が定めた運賃の形骸化といった、近年の外航海運における業界実態や取引実態の変化にかんがみると、もはや実施することが極めて困難となっていると認められ、また、将来においてもそのような行為が再度問題となる可能性もほとんどないと考えられる。

さらに、船社及び荷主に対しアンケート調査及びヒアリングを行った結果、船社からは、海運特殊指定を廃止することによる具体的な不都合を指摘する意見は出されず、一部の外資系船社からは、意味のない規制は存在意義を失っており廃止すべきとの意見が出された。また、(社)日本荷主協会からは、海運特殊指定及びいわゆる「公取五原則」の存在が、二重運賃制が形式的に制度として残存するお墨付きを与えているものとの指摘があり、廃止すべきとの意見が寄せられた。

これらの状況にかんがみると、海運特殊指定については、現在においては、存置の必要性がなくなったと考えられ、廃止することが必要であったと認められる。

(2) 有効性

ア 二重運賃制の廃止

現在では、船社は、同盟船社・盟外船社を問わず、海運同盟の定めるタリフ運賃にかかわらず、自らの営業政策に基づき荷主との間で個別契約を締結し、実際の運賃はその個別契約に基づき決定されており、二重運賃制の前提であ

るタリフ運賃は形骸化している。このため、二重運賃制はいずれの航路においても、同盟契約から削除されるか、規定があっても実質的に意味を失っていたところ、このような状況となっているにもかかわらず、かつて海運同盟と契約を締結した一部の荷主が、盟外船を利用するに当たって、同盟からの承認手続を踏んでいるところもあるなどの指摘がなされていた(利用者側である(社)日本荷主協会は、外航海運カルテルの独占禁止法適用除外制度の在り方等を検討していた公正取引委員会の「政府規制等と競争政策に関する研究会」の場を通じて、この点の指摘を行うとともに、荷主と海運同盟との契約から二重運賃制に係る条項を撤廃すべきであると要望していた。)。また、(1)イに記載のとおり、同協会は、海運特殊指定及びいわゆる「公取五原則」の存在が、「公取五原則」の要件(契約荷主と非契約荷主の運賃差が9.5%以下とする等)を満たす二重運賃制が形式的に制度として残存するお墨付きを与えているもので、これを廃止すべきとの意見を寄せていた。

その後、平成18年9月までに、日本発着の航路に残っていた二重運賃制規定は、実効性が薄れているという理由からすべて廃止された。この二重運賃制の廃止について、(社)日本荷主協会は、盟外船を自由に使うことについて、コンプライアンスの観点からの懸念が解消されたと評価するとともに、公正取引委員会による海運特殊指定の廃止が、その運用基準である「公取五原則」を実質的に無意味なものとし、ひいては、二重運賃制が廃止されることにつながったと評価している。

イ 規制の簡素化

公正かつ自由な競争を促進する観点からは、政府規制による市場メカニズムへの介入はあくまでも例外的なものとすべきであり、当該規制は競争制限的ではないか、制定当初のニーズが現在では失われていないか等、不断の見直しが必要である。

海運特殊指定は、一般指定と異なる不公正な取引方法の規制であるところ、制定後長期間経過し、近年ほとんど運用実績がないこと、また、海運同盟の運賃拘束力が既に形骸化し、盟外船を利用した場合でも不利に扱うことができなくなっており、海運特殊指定が規制対象とする行為はもはや実施することが極めて困難となっていること等の観点から廃止したものである。このような必要性が失われた規制を撤廃することにより、不公正な取引方法の規制が簡素化されたものと評価できる。

(3) 効率性

公正取引委員会では、平成17年1月から、外航海運に関する独占禁止法適用除外制度を含めて、外航海運の競争実態と競争政策上の課題についての検討を進めていたところ、平成17年11月に海運特殊指定の見直し作業を開始するのと

同時期に、同適用除外制度の在り方についての検討を担当する部署において、主要な船社、荷主団体等へのヒアリング調査並びに船社及び荷主へのアンケート調査を行うことを計画していた。このため、同アンケート調査の質問項目に、海運同盟の現状や海運特殊指定の対象行為の現状等に関する項目も含めることとし、一度のアンケート調査で両作業の成果が得られるよう工夫した。これにより、アンケート結果の回収・集計について、作業を共通化することができ、行政コストの有効利用を図るとともに、作業の効率化・迅速化につながったと評価できる。

また、ヒアリング調査においても、両担当課で共同して行うことにより、効率的なヒアリングを行うことができたとともに、ヒアリングに要する時間の短縮につながった。これにより、アンケート及びヒアリング対象事業者にとっては、アンケートの回答作成及び返送作業に要する時間の短縮化、ヒアリング対応への負担軽減につながったと考えられる。

(4) 今後の課題(政策への反映)

海運特殊指定は、近年運用実績に乏しく、また、その規制対象となっている行為については、近年の外航海運における業界実態や取引実態の変化にかんがみると、もはや実施することが極めて困難となっているものと認められ廃止されたものであるが、仮に、今後そのような行為が行われた場合は、一般指定により厳正に対処すべきであることは言うまでもない。

また、不公正な取引方法については、事業者の活動と密接に関係することから、経済実態の変化に対応できるように、公正取引委員会の告示(一般指定・特殊指定)において禁止行為の内容が具体的に指定されているところ、海運業以外の業界についても、引き続き、不公正な取引方法に該当する問題が生じていないかどうか、常に業界の実態・動向をフォローし、必要に応じて告示の指定・改廃などの適切な対応を採っていく必要がある。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

小西委員	○ 廃止の必要性だけでなく、廃止による規制の簡素化の効果も導き出すことができしており、この点について評価できる。 ○ アンケート表の設問と形式を工夫することで回答者の負担を軽減し、回収率を上げるべき。
------	--

1. 評価対象施策

法令遵守意識の向上【成果重視事業】

－発注機関に対する独占禁止法・改正官製談合防止法の周知－

【具体的内容】

(1) 企業における法令遵守意識の向上

企業における法令遵守意識の向上を支援するために、その実態・問題点を把握し、企業における法令遵守意識を向上させる体制整備のための施策を推進する。

(2) 地方公共団体等における法令遵守意識の向上

地方公共団体等における法令遵守意識の向上の観点から、国等の調達機関との間における「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」及び政府出資法人の調達担当者を対象とした研修会を開催し、都道府県等の調達担当者を対象とした研修会に講師を派遣するほか、公共調達に関する調査・提言を行う。

(注) 法令遵守意識の向上については、成果目標(Plan)－予算の効率的執行(Do)－厳格な評価(Check)－予算への反映(Action)を実現する予算制度改革を定着させるために政府全体で取り組んでいる「成果重視事業」に位置付けられている。「成果重視事業」とは、定量的な達成目標を明示し、弾力的な予算執行を行い、厳格な事後評価と次の予算への反映を実現するとともに、政策体系上の位置付けの明確化等政策評価との連携を強化した事業である。

2. 施策等の目的

(1) 企業における法令遵守意識の向上

企業における法令遵守意識の実態・問題点を把握し、企業における法令遵守意識を向上させる体制整備のための施策を推進し、民間企業における独占禁止法に対する法令遵守意識の向上を図る。

(2) 地方公共団体等における法令遵守意識の向上

地方公共団体等における法令遵守意識の向上の観点から、改正入札談合等関与行為防止法等の趣旨及び内容を発注機関に周知するとともに、入札・契約の実態を把握し、競争政策の観点から提言を行うことにより、入札制度の改善のための取組を支援する。

3. 評価の実施時期

平成 19 年4月～6月

4. 評価の目的(ねらい)及び観点

以下のような観点から、本施策に対する評価を行うことにより、本施策の課題を抽出するとともに、改善を図る。

なお、本施策は平成 18 年度を初年度として3か年にわたり実施するものであり、「企業における法令遵守意識の向上」については、平成 18 年に企業における法令遵守意識についてのアンケート調査を行い、その結果を報告書として取りまとめるとともに、企業における取組事例を調査し、企業実務家及び有識者の意見を聴取した上で有効と思われる基本的な考え方も併せて示したところ、その後の法令遵守意識の向上を適切に評価するためには、ある程度の期間を置いてフォローアップを行うことが妥当である。このため、「企業における法令遵守意識の向上」については、平成 20 年度に、平成 18 年に実施した調査のフォローアップを行うこととし、その結果を踏まえて、評価を実施することとする。

- (1) 取組は、地方公共団体等における法令遵守意識の向上のために必要か(必要性)。
- (2) 取組は、地方公共団体等における法令遵守意識の向上に役立ったか(有効性)。
- (3) 取組は、効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策効果の把握の手法

改正入札談合等関与行為防止法説明会の参加者に対するアンケート調査等

6. 評価を行う過程において使用した資料等

- ・「改正入札談合等関与行為防止法の周知状況について」
- ・改正入札談合等関与行為防止法説明会の参加者に対するアンケート資料
- ・「公共調達における入札・契約制度の実態等に関する調査報告書」(平成 18 年 10 月公表) 等

7. 施策の実施状況

(1) 発注機関への独占禁止法等の周知

公正取引委員会は、従来から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合防止の徹底を図っている。

また、入札談合の未然防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重

要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注機関から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、国の本省庁等において、公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官として各省庁の会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催しており、平成18年度においては、国の本省庁等の連絡担当官会議を開催するとともに、国の地方支分部局等の連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

さらに、公正取引委員会は、平成6年度以降、国の本省庁・地方支分部局又は地方公共団体が実施する調達担当者等に対する研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行うとともに、公団・事業団等の調達担当者に対する研修会を開催している。平成18年度においては、国、都道府県・市町村等の調達担当者を対象として75件の講師の派遣を行った。

公正取引委員会は、調達担当者等の独占禁止法等に対する理解を深めるため、テキスト「入札談合の防止に向けて」を作成し、一般に公表しているところ、これらの会議等において、出席者に同テキストを配布するとともに説明を行い、意見交換等を行っている。なお、平成18年度の会議の開催及び講師の派遣状況は次表のとおりである。

表1 会議の開催及び講師の派遣状況

担当部署	開催回数
本局	国の本省庁の連絡担当官会議(1回)、関東甲信越地区における国等の機関の連絡担当官会議(1回)、政府出資法人の調達担当者研修会(1回)、講師派遣(13回)
北海道事務所	北海道における国等の機関の連絡担当官会議(1回)、講師派遣(11回)
東北事務所	東北地区における国等の機関の連絡担当官会議(1回)、講師派遣(10回)
中部事務所	中部地区における国等の機関の連絡担当官会議(1回)、講師派遣(9回)
近畿中国四国事務所	近畿地区における国等の機関の連絡担当官会議(1回)、政府出資法人の調達担当者研修会(1回)、講師派遣(8回)
近畿中国四国事務所中国支所	中国地区における国等の機関の連絡担当官会議(1回)、講師派遣(6回)
近畿中国四国事務所四国支所	四国地区における国等の機関の連絡担当官会議(1回)、講師派遣(5回)

九州事務所	九州地区における国等の機関の連絡担当官会議(1回), 講師派遣(12回)
内閣府沖縄公正取引室	沖縄県における国等の機関の連絡担当官会議(1回), 講師派遣(1回)

(注) 県等の地方公共団体が実施する調達担当者等に対する研修会には、当該地方公共団体職員だけでなく、市町村職員も出席している。

(2) 改正入札談合等関与行為防止法の周知

入札談合等関与行為防止法は、国・地方公共団体等の職員が談合に関与している事例、いわゆる官製談合が発生していた状況を踏まえ、発注機関に対して組織的な対応を求め、その再発を防止するために制定されたものであり、平成 15 年 1 月から施行されている。

その後、平成 18 年に職員による入札等の妨害の罪の創設等を内容として、同法の改正が行われたことから、平成 19 年 1 月以降、国等の発注機関を対象とした説明会を開催したり、地方公共団体等が主催する説明会に講師を派遣する等により、同改正法の周知徹底を行った。平成 19 年 3 月末現在の周知状況は次表のとおりである。

表2 改正入札談合等関与行為防止法の周知状況について

○地方自治体…47 都道府県 58 か所で実施(県及び市町村等の入札・契約担当職員等が参加)

都道府県名		開催日	出席者数	都道府県名		開催日	出席者数
北海道	網走支庁	2月16日	54名	岐阜県	飛騨地域	3月14日	70名
	日高支庁	2月22日	44名		美濃地域	3月19日	207名
	十勝支庁	2月23日	30名	静岡県		3月6日	132名
	留萌支庁	2月27日	19名	愛知県		2月14日	137名
	渡島・檜山支庁	2月28日	34名	三重県		1月25日	33名
	宗谷支庁	3月1日	41名	福井県		1月31日	100名
	胆振支庁	3月5日	31名	滋賀県		2月1日	80名
	石狩・空知・後志支庁	3月7日	107名	京都府		1月25日	100名
	上川支庁	3月13日	24名	大阪府		2月7日	98名
	釧路・根室支庁	3月22日	38名	兵庫県		1月30日	79名
青森県		1月23日	94名	奈良県		1月23日	78名
岩手県		2月7日	69名	和歌山県		1月26日	102名
宮城県		2月16日	77名	鳥取県		2月2日	55名
秋田県		3月9日	54名	島根県		1月26日	60名
山形県		2月19日	57名	岡山県		1月31日	55名
福島県		1月25日	124名	広島県		1月29日	30名
茨城県		1月29日	193名	山口県		2月2日	80名
栃木県		1月31日	159名	徳島県		2月2日	24名
群馬県		2月7日	207名	香川県		1月30日	39名
埼玉県		2月1日	187名	愛媛県		2月1日	60名
千葉県		2月13日	134名	高知県		2月5日	38名
東京都		3月20日	68名	福岡県		1月31日	113名
神奈川県		2月14日	62名	佐賀県		2月2日	49名
新潟県		2月5日	314名	長崎県		2月9日	64名
山梨県		1月29日	84名	熊本県		2月19日	141名
長野県	長野地域	2月8日	67名	大分県		2月7日	54名
	松本地域	2月9日	91名	宮崎県		2月5日	128名
富山県		2月2日	38名	鹿児島県		2月6日	80名
石川県		2月15日	39名	沖縄県		2月23日	193名

(平成 19 年3月末日現在)

○国及び政府出資法人

・公正取引委員会と各省庁の連絡担当官会議(1月19日)

・国の地方支分部局等の連絡担当官会議…9 地区

関東甲信越地区(1月 24 日), 東北地区(2月2日), 北海道地区(2月7日), 近畿地区(2月 8 日), 中国地区(2月 13 日), 沖縄地区(2月 15 日), 四国地区(2月 22 日), 九州地区(2月 23 日), 中部地区(3月 26 日)

・政府出資法人の調達担当者に対する説明会の開催…2 か所

東京(1月 24 日), 大阪(2月 9 日)

(3) 公共調達活動に関する調査・提言

入札談合は、公共調達の仕組みと関係する点が多いことから、公正取引委員会では、入札制度に関して、地方公共団体を始めとする発注機関を対象としたアンケート調査を実施してきたところ、平成 18 年7月、350 の地方公共団体及び 212 の政府出資法人を調査対象として、①発注機関における入札・契約制度改革の動向、②発注機関の職員の法令遵守意識の向上策についてアンケート調査を実施し、同年 10 月、「公共調達における入札・契約制度の実態等に関する調査報告書」を公表した。調査報告書の概要は以下のとおりである。

(ア) アンケート調査結果

一般競争入札の拡大等

- 一般競争入札は、大半の団体で既に拡大を図っており、ないし拡大を検討中。

一般競争入札拡大の課題としては、「事務手続が煩雑」、「不良・不適格業者の排除が困難」を挙げるところが多い。

総合評価方式

- 総合評価方式は、政府出資法人、都道府県等は6割前後が導入、中核市等・小規模市で導入しているところは1割未満。

総合評価方式の問題点としては、評価要素のウエイト付けや価格以外の要素の評価方法が分からないとの指摘が多い。

指名停止措置の期間

- 課徴金減免制度導入に伴い指名停止措置の期間を短縮する規定を設けている又は今後設ける予定とした団体は、都道府県等は9割近く、それ以外の団体は半数前後。

短縮規定を設けない理由は、違反事業者には制裁が必要、減免を受けた事業者の情報の入手が困難との回答が多い。

指名停止措置の実施時期

- 指名停止措置の実施時期は、排除措置命令等が行われた段階で実施するところが都道府県等ではほとんどすべてで、それ以外の団体も約半数から3分の2程度。
- 公正取引委員会が立入検査を行ったという報道を受けて指名を回避する等の措置は、すべての団体で昨年と比べて大幅に減少。

(イ) 課題

入札・契約制度関係

- 事務手続の煩雑さや不良・不適格業者の排除の困難性の問題については、情報技術導入による事務手続合理化、実地検査といった対応が考えられる。
小規模団体については、都道府県・所管官庁による支援が望まれる。
- 総合評価方式については、国等大規模発注機関において段階的に拡充

して運用経験を蓄積，そのノウハウを小規模発注機関に順次移転していくことによる段階的拡充の努力が重要。

- 中央・地方を通じた政府全体として入札談合を防止する観点から，課徴金減免制度と指名停止措置との整合性が確保されることが望ましい。
- 立入検査の報道等の段階で行われる指名回避の運用は是正すべき。

法令遵守意識の向上関係

- 発注機関において，十分行われていないと考えられる①入札談合等防止に向けた周知・研修，②職員が事業者・OBから働きかけを受けた場合の文書化報告義務等の取組を充実し，法令遵守意識の向上を図ることが望まれる。

8. 評価

(1) 必要性

近年，地方公共団体等の行う公共調達を巡っては，発注機関職員が入札談合に関与するいわゆる「官製談合」が従来から見受けられたため，平成 15 年 1 月には，入札談合等関与行為防止法が施行され，発注機関の職員による入札談合等関与行為があった場合に，公正取引委員会が各省各庁の長等に対し，その排除のために必要な改善措置を要求することができるようになった。公正取引委員会は，この法律に基づき，平成 15 年 1 月から平成 17 年 9 月にかけて，北海道岩見沢市，新潟市，日本道路公団の 3 団体に対して改善措置要求を行った。しかしながら，その後も，旧東京国際空港公団，防衛施設庁の談合事件において，発注機関の職員が入札談合に関与していたとして相次いで起訴されるなど，引き続き官製談合事件が続発しており，官製談合の根絶を行っていくべきであるとの各方面からの意見も高まってきている状況にあった。こうしたことを背景に，平成 18 年 12 月，官製談合の根絶に向けて，職員による入札等の妨害の罪の創設等を内容とする同法の改正が行われ，平成 19 年 3 月から施行されている。

このような状況を踏まえ，発注機関における法令遵守意識の向上を図る観点から，発注機関と連携協力し，入札談合防止に関する周知啓発等の活動を行うとともに，改正入札談合等関与行為防止法の内容を周知徹底する必要がある。

また，平成 16 年 3 月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」において，公正取引委員会は地方公共団体における規制改革の推進に資する調査・提言を行うこと，また，入札談合に係る情報の取扱いに関し国及び地方公共団体と公正取引委員会との間における連携を強化することとされており，発注機関における法令遵守意識向上の観点からも，公共調達における実態把握に関する調査・提言を行うことが求められている。

(2) 有効性

公正取引委員会では、平成 19 年 1 月以降、国等の発注機関を対象とした説明会を開催したり、地方公共団体等が主催する説明会に講師を派遣する等により改正入札談合等関与行為防止法の周知徹底を図ってきたが、同説明会には、全国約 1,800 ある市町村のうち 1,504 の団体が参加し、全国 47 の都道府県すべての団体が参加した。

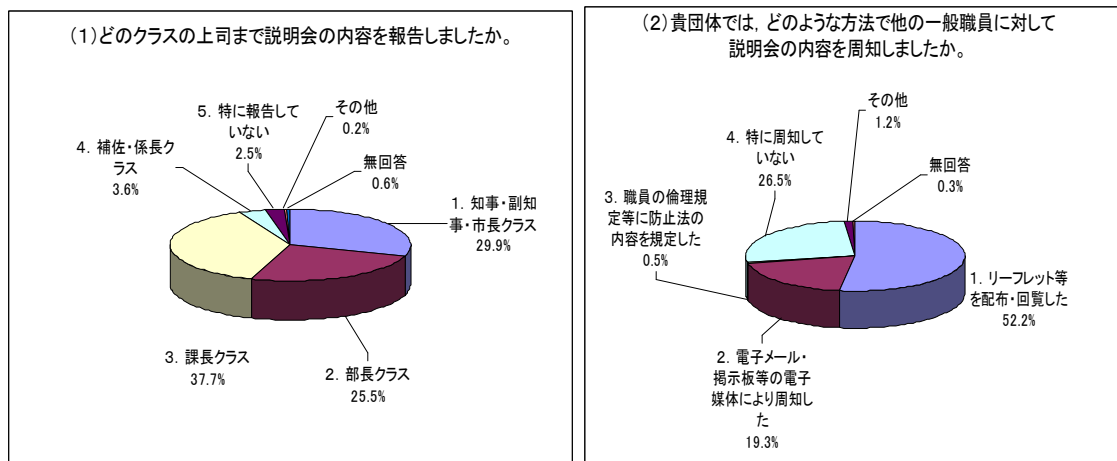
同説明会では、テキスト「改正入札談合等関与行為防止法について」を説明用資料として作成・配布し、同改正法について説明を行った際に、説明会出席者に対してアンケート調査(母数 1,551 有効回答 1,127 回答率 72.7%)を行っている。

アンケート結果をみると、どのクラスの上司まで説明会の内容を報告したかについて、「知事・副知事・市長クラス」、「部長クラス」、「課長クラス」との回答が合計で 9 割を超え、同改正法の内容が幹部にまで周知されるとともに、一般職員に対して説明会の内容を周知したかについて、「リーフレット等を配布・回覧した」、「電子メール・掲示板等の電子媒体により周知した」との回答が合計で 7 割を超え、会議出席者の所属団体において説明会の内容が相当程度周知されている状況である。

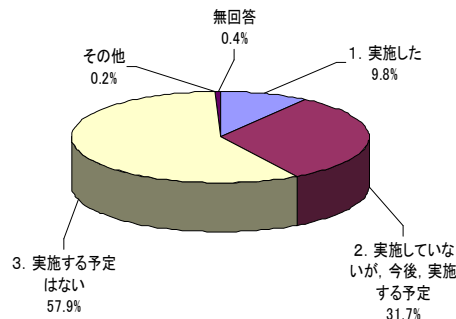
以上のことから、改正入札談合等関与行為防止法に係る周知活動については、有効なものであったと評価できる。

一方、説明会後、アンケートの返送までの間に、職員に対して研修・説明会を実施したかについて尋ねたところ、「実施した」、「実施していないが、今後、実施する予定」との回答は合計で 4 割程度にとどまっている。

また、前述の「公共調達における入札・契約制度の実態等に関する調査報告書」は、発注機関における入札・契約制度改革の動向、発注機関の職員の法令遵守意識の向上策等を内容とするものであり、平成 18 年 10 月に同報告書を公表した後、調査対象となった地方公共団体に送付したほか、国の本省庁の連絡担当官会議等で配布、周知している。こうした発注機関の職員の法令遵守意識の向上策等を内容とする報告書の周知と、平成 19 年 1 月から 3 月までに実施された改正入札談合等関与行為防止法の周知とがあいまって、総合的に地方公共団体等における法令遵守意識の向上が図られたものと考えられる。



(3) 貴団体では、説明会后、アンケートの返送までの間(1か月)に、職員に対して研修・説明会を実施しましたか。



(3) 効率性

ア 発注機関への独占禁止法等の周知

公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議には、対象となる機関の連絡担当官のほとんどが出席(例えば、平成18年度の国の本省庁の連絡担当官会議には22省庁すべてから43名出席)しており、また、調達担当者を対象とした研修には、都道府県庁職員だけでなく、市町村職員も出席している。

また、公正取引委員会の本局及び地方事務所の会議室並びに各地方事務所の職員を活用することにより、会場の確保や職員旅費など会議開催に係るコストを抑えつつ多くの発注機関の職員に独占禁止法等の内容を周知することができたものと考えられる。

イ 発注機関への改正入札談合等関与行為防止法の周知

公正取引委員会では平成19年1月以降、国等の発注機関を対象とした説明会を開催したり、地方公共団体等が主催する説明会に講師を派遣する等により改正法の周知徹底を図ってきたが、平成19年3月末現在、国等の発注機関に対しては12回説明会を実施し、地方公共団体等に対しては47都道府県58か所で実施された説明会に講師派遣を行った。わずか3か月弱という短い期間でこれだけ多くの周知徹底を行うことができたことは、極めて効率的であったものと評価できる。

また、公正取引委員会の本局及び地方事務所の会議室並びに各地方事務所の職員を活用することにより、会場の確保や職員旅費など会議開催に係るコストを抑えつつ多くの発注機関の職員に改正法の内容を周知することができたものと考えられる。

ウ 公共調達活動に関する調査・提言

調査報告書について、アンケート調査票の発送から調査結果の公表までに約3

か月を要している。個別の調査・提言は、その内容量、調査規模、協力の程度等において異なるため、単に定量的な観点のみから評価を行うことは適当でないが、3か月のうち、アンケートの回答期限が調査票の発送から約1か月後であり、その後、督促作業を行い、所要の集計作業を行っていることを踏まえれば、調査報告書の作成はおおむね効率的に行われたものと思われる。

また、この調査報告書は、調査対象となった地方公共団体及び政府出資法人に送付したほか、国の本省庁の連絡担当官会議等でも配布、周知しており、より多くの発注機関に内容を周知できたという効率的な手法であったと評価できる。

エ ホームページからのテキストのダウンロード数

公正取引委員会ホームページに掲載されたテキスト「改正入札談合等関与行為防止法について」をダウンロードして活用することにより、調達担当者等の改正入札談合等関与行為防止法に対する理解が深まることが期待される。テキストのダウンロード数はテキストのホームページへの掲載を開始した平成18年1月からの3か月間で約14,000件となっており、多くの調達担当者等がテキストを効率的に入手・活用しているといえることができる。

(4) 今後の課題(政策への反映)

調査報告書については、地方公共団体等に配布し、連絡担当官会議等の場で説明するなど、十分な周知が行われているものと考えられるが、この調査結果を踏まえて、各地方公共団体等がどのような対応を講じたかについては、十分把握できておらず、必ずしも適切な働きかけを行っていない状況にある。今後は、さらなる実態把握に努め、それを踏まえ、実態調査から導かれた課題の解決に向けて、連絡担当官会議等の場で競争政策上の課題及び考え方を説明するなど発注機関における法令遵守意識の向上について、効果的に働きかけていく必要がある。

また、改正入札談合等関与行為防止法の周知については、一般職員に対して説明会の内容を周知した地方公共団体は7割を超えているのに対し、説明会后、職員に対して研修・説明会を実施したり、実施を予定している地方公共団体は4割程度にとどまっており、これは、多くの地方公共団体において、改正入札談合等関与行為防止法の周知自体は行われているものの、改正法に対する理解を深める活動が十分に行われている状況には至っていないことを示すものである。今後は、改正入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容がさらに周知徹底されるよう、説明資料等の配布及び説明会への講師派遣等の活動を継続していくとともに、連絡担当官会議等の場においても積極的に改正法の周知徹底を図っていく必要があると考えられる。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

小西委員	○ 説明会に参加した発注機関の者が、それを組織に持ち帰って内部で研修会や説明会を行ったかという追跡調査を実施したことは、有効性をみるに当たり、良い試みである。 ○ アンケート調査において、事業者の周知度だけではなく理解度についても把握し、政策評価に用いるべきである。
田辺委員	○ 成果重視事業は、政策評価との連携が不可欠な事業であるので、特にきちんとした評価が必要であることに留意しなければならない。
東條委員	○ 3か年の事業の1年目の取組についての評価としては、詳細に書かれており、問題点も導き出せていると思うが、成果重視事業であるので、事業が終了したときにどれだけの成果があったかということがきちんと評価できるよう引き続き注視したい。

総 合 評 価 書

担当課 経済調査室

1. 評価対象施策

競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化
ー共同研究の実施, 公開セミナー, シンポジウムの開催ー

【具体的内容】

公正取引委員会職員と外部の経済・法学者との共同研究を行い, 研究成果を公表する。また, 共同研究の成果等を一般に情報発信し討議するための公開セミナーを開催するとともに, 時宜にかなったテーマについて国内外の学識経験者と知の共有を図り, 競争法運用における経済理論の応用等の必要性, 現状等について広く一般に情報発信し討議するためのシンポジウムを開催する。

2. 施策等の目的

公正取引委員会職員と経済理論等に精通した経済学者・法学者とが機能的・持続的に調査・研究において三者協働する仕組みを構築, 発展させることにより, 知識の蓄積等を図り, 競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎を強化する。

3. 評価の実施時期

平成 19 年4月～6月

4. 評価の目的(ねらい)及び観点

以下のような観点から, 本施策に対する評価を行うことにより, 本施策の課題を抽出するとともに, 改善を図る。

- (1) 取組は, 競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎を強化するために必要か(必要性)。
- (2) 取組は, 理論的・実証的基礎を強化する上で役立ったか(有効性)。

5. 政策効果の把握の手法

- ・共同研究及び共同研究報告書の公表
- ・公開セミナーの開催回数, 参加人数, 参加者に対するアンケート調査
- ・シンポジウムの開催回数, 参加人数, 参加者に対するアンケート調査

6. 評価を行う過程において使用した資料等

- ・共同研究報告書
- ・公開セミナー参加者に対するアンケート資料
- ・シンポジウム参加者に対するアンケート資料

7. 施策の実施状況

競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎を強化するため、下記のとおり活動を行った。

(1) 共同研究

平成 18 年度においては、下表のとおり、6本のテーマについて、公正取引委員会職員と外部の経済・法学者との共同研究を行った。

	テーマ
1	POSデータを用いた合併経済分析の応用手法の研究
2	審査・審判における経験則・経済理論の活用
3	メディア・コンテンツ産業での競争の実態調査
4	カルテルの実態調査と経済理論分析
5	状況証拠からの事実認定
6	競争者排除型行為に係る不公正な取引方法についての考え方

また、研究成果として、下表のとおり、平成 17 年度共同研究報告書を7本公表した。

	公表日	テーマ	執筆者
1	18.8.7	競争、イノベーション、生産性に関する定量的分析－市場構造のダイナミクスとパフォーマンスに関する研究－	元橋一之（東京大学大学院工学系研究科教授・競争政策研究センター客員研究員）、船越誠（競争政策研究センター研究員）
2	18.9.13	原始独占禁止法の制定過程と現行法への示唆	西村暢史（富山大学経済学部助教授・競争政策研究センター客員研究員）、泉水文雄（神戸大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター主任客員研究員）
3	18.9.20	リーニエンシー制度の経済分析	丹野忠晋（跡見学園女子大学マネジメント学部助教授・競争政策研究センター客員研究員）、濱口泰代（名古屋市立大学大学院経済学研究科講

			師), 木村友二(競争政策研究センター研究員), 石本将之(公正取引委員会事務総局), 鈴木淑子(日立総合計画研究所)
4	18.9.21	ブロードバンド・アクセス市場の需要分析	岡田羊祐(一橋大学大学院経済学研究科教授・競争政策研究センター主任研究官), 大橋弘(東京大学大学院経済学研究科助教授), 野口正人((株)情報通信総合研究所上席主任研究員), 砂田充(競争政策研究センター研究員)
5	18.10.18	商品差別化と合併の経済分析	泉田成美(東北大学大学院経済学研究科助教授・競争政策研究センター客員研究員), 石垣浩晶(NERA(株)コンサルタント・競争政策研究センター客員研究員), 木村友二(競争政策研究センター研究員), 五十嵐俊子(競争政策研究センター研究員)
6	18.11.10	日本のバイオテクノロジー特許出願の動向分析ー民間部門と公的部門の競争と協調ー	岡田羊祐(一橋大学大学院経済学研究科教授・競争政策研究センター主任研究官), 中村健太(日本学術振興会特別研究員), 藤平章(公正取引委員会事務総局)
7	18.12.22	マルチパーティー・ライセンスと競争政策	長岡貞男(一橋大学イノベーション研究センター教授・競争政策研究センター主任客員研究員), 和久井理子(大阪市立大学大学院法学研究科助教授), 伊藤隆史(知的財産研究所特別研究員)

(2) 公開セミナー

平成 18 年度においては, 下表のとおり, 共同研究の成果等を一般に情報発

信し、討議するため、公開セミナーを3回開催した。また、公開セミナーの議事録を、ホームページ上にて公表した。

	開催日	テーマ・講師等
1	18.6.2	<u>第6回公開セミナー</u> 【テーマ】 競争者排除型行為規制の理論的根拠－不公正な取引方法を中心に－ 【講師】 川濱昇(京都大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター主任客員研究員)
2	18.10.13	<u>第7回公開セミナー</u> 【テーマ】 独占禁止法の主要規定の成立と現行法への示唆 【講師】 泉水文雄(神戸大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター主任客員研究員) 【コメンテーター】 上杉秋則(前公正取引委員会事務総長)
3	19.1.26	<u>第8回公開セミナー</u> 【テーマ】 不当廉売・差別対価規制の経済的根拠について 【講師】 岡田羊祐(一橋大学大学院経済学研究科教授・競争政策研究センター主任研究官)

(3) シンポジウム

平成 18 年度においては、下表のとおり、時宜にかなったテーマについて国内外の学識経験者と知の共有を図り、競争法運用における経済理論の応用等の必要性、現状等について広く一般に情報発信し討議するため、シンポジウムを1回開催した。

	開催日	テーマ・講演者等
1	19.3.23	<u>第4回国際シンポジウム</u> 【テーマ】 M&Aと競争政策 【講演者】 ロバート・D. ウィリッグ(プリンストン大学ウッドローウィルソン校教授) ポール・シーブライト(トゥールーズ社会科学大学教授) 小田切宏之(一橋大学大学院経済学研究科教授)

		【討論者】 上杉秋則(前公正取引委員会事務総長) 小林利治((株)東芝執行役常務法務部長・(社)日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会部会長)
--	--	--

また、平成 17 年度に実施したシンポジウムの報告書を作成し、公表した。

8. 評価

(1) 必要性

近年、経済のグローバル化、技術革新の急速な進展、高度情報化社会の到来等の経済環境の変化の中で、我が国市場における競争も変質してきている。このような変化の中、独占禁止法や競争政策の的確な運用に当たっては、より精緻に経済実態や競争の状況を把握する必要があり、そのためには、経済理論に基づく実証的なアプローチ等を活用していく必要がある。欧米諸国においては、競争当局に多数のエコノミストがおり、経済理論を用いた高度な経済分析を行っており、その分析結果が競争法の運用に活用されている。

このような背景から、公正取引委員会においても、経済理論等による理論的裏付けに基づいた法執行や政策運営を目指しており、このため、産業組織論等に精通した経済学者・法学者と機能的・持続的に調査・研究において三者協働する仕組みを進展させているところである。

こうした協働の仕組みを具体化するため、競争政策に係る課題を抽出し、公正取引委員会職員と外部の経済・法学者との共同研究を行い、研究成果を公表する必要がある。また、共同研究の成果等を一般に情報発信し討議するための公開セミナーや、時宜にかなったテーマについて国内外の学識経験者と知の共有を図り、競争法運用における経済理論の応用等の必要性、現状等について広く一般に情報発信するためのシンポジウムを開催する必要がある。

(2) 有効性

ア 共同研究

本施策における研究は、公正取引委員会職員と外部の経済・法学者とが共同で行うものであり、行政ニーズを的確に踏まえた研究テーマを採択でき、かつ、研究成果を実務等に役立たせることができる。また、個々の職員の経済分析能力等の向上を図ることができるものである。

平成 18 年度においては、公正取引委員会職員等から研究テーマを募集するなどして競争政策に係る課題を抽出し、主に当委員会職員 13 名、外部の経済・法学者 10 名により、6本のテーマについて共同研究を行っている。また、研究成果として、平成 17 年度共同研究報告書を7本公表しており、共同研究の成果は、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の改定の実務や企業結合審査における経済分析手法の実務等にも活用されている。

このことから、競争政策に係る課題について、公正取引委員会職員と外部の経済・法学者とが共同研究を行い、研究成果を公表できたと評価することができ、共同研究については、おおむね有効であったと思われる。

イ 公開セミナー

(ア) 評価

平成 18 年度においては、公開セミナーを3回開催した。公開セミナーの参加者の合計は 310 名、その内訳は、会社員 200 名、弁護士 29 名、大学教員 25 名、大学院生・学生 17 名、公益法人職員 14 名、公務員2名、その他23名であり、共同研究の成果等を一般に情報発信することができたと思われる。

また、公開セミナー参加者に対するアンケート調査(参加者数 310 名、回答者数 190 名、回答率 61.3%)を行っているところ、公開セミナーに参加した感想については、「大変充実していた」とする回答が 15.3%、「充実していた」とする回答が 41.1%であった(表1)。また、自由回答欄に寄せられた意見としては、「異なる立場からのディスカッション形式は面白かった」、「このセミナーを通じて、経済学者の目と法学者の目の方向の違いを知ることができ、有意義であった」などの意見があった。

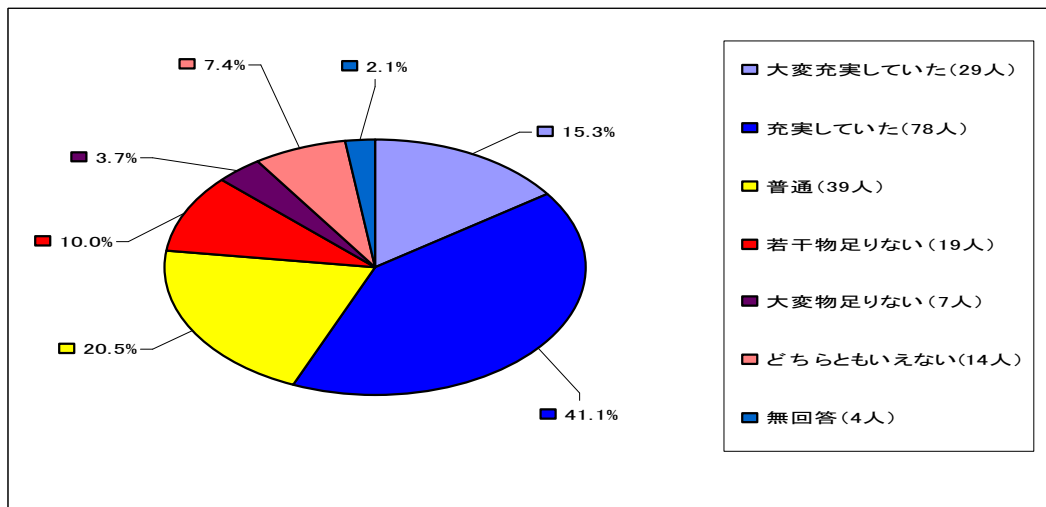
このことから、公開セミナー参加者の満足度はおおむね高く、共同研究の成果等を討議できたと評価することができ、公開セミナーの開催については、おおむね有効であったと思われる。

(イ) 改善すべき点等

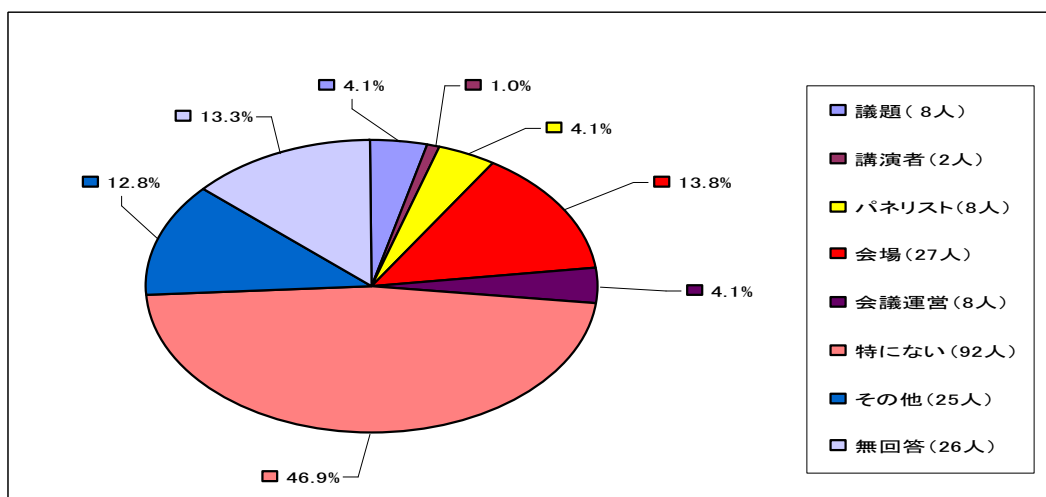
公開セミナーについて改善すべき点を聞いたところ、「特にない」とする回答が 46.9%、「無回答」とする回答が 13.3%であったが、「会場」とする回答が 13.8%あった(表2)。これを開催回別に見ると、第6回公開セミナーにおいて 26.5%(表3)となっている。具体的に、「会場が狭く暑い」といった意見が寄せられており、これは、同公開セミナーは6月に開催したところ、参加者数は 100 名を超えており、会場の規模に比べて参加者数が多過ぎたものと思われる。また、「その他」とする回答が 12.8%となっており、会場に関する意見のほか、「講演時間が短い」などの意見があった。

また、自由回答欄には、「具体的事例を増やし、それをよりわかりやすく説明して欲しい」、「企業担当者レベルの実態に即した内容がもう少し欲しかった」などの意見が寄せられたほか、今後取り上げて欲しいテーマ等について聞いたところ、「談合防止」、「知的財産権」、「優越的地位の濫用行為」などの意見があったことから、今後、これらの意見にも留意する必要があると思われる。

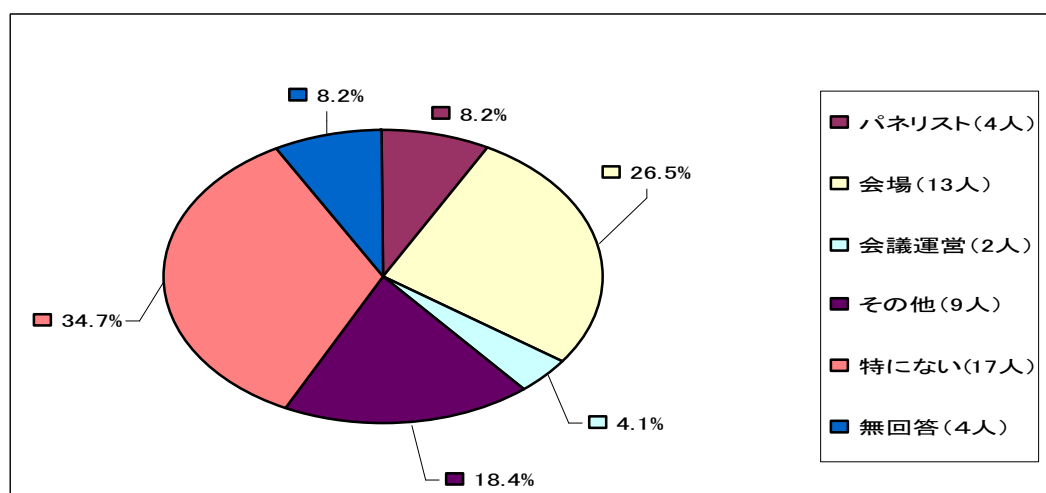
(表1)公開セミナーに参加した感想



(表2)公開セミナーについて改善すべき点



(表3)公開セミナーについて改善すべき点(第6回)



ウ シンポジウム

(ア) 評価

平成 18 年度においては、「M&Aと競争政策」をテーマに、国内外の学識経験者を迎え、国際シンポジウムを1回開催した。同シンポジウムの参加者は245名、その内訳は、会社員113名、大学教員26名、公正取引委員会職員17名、公益法人職員15名、弁護士14名、大学院生・学生13名、その他43名であり、競争法運用における経済理論の応用等の必要性、現状等について、広く一般に情報発信することができたと思われる。

また、シンポジウム参加者に対するアンケート調査(参加者数 245 名、回答者数 103 名、回答率 42.0%)を行っているところ、シンポジウムに参加した感想については、「大変充実していた」とする回答が 31.4%、「充実していた」とする回答が 42.9%であった(表4)。また、自由回答欄に寄せられた意見としては、「国際的視点に立った多くの示唆をいただくことができた」、「多面的な視点から専門的な話があり、大変参考になった」などの意見があった。

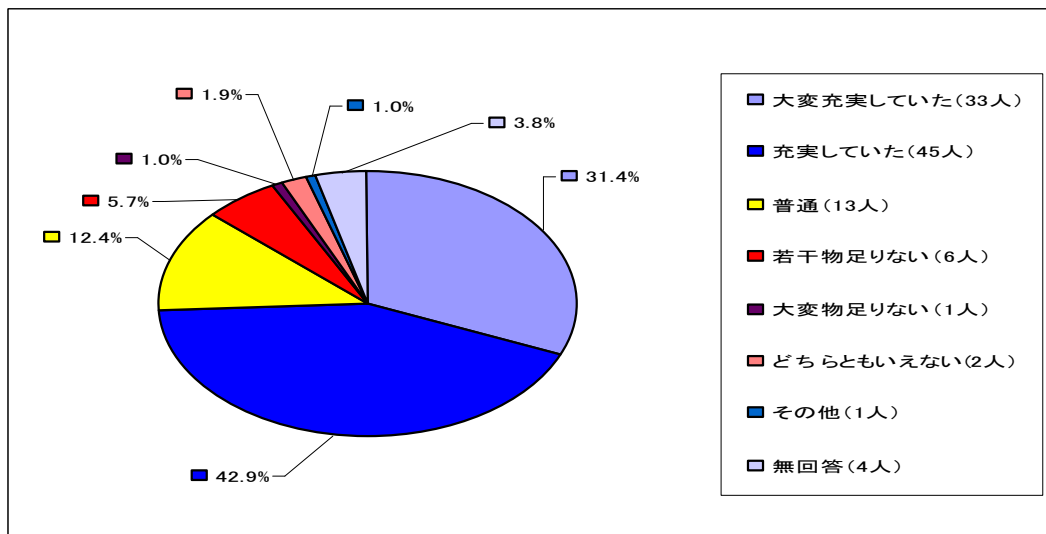
このことから、今回のシンポジウムの開催趣旨については、「M&Aに対する競争政策を企画・実施していく上での理論的な基礎が、その変遷も含めて明らかになるとともに、今後の競争政策の更なる発展に向けた示唆が得られるもの」としていたところ、参加者の満足度はおおむね高く、時宜にかなったテーマについて、国内外の学識経験者と知の共有を図り、討議できたと評価することができ、シンポジウムの開催については、おおむね有効であったと思われる。

(イ) 改善すべき点等

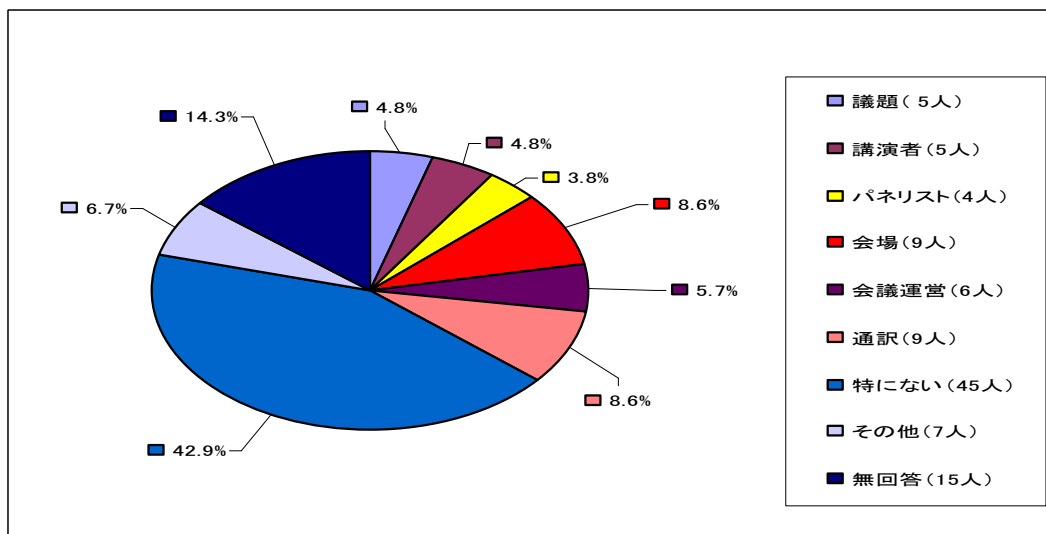
シンポジウムについて改善すべき点を聞いたところ、「特にない」とする回答が 42.9%、「無回答」が 14.3%であったが、「通訳」とする回答が 8.6%、「会場」とする回答が8.6%、「会議運営」とする回答が5.7%あった(表5)。また、「その他」とする回答が 6.7%あり、具体的には、「通訳の和訳でカタカナが多い」、「空調」、「椅子を柔らかいものにして欲しい」、「講演時間が短過ぎる」などの意見があった。このうち、通訳に関するものについては、講演資料がシンポジウム開催日の前日に届くなどしたため、講演者と通訳者間の打合せが十分に行われなかったこと等によるものと思われる。

また、自由回答欄には、「講演者は皆経済学者であり、カウンターパートとしての法学者の話が聞きたかった」、「理論の議論に偏り過ぎていたので、もっと実務に近い話があったほうがよかった」、「専門的な言葉が多過ぎた」、「皆に机を用意して欲しい」などの意見が寄せられたほか、今後取り上げて欲しいテーマ等について聞いたところ、「談合」、「知的財産権」、「リーニエンシー」、「イノベーション」などの意見があったことから、今後、これらの意見にも留意する必要があると思われる。

(表4)シンポジウムに参加した感想



(表5)シンポジウムについて改善すべき点



(3) 今後の課題(政策への反映)

前記のとおり、独占禁止法や競争政策の的確な運用に当たっては、より精緻に経済実態や競争の状況を把握する必要がある。そのためには、経済理論に基づく実証的なアプローチ等を活用していく必要がある。このため、産業組織論等に精通した経済学者・法学者と機能的・持続的に調査・研究において三者協働する仕組みを進展させているところであり、こうした協働の仕組みを具体化するため、競争政策に係る課題を抽出し、公正取引委員会職員と外部の経済・法学者との共同研究を行い、研究成果を公表してきているところである。また、競争研究の成果等を一般に情報発信し、討議するための公開セミナーや、時宜にか

なったテーマについて国内外の学識経験者と知の共有を図り、競争法運用における経済理論の応用等の必要性、現状等について広く一般に情報発信するためのシンポジウムを開催してきているところである。

したがって、共同研究については、行政ニーズを的確に踏まえた研究テーマを採択できるかが重要であると思われ、今後も公正取引委員会職員等から研究テーマを募集するなどして競争政策に係る課題を抽出し、研究成果を実務等に役立たせて行く必要があると思われる。また、共同研究は、個々の職員の経済分析能力等の向上を図ることができるものであることから、当委員会職員の参加者数を増加させていく必要があると思われる。

公開セミナー及びシンポジウムについては、参加者アンケートの回答から、参加者の満足度はおおむね高かったと評価できるものの、参加者には、「わかりやすく説明してもらいたい」との要望や、「実務に即して説明してもらいたい」との要望もあると考えられる。これら要望は相反する面もあるが、今後の公開セミナー及びシンポジウムの会議運営に際しては、可能な限りこれら双方の要望に応えられるよう、講演者等の選定や配布資料等の準備をする必要があると思われる。また、テーマ選定に際しては、参加者アンケートに寄せられた「談合」や「知的財産権」などの意見も参考にしつつ、今後も競争政策に係る課題等についてより時宜にかなったテーマを選定していく必要があると思われる。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

東條委員	競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎を強化していくためには、もう少し、法学的なアプローチも必要であると考えてるので、今後の共同研究等のテーマ設定などに当たっては、この点も考慮する必要がある。
------	---

総合評価書

担当課 相談指導室

1. 評価対象施策

事業活動に関する相談・指導

【具体的内容】

事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、独占禁止法（企業結合及び優越的地位の濫用に関する相談を除く。）上の問題の有無の相談（以下「相談」という。）に回答するとともに必要に応じ問題点の指摘や是正指導を行う。

2. 施策等の目的

事業者等からの相談に適切に対応することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する。

3. 評価の実施時期

平成 19 年 4 月～6 月

4. 評価の目的及び観点

以下の観点から、本施策に対する評価を行うことにより、本施策の課題を抽出するとともに、改善を図る。

- (1) 本施策は、独占禁止法違反行為の未然防止、公正かつ自由な競争の維持・促進のために必要か（必要性）。
- (2) 本施策は、その行政目的を達成する上で有効であったか（有効性）。
- (3) 相談指導室による対応は効率的であったか（効率性）。

5. 政策効果の把握の手法

- (1) 過去に相談した事業者等に対するアンケート調査

本施策の評価のため、過去約2年間に相談に来た事業者等に対し、本施策の効果等を把握するため、以下のとおりアンケート調査を実施した。

調査期間	発送日	平成 19 年 3 月 5 日
	回答締切日	平成 19 年 3 月 16 日
調査対象者	平成 16 年 4 月から平成 18 年 12 月までの間に相談指導室に寄せられた相談のうち、詳細案件の中から調査対象者(事業者又は事業者団体)を選定。	
回収状況	送付数	100 件
	回収数	92 件
	回収率	92%

(2) 回答までに要した日数、相談件数の推移等の分析

6. 評価を行う過程において使用した資料等

- ・過去に相談した事業者等に対するアンケートの集計資料
- ・相談処理台帳

7. 施策の実施状況

(1) 相談対応の流れについて

相談指導室では、独占禁止法違反行為の未然防止、事業活動の円滑化を図るため、事業者等がこれから実施しようとする具体的な活動が、独占禁止法の不当な取引制限、不公正な取引方法、事業者団体の禁止行為等の規定に照らして問題がないかどうかについて、事業者等からの電話・来庁等による相談に積極的に応じてきており、業界の実情を十分に参酌して相談に対応し、実施しようとする活動についての独占禁止法上の問題の有無等を回答している。

(2) 相談の種類及び実績について

相談指導室で対応している相談には、相談の対象となる行為に応じてあらかじめ定めてある書面(電子的方法も含む。)による相談に対し、書面で回答する「事業者等の活動に係る事前相談制度(平成 13 年 10 月 1 日公表)」による相談(以下「事前相談」という。)及び、速やかに回答を行うこと等に重点をおいた、事業者等から相談の内容の説明を受け口頭で回答する相談(以下「一般相談」という。)の 2 種類がある。

一般相談に係る検討は具体的な相談の内容によって異なるが、複雑あるいは判断の難しい案件で相談者から事業活動等に関する様々な資料の提供を受け、回答案について公正取引委員会内部で詳細な検討を要する相談(以下「詳細案件」という。)がある一方、これまでの相談事例及びガイドライン等を踏まえ、比較的短期間で回答できる相談(以下「簡易案件」という。)も多い。

平成 16 年度から 18 年度までの間に相談指導室で対応した相談の件数は以下のとおりである。

(単位: 件)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
事前相談制度を利用した相談	0	0	1
一般相談	1,782	1,918	1,847
<i>詳細案件</i>	<i>87</i>	<i>90</i>	<i>57</i>
<i>簡易案件</i>	<i>309</i>	<i>232</i>	<i>151</i>
<i>その他 *</i>	<i>1,386</i>	<i>1,596</i>	<i>1,639</i>
苦情等	128	194	216
合計	1,910	2,112	2,024

*「その他」には、具体的な事業活動に関する相談のほか、相談指導室が担当しているガイドラインの説明や抽象的な行為に関する一般的な独占禁止法上の考え方等についての問い合わせも含まれる。

(3) 相談事例集について

独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談指導室に寄せられた相談のうち、相談者以外の事業者等にも参考となると思われる相談の概要を主要な相談事例として取りまとめ、平成 16 年 6 月、平成 17 年 6 月、平成 18 年 6 月に公表している。

8. 評価

(1) 必要性

ア 本施策の必要性

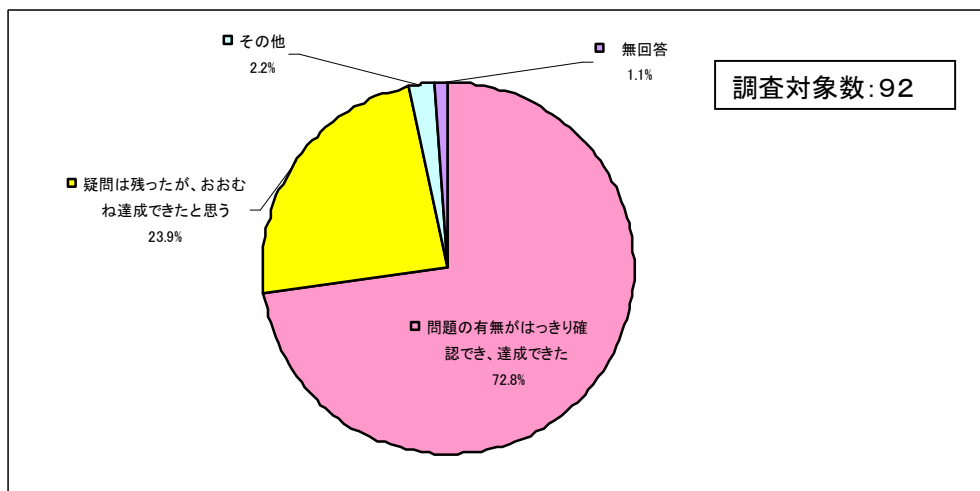
独占禁止法は、私的独占、カルテルなどの不当な取引制限、再販売価格維持行為などの不公正な取引方法を規制しており、これらに対する行政措置は事後的になされるものである。上記の規制について、独占禁止法の規定は非常に抽象的であり、具体的にどのような場合に問題となるかは、公正取引委員会の審査を経てケースバイケースで判断されることになる。そこで公正取引委員会では、どのような場合に問題となるのかについて、事業者等があらかじめ判断できるよう独占禁止法上の考え方を示した各種指針(ガイドライン)を公表している。しかし、事業者等としては、必ずしもガイドラインの存在又はその内容を把握していない場合や、ガイドラインを見ても自己の行為の違法性の有無に疑問が残る場合がある。したがって、事業活動に関する相談に回答する制度を設けることは、事業者等による独占禁止法違反行為の未然防止及び事業活動の円滑化に資するもので、事業者等にとっても必要なものといえる。

イ 事業者等の本施策のニーズ等

アで述べたとおり、政策的に本施策を維持していくことが必要であるが、事業者等にとって本施策が必要とされているかどうか検証するため、アンケート調査において、相談の目的は達成されたか、今後の利用意向等について尋ねた。

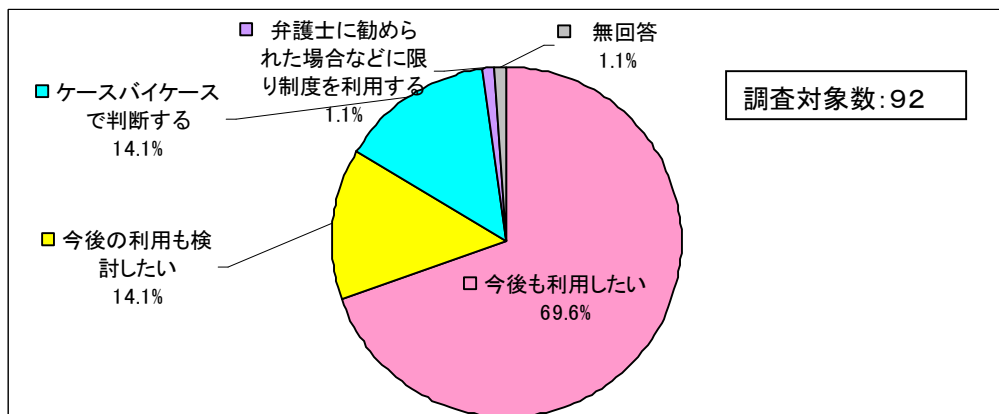
(ア)「最終的に相談の目的は達成できたか。」という問いに対し、72.8%が「問題の有無がはっきり確認でき達成できた」との回答であった。「その他」との回答が2.2%あるが、その内容は「違法であることが確認できたので目的を達成することができた」、「どのような場合に独禁法上問題が生じるのかについて回答をもらい計画を具体化する際の指針が得られた」との回答であり、調査対象の75.0%は相談により独占禁止法上の問題の有無が理解できたとしている。「おおむね達成できた」(23.9%)も含めれば、98.9%がはっきり理解できた又はおおむね目的を達成できたとしている。

【質問「最終的に相談の目的は達成できたと思いますか。」】



(イ)「相談指導室の相談制度の今後の利用意向」について尋ねたところ、69.6%が「今後も利用したい」とし、13.0%が「今後の利用も検討したい」としており、本施策へのニーズが高いことが伺われた。

【質問「今後も事業活動の計画の際に独占禁止法上の疑問が生じた場合には、相談指導室の相談制度を利用したいと思いますか。」】

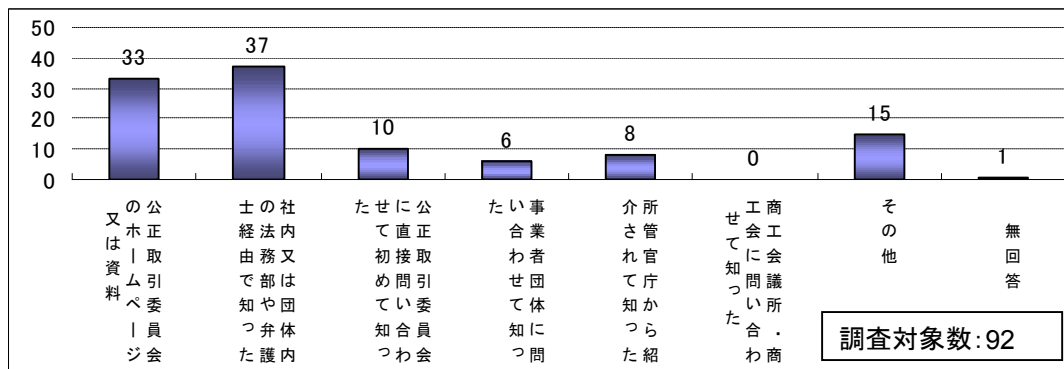


ウ 相談制度・相談手続等の周知

ア及びイのとおり、相談制度は事業者等にとって必要なものであると評価できるが、事業者等に対してこの相談制度の存在、手続、内容等を十分に認識させられているかについて確認するため、①相談できることをどのような経緯で知ったか、②相談に当たり不便だと感じた点、③相談の種類や手続についての周知方法について、アンケート調査で尋ねた。

- (ア) 独占禁止法上の相談ができることを知った経緯について複数回答で尋ねたところ、「社内又は団体内の法務部や弁護士経由で知った」との回答が 37 件、「公正取引委員会のホームページ又は資料で知った」との回答が 33 件であった。

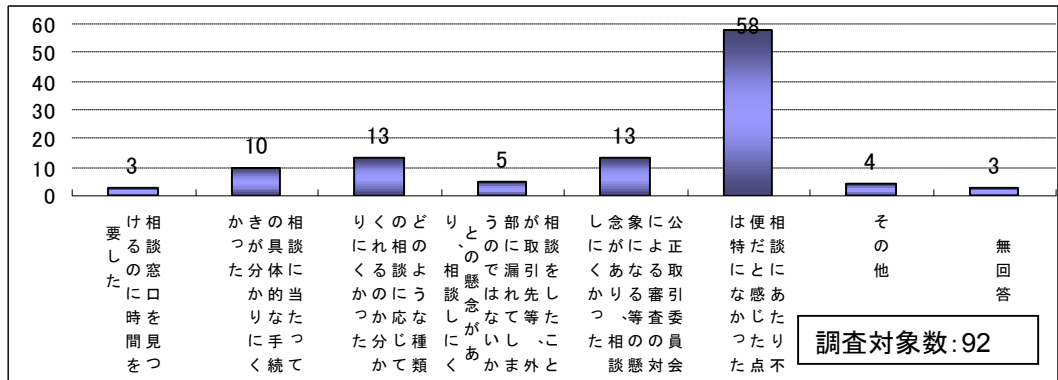
【質問「相談指導室に具体的な事業計画に関する独占禁止法上の相談ができることをどのような経緯で知りましたか」(複数回答可)】



- (イ) また、相談に当たり不便だと感じた点があったか複数回答で尋ねたところ、「不便だと感じた点は特になかった」との回答が 58 件であり、他方で、「手続が分かりにくい」との回答が 10 件、「どのような相談に応じているのか分かりにくかった」との回答が 13 件であった。

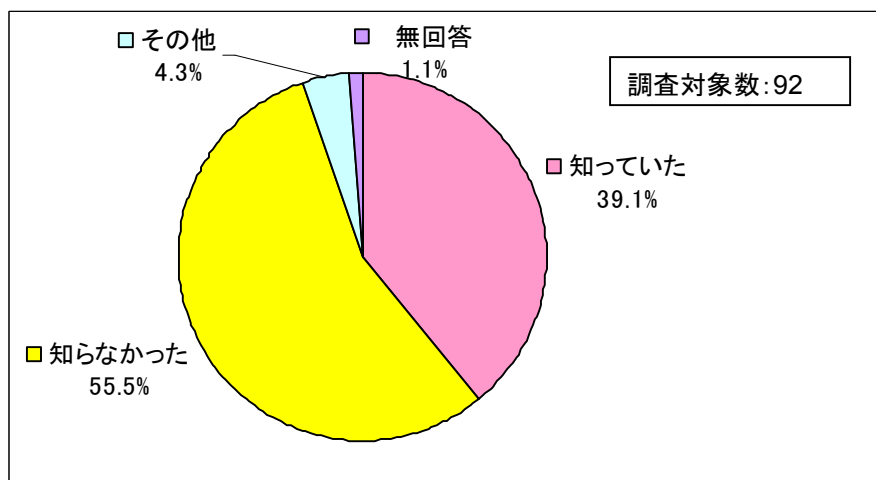
- (ウ) なお、アンケートで「一般相談の手続を事前に知っていたか」と尋ねたところ、「知らなかった」との回答が 54.3%であり、「知っていた」との回答が 28.3%であった。しかし、相談の問い合わせ時において担当者から一般相談の手続については説明をしており、この手続については、「ごく自然な手順であり、何ら違和感はない」旨の回答が複数あった。

【質問「相談指導室に相談するに当たり、不便だと感じた点はありませんか」(複数回答可)】



(エ) 最近の事前相談制度の利用状況は、7(2)の表に示したとおり、少ない(平成16年度0件、平成17年度0件、平成18年度1件)。公正取引委員会では、事前相談制度についてホームページ等で周知し、事前相談の際に提出を要件付けている申出書もホームページで入手できるようにしているが、アンケート調査で相談前に事前相談制度を知っていたか尋ねたところ、「知らなかった」との回答が55.5%に上った。ただし、相談指導室では、相談時に文書での回答を求める者に対しては事前相談制度について紹介しており、事前相談制度を「知らなかった」と回答した5事業者等のうち、41.2%は「事前相談制度の説明があった」としている。

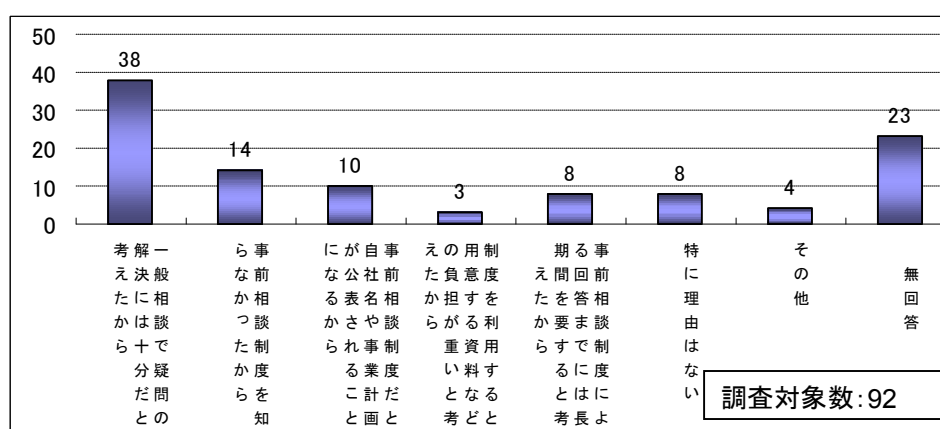
【質問「相談前に相談には一般相談と事前相談制度の二種類があることをご存知でしたか。」】



(オ) 一般相談を選択した理由を複数回答で尋ねたところ、最も多かった回答は「一般相談で疑問の解決には十分だと考えたから」(38件)であり、次に

「事前相談制度を知らなかったから」(14 件)、「事前相談制度だと自社名や事業計画が公表されることになるから」(10 件)となっている。このうち、「事前相談制度を知らなかったから」と回答した 14 事業者等に今後の事前相談の利用意向を聞いたところ、「利用したいと思う」は 14.3%であったのに対し、「ケースバイケースで判断する」(57.1%)がもっとも多く、「疑問の解決には一般相談で十分だと思うので、一般相談を利用する予定」は「利用したい」と同じ比率で 14.3%であった。

【質問「一般相談を選択された方はその理由がありましたらお答えください」(複数回答可)】



【まとめ】

独占禁止法の行為規制の規定は抽象的なものであることから、事業者等の予見可能性を高め、独占禁止法違反行為を未然に防止するという政策的な観点から必要性があると認められる。また、アンケート調査結果から、相談者の多くは相談により目的が達成できたとしており、今後も利用したいとしていることから、独占禁止法の行為規制の対象となる事業者等にとって、事業の円滑な実施の観点から本施策の必要性は高いものと言える。

一方、相談制度、手続等の周知状況については、前記ウから、本施策の周知はある程度なされているが、相談指導室が受け付ける相談はどういうものか、また、どういう手続で相談すればよいのかについては十分な周知がなされていないと言える。

また、書面による相談に対し書面で回答する事前相談制度について、アンケートでは半数以上の相談者が相談時には事前相談制度のことを知らなかったと答えている。事前相談制度についてはホームページに掲載しているほか、相談指導室では文書で回答を求める者に対し、事前相談制度の紹介を行っているが、事前相談制度の紹介後も相談者の判断により一般相談の利用を選択しているものがほとんどであった。

一般相談については公正取引委員会のホームページ等において、事前相談制度によらない電話、来庁等による一般的な相談についても応じている旨の記載をしているが、一般相談の手続に関する説明がなされておらず、現在の周知方法では一般相談と事前相談制度の違いが分かりにくいとも考えられる。

本施策は必要性の高いものであるから、相談の手続、相談の種類等も含め、その適切な周知を行い、利用者が相談しやすい環境を整えていく必要がある。

(2) 有効性

ここでは、本施策がその行政目的を達成する上で有効であったかを、ア 相談への回答の有効性、イ 独占禁止法に対する意識の変化の観点からを検証し評価する。そこで、アンケート調査において、①相談により目的は達成できたか、②回答内容を十分に理解できたか、③回答を受け、相談した事業計画をどのように扱ったか、④相談後、独占禁止法に対する意識が変わったか等について尋ねた。

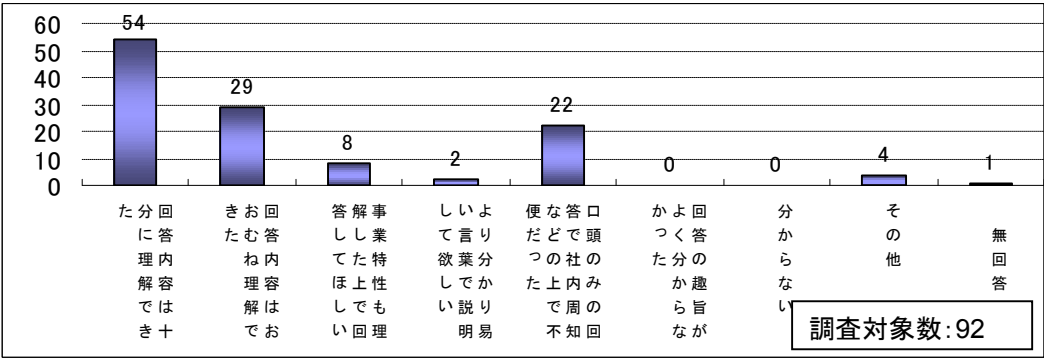
ア 相談への回答の有効性

(ア) (1)イ(ア)で述べたとおり、「最終的に相談の目的は達成できたか。」という問いに対し、75.0%が「問題の有無がはっきり確認でき達成できた」又は「問題の有無が確認できた」との回答であった。「おおむね達成できた」(23.9%)も含めれば、98.9%がはっきり理解できた又はおおむね目的を達成できたとしている。

(イ) 相談に対する回答を相談者が十分理解できたかどうか、複数回答で尋ねたところ、最も多かった回答は「回答内容は十分に理解できた」(54件)であり、次いで「回答内容はおおむね理解できた」(29件)であった。

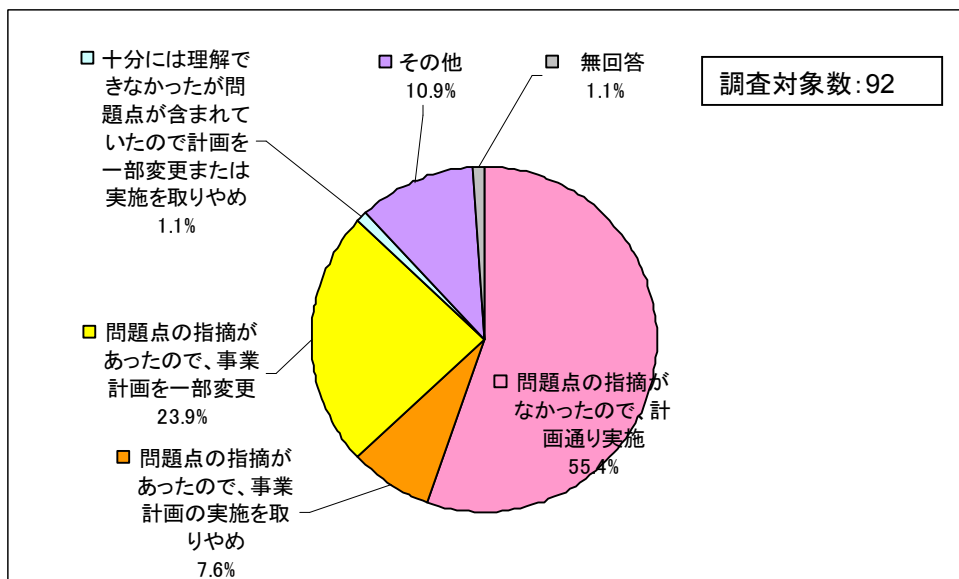
一方、「口頭での回答だったので社内(団体内)周知などの上で不便だと感じた」との回答が22件あった。

【質問「回答内容を十分に理解できましたか」(複数回答可)】



(ウ) また、「公正取引委員会からの回答を受け、相談した事業計画をどのように取り扱ったか」について尋ねたところ、55.4%が「問題点の指摘がなかったなので、計画通りに実施した」と答え、「問題点の指摘があったので、事業計画を一部変更又は実施を取りやめた」が 31.5%であった。「その他」との回答が 10.9%あるが、その内容は、「指摘は理解できたが相談者の都合で実施を取りやめた」、「指摘を踏まえ取引先と交渉中」、「指摘を踏まえさらに検討中」などであり、ほとんどの者が回答内容を踏まえた対応を採っている。

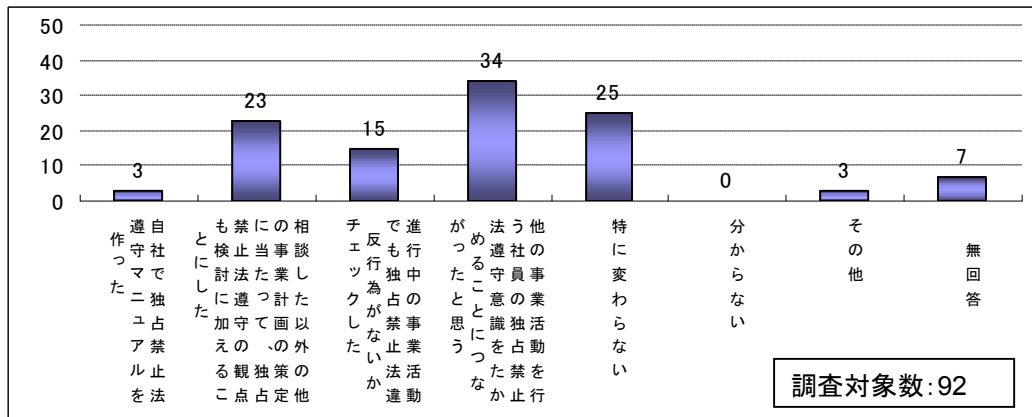
【質問「回答を受け、相談した事業計画をどう扱いましたか。」】



イ 独占禁止法に対する意識の変化

相談後、独占禁止法に対する意識が変わったかどうかについて複数回答で尋ねたところ、「他の事業活動を行う社員の独占禁止法遵守意識を高めることにつながったと思う」(34 件)、「事業計画の策定に当たって、独占禁止法遵守の観点も検討に加えることにした」(23 件)など肯定的な回答が多数あり、個別相談事案のみでなく、独占禁止法遵守意識の向上にも効果が見られた。

【質問「相談後、独占禁止法に対する意識は変わりましたか」(複数回答可)】



【まとめ】

相談に対する公正取引委員会の回答は、ほとんどの事業者等にとって相談対象行為の独占禁止法上の問題の有無の理解に資するものであった上、回答内容に沿って事業を進めたとしている事業者等が 88%に上ったことから、本施策は相談者の事業活動の円滑な実施、違反行為の未然防止のために有効なものであったと評価できる。

また、本施策により個別相談事案に係る違反行為の未然防止が図られるだけでなく、相談対象行為以外の事業活動や将来の事業者等の活動についての独占禁止法遵守意識の向上にも役立っている結果が見られた。

(3) 効率性

ここでは、相談を受け付けた日から回答まで要した日数及び相談者の相談の対応状況から効率性についての評価を行う。そこで、アンケート調査において①回答までの期間についてどう感じたか、②相談担当者の対応振り等について尋ねるとともに、回答までに要した日数等から評価を行った。

ア 回答までの日数

(ア) 本施策の効率性について検証するため、相談を受け付けた日から回答まで要した日数(以下「処理日数」という。)を詳細処理案件、簡易案件、両者の合計について集計したところ、以下の表のような結果であった。

詳細及び簡易案件を合わせた処理日数の平成 16 年度から平成 18 年度までの 1 件当たりの平均処理日数の推移を見ると、16 年度から 17 年度までは2倍以上になっており、18 年度は 17 年度よりも短縮されているものの 16 年度の 2 倍弱となっている。一方、処理件数は年々減少している。

相談の処理日数及び件数の推移

		平成 16 年度	平成 17 年度	18 年度
詳細案件	平均処理日数	22.1 日	33.6 日	43.0 日
	件数	87 件	90 件	57 件
簡易案件	平均処理日数	1.9 日	7.0 日	2.6 日
	件数	309 件	232 件	151 件
詳細案件・ 簡易案件合計	平均処理日数	6.3 日	14.4 日	12.3 日
	件数	396 件	322 件	208 件

(イ) アンケート調査で回答までの希望日数を尋ねたところ、「10 日～20 日」との回答が 56.5%であり、「20 日～30 日」との回答が 28.3%であった。平均した希望日数は約 20 日であった。

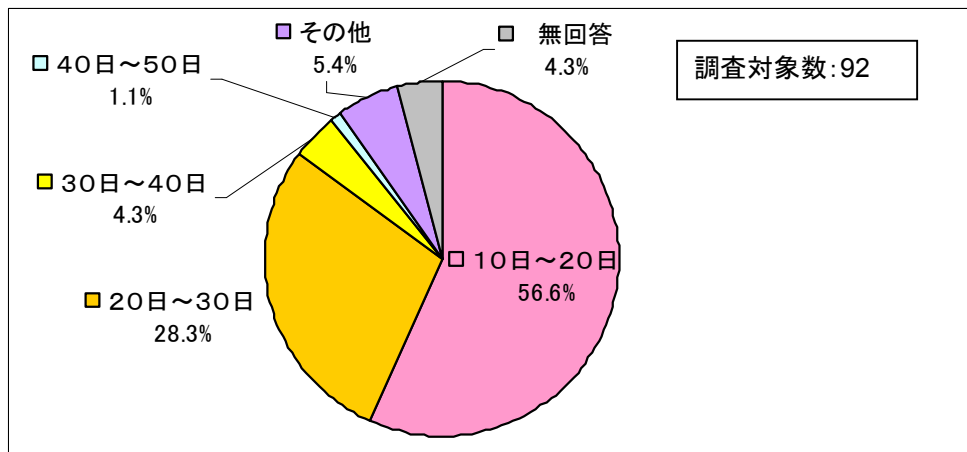
さらに、回答までの実際に要した期間についての感想を尋ねたところ、「ちょうどよい」と「長すぎる」が同じ比率で 38.0%であった。「長すぎる」と回答した案件について実際に要した日数は以下の表のとおりであり、最も長いものは 148 日であり、最も短いものは 13 日であった。101 日以上の長期間を要した案件の相談者からは、アンケート調査においてすべて「長すぎる」と評価されている。

回答までに要した期間についての感想と実際の処理日数

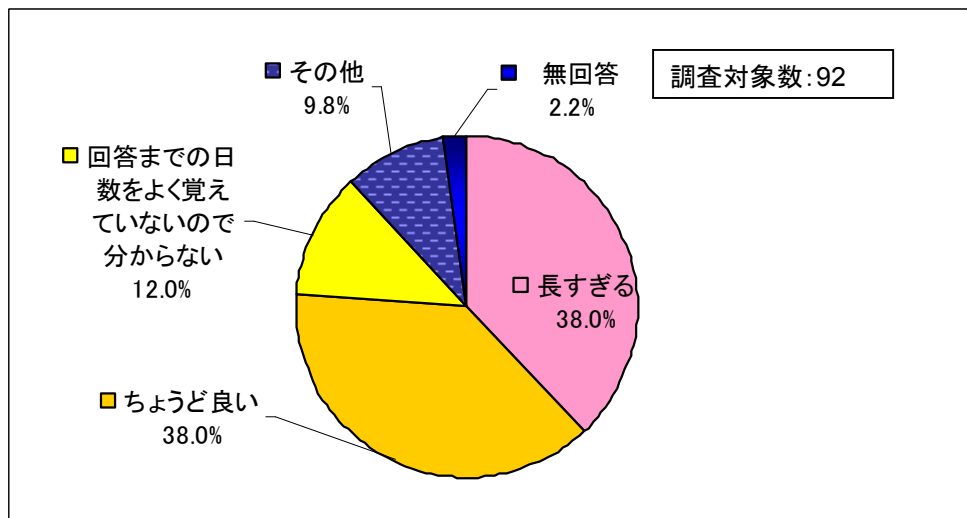
処理日数	件数	
	「長すぎる」と回答	「ちょうど良い」と回答
1 日～10 日	0 件	4 件
11 日～20 日	5 件	12 件
21 日～30 日	6 件	8 件
31 日～40 日	7 件	3 件
41 日～50 日	5 件	6 件
51 日～80 日	3 件	2 件
101 日～150 日	3 件	0 件

なお、時間を要する複雑な案件については、必要な資料の提出や問題点の検討に時間を要する旨を事前に説明している。アンケートでも、回答までに時間を要することの説明の有無について尋ねたところ、「説明があった」との回答は 95.7%であった。

【質問「相談に対し、どのくらいの日数での回答を希望されていましたか。」】



【質問「実際に回答までに要した期間についてどう感じましたか。」】

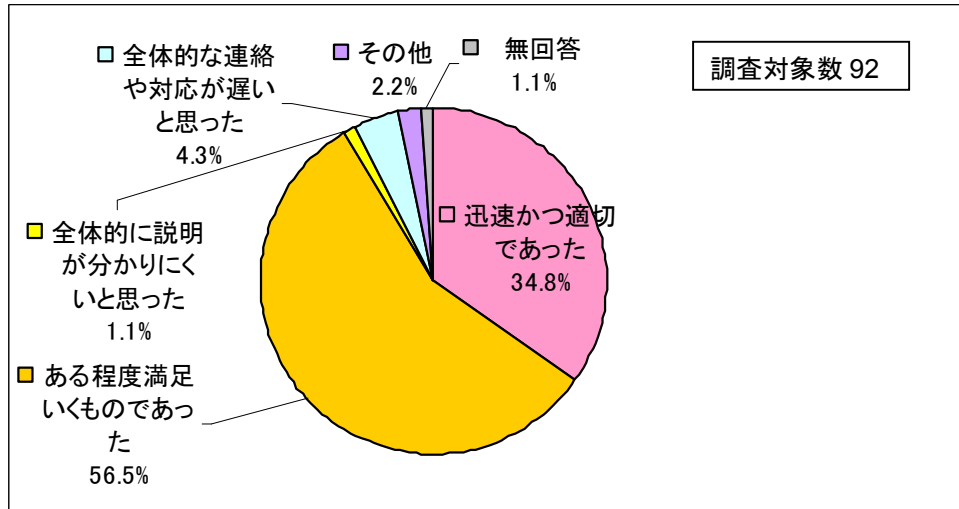


イ 相談対応

相談が効率的に行われるためには、担当者の説明、質問、追加資料の指示等が的確なものでなければならないことから、アンケート調査により、担当者の相談対応の状況を以下のとおり確認した。

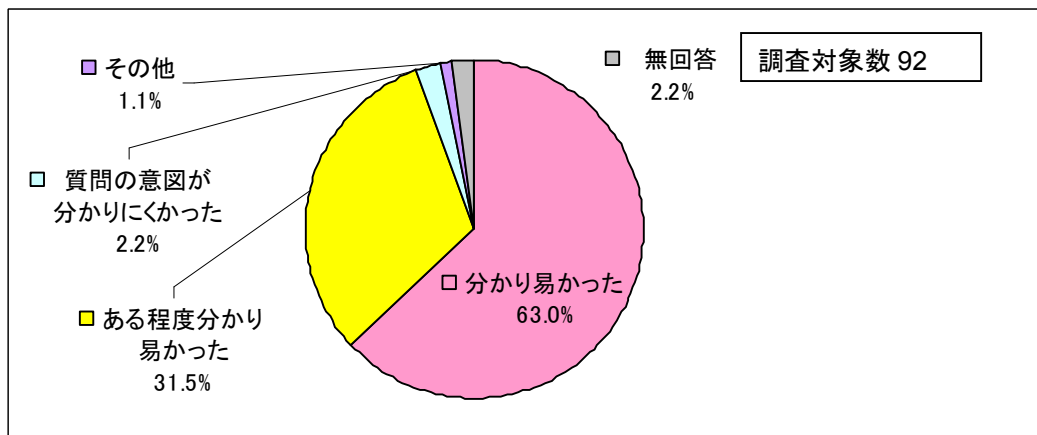
(ア) 相談担当者の対応振りについて尋ねたところ「迅速かつ適正であった」又は「ある程度満足いくものであった」との回答の合計が 91.3%を占めた。相談対応に際しては原則予約制であるので、事前予約の日程調整について尋ねたところ、93.5%が「スムーズに行われた」との回答であった。

【質問「相談担当者の対応振りについてどのように感じましたか。」】



(イ) また、担当者による質問、追加資料の指示等の分かりやすさを尋ねたところ、「分かり易かった」又は「ある程度分かり易かった」との回答の合計が 94.5%を占めた。

【質問「担当者による質問、追加資料の指示等は分かりやすいものでしたか。」】



【まとめ】

平成 16 年度から平成 18 年度にかけて相談件数は減少しているにもかかわらず、処理日数が長期化する傾向にある。迅速な処理に努めているところであるが、年々相談案件の内容が複雑化・専門化していること等により、このような状況になっているものと考えられる。しかし、アンケートで回答までの日数についての感想を尋ねたところ、「長すぎる」との回答が 38.0%あり、また、56.6%が「10 日～20 日」での回答を希望するとしていることから、より効率的な処理に努める必要がある。「長すぎる」と相談者が回答した案件のうち、101 日以上 of 長期間を要した案件は業務提携やOEM供給など複数の事業者が関与する案件

が多く、事実関係の把握のための相談者からの資料の提出等に時間を要するものも多かった。このように処理日数は、事案の複雑さの程度によって大きく左右されるので、一概に処理日数のみで効率性の評価をすることはできないものの、処理の遅延は厳に避けなければならない、日数を要する場合であっても、これについて十分相談者に説明する必要がある。

また、担当者の相談の対応振り自体については、特段の問題は指摘されていない。

(4) 今後の課題

上記の評価を踏まえた改善点としては、多くの相談者が相談時において、一般相談の相談手続を十分に認知していなかったことから、今後は相談制度の概要及び手続の周知を分かりやすくすることが求められる。具体的には多くの相談者がアクセスできる公正取引委員会のホームページにおいて、相談制度に関する情報をあらかじめ分かりやすく提供し、相談者が効率的に相談できるようにすることが必要である。

また、処理日数については、近年長期化している傾向が見られ、これは年々相談案件の内容が複雑化・専門化していること等によっても考えられるが、相談者の約 4 割が処理日数の感想として「長すぎる」と答えていることを踏まえると、今後、相談者の事業活動の円滑な実施の観点からも処理日数についてはできる限り短縮するよう努めることが求められる。そのためには、事務処理の進め方についての抜本的な見直しを含め、検討を行う必要があると考えられる。また、一般的に相談のプロセスの全体像をホームページ等において示し、さらに相談を受けた際にはその早い段階で回答までの見通しを説明し相談者の理解を得ることが必要であると考えられる。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

小西委員 田中委員 田辺委員 東條委員	相談の処理に時間がかかりすぎているとの問題点がしっかりと把握されており、この点については評価できる。今後の課題として、事務処理の進め方について抜本的な見直しを含め、検討を行う必要があるとしているが、実効性のある改善が求められる。
東條委員	インフォーマルな相談というのは、行政側にとっては行政サービスの一環であり、また、企業側にもニーズのあるものであることは十分理解できるが、こうした相談での行政側の回答が、公権力の行使に近い影響を与える可能性もあるので、こうした点に留意して慎重に対応する必要がある。
田辺委員	事前規制から事後規制に変わっていても、企業にとっては、こうし

	た相談・回答というソフトな関係を求める部分はあるだろうから、引き続き必要となるものである。ただ、相談業務の透明性は確保する必要があるので、相談事例は積極的に公表すべきである。
--	--